

令和7年度

子ども・子育て支援等推進調査研究事業

「保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」

事業報告書

令和8年3月

PwC コンサルティング合同会社

概要

【事業目的】

こども家庭庁が示した「保育政策の新たな方向性(令和6年12月20日)」の「1(1)市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：人口減少対策」において、今後児童が減少することで、安定的な運営が困難になる保育所等が発生し、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性も指摘されている。また、人口減少地域において保育機能の確保・強化を進めるために、市町村が中心となり、地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携等を進めることが指摘されている。

このような持続可能な保育提供体制の確保を進めるための手段の一つとして、合併・事業譲渡等があり、上記方向性においても、持続的な保育提供体制の確保のためにも、必要な場合に、地域において法人合併や事業譲渡等が円滑に進められるようにしていくことも重要と指摘されている。

法人合併や事業譲渡等の実施実績は近年では増えてきているものの、保育所等の法人合併や事業譲渡等の事例は限られているため、自治体のノウハウ不足から手続等に時間を要する場合があることも想定される。

第一義的には、保育体制の維持継続が重要であり、利用者へのサービス提供が中断・停止することを防がなければならない。そのため、その方策として考えられる事業者の協働化や合併、事業譲渡等による経営力強化等を円滑に実施できる環境整備が必要である。しかし、実態として合併・事業譲渡等に関する情報不足や、自治体ごとにルールが異なることによる手続の予見性の低さや事務負担の重さが合併・事業譲渡等を進めるうえでの弊害となっていることが「規制改革実施計画」(令和6年6月21日閣議決定)において指摘されている。

以上の背景から、本事業では自治体や事業者が希望するときに合併・事業譲渡等をより円滑に実施できる環境整備のため、以下の3点を実施することを目的とした。実施に当たっては、有識者及び協力団体からの意見収集や自治体・保育所等への実態調査を行い、よりよい成果物作成に努めた。

- ・ 合併・事業譲渡等に関するガイドラインの作成・公表
- ・ 合併・事業譲渡等の手続に係る自治体のルールの有無・内容などの整理・公表
- ・ 児童福祉法等の規定により地方公共団体に対して提出する書類の標準様式及び添付書類(以下「標準様式案」という。)の作成、全国一律で手続を行うための所要

の措置の検討

【調査方法】

本事業では、学識者・支援現場の有識者・地方自治体職員等で構成する検討委員会を組成し、4回にわたって議論を行った。

また、合併・事業譲渡等に関するガイドライン案及び標準様式案の作成の基礎資料とするため、次のアンケート調査及びヒアリング調査を行った。

1. 自治体に対するアンケート調査及びヒアリング調査
2. 保育事業者に対するアンケート調査及びヒアリング調査
3. 関係団体に対するヒアリング調査

【調査結果】

全4回にわたる検討委員会での議論及び各種調査結果を踏まえ、ガイドライン案及び標準様式案を作成した。

また、ガイドライン案及び標準様式案を作成するための議論の過程で委員から挙げられた、自治体が抱える課題等に関する意見については、考察として本報告書に掲載した。

目次

1. 事業概要	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
(3) 事業の全体像	1
(4) 検討委員会	3
(5) 事業の実施経過	4
2. 自治体調査（アンケート・ヒアリング）	6
(1) 自治体アンケート調査概要	6
(2) 自治体アンケート調査結果	7
(3) 自治体ヒアリング調査概要	21
3. 事業者調査（アンケート・ヒアリング）	27
(1) 事業者アンケート調査概要	27
(2) 事業者アンケート調査結果	28
(3) 事業者ヒアリング調査概要	43
4. 関係団体に対するヒアリング調査	53
(1) 調査概要	53
(2) 調査結果	54
5. 「保育所等の合併・事業譲渡等に関するガイドライン」の作成	57
(1) ガイドラインの作成目的	57
(2) ガイドラインの作成方針	57
(3) ガイドラインの構成	58
(4) ガイドライン	59
6. 標準様式案の検討	60
(1) 標準様式案の作成目的	60
(2) 標準様式案の検討概要	60
(3) 標準様式案	67
7. 考察	68

（１）事業者における課題及び対応方策	68
（２）自治体独自の運用ルール	70
（３）自治体の手続上の課題及び対応方策	71
付録	75
付録 1－1 都道府県向け自治体アンケート調査項目	76
付録 1－2 市区町村向け自治体アンケート調査項目	82
付録 1－3 事業者アンケート調査項目	89
付録 2 標準様式案	93

1. 事業概要

本章では、本事業の背景と目的、および、事業の全体像等について掲載する。

(1) 背景

こども家庭庁が示した「保育政策の新たな方向性（令和6年12月20日）」の「1（1）市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：人口減少対策」において、今後児童が減少することで、安定的な運営が困難になる保育所等が発生し、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性も指摘されている。また、人口減少地域において保育機能の確保・強化を進めるために、市町村が中心となり、地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携等を進めることが指摘されている。

このような持続可能な保育提供体制の確保を進めるための手段の一つとして、合併・事業譲渡等があり、上記方向性においても、持続的な保育提供体制の確保のためにも、必要な場合に、地域において法人合併や事業譲渡等が円滑に進められるようにしていくことも重要と指摘されている。

法人合併や事業譲渡等の実施実績は近年では増えてきているものの、保育所等の法人合併や事業譲渡等の事例は限られているため、自治体での対応方法が定まらず、手続等に時間を要する場合があることも想定される。

第一義的には、保育体制の維持継続が重要であり、利用者へのサービス提供が中断・停止することを防がなければいけないことから、事業者の協働化や合併、事業譲渡等による経営力強化及び円滑な事業承継が必要であり、その手段である合併、事業譲渡等を事業者等の経営判断で円滑に実施できる環境整備が必要である。しかし、実態として合併・事業譲渡等に関する情報不足や、自治体ごとにルールが異なることによる手続の予見性の低さや事務負担の重さが合併・事業譲渡等を進めるうえでの弊害となっていることが指摘されている。

(2) 目的

以上の背景から、本事業では合併・事業譲渡等を事業者等により適切に実施できる環境整備のため、委員及び協力団体から意見収集を行うとともに、実態調査を通じて把握した情報を整理することを目的として以下の3つの事項を実施する。

- ・合併・事業譲渡等に関するガイドラインの作成・公表
- ・手続に係るローカルルールの有無・内容などの整理・公表
- ・児童福祉法等の規定により地方公共団体に対して提出する書類の標準様式案及び添付書類の作成、全国一律で手続を行うための所要の措置の検討

(3) 事業の全体像

(2)の目的を達成するために、図表1の調査を実施した。調査結果を踏まえ、検討委員会においてガイドライン案及び標準様式案に規定する内容を議論した。

図表 1 事業概要及び実施方法

	事業概要及び実施方法
①自治体に対するアンケート調査及びヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> • アンケート調査は、全国の都道府県及び市町村を対象に、直近5年間における合併・事業譲渡等の実施状況及び当該手続に対する自治体の対応実績、手続に係る自治体独自の運用状況や、事業者へ提出を求めている書類様式等に関する事項について、WEBページを用いて回答を依頼した。 • ヒアリング調査では、ヒアリング調査を行った保育事業者が合併・事業譲渡等で手続を行った都道府県及び市町村を対象に文書による回答を依頼し、必要に応じて、電話やオンライン会議システムを用いて詳細を聴取した。 • なお、本事業で策定する標準様式案の検討資料とするため、法令上必須とされる様式に加え、自治体が独自に定めている様式等がある場合には、当該様式のデータについても収集を行った。
②保育所等運営事業者に対するアンケート調査及びヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> • アンケート調査は、直近5年間に合併・事業譲渡等を実施した経験のある保育所、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型及び保育所型。地方裁量型は含まない）及び小規模保育事業所（A型・B型・C型）を対象に、合併・事業譲渡等の実施状況及び手続の実態等に関する事項について、自治体を通じて対象事業者へ依頼状を送付し、WEBページを用いて回答を依頼した。 • ヒアリング調査では、8事業者に対し、合併・事業譲渡等に至った経緯、自治体への事前相談及び認可申請手続の具体的な内容、仲介業者の関与の有無、職員の処遇への対応、保護者への説明方法、実務上の課題や苦勞した点、実施後の効果及び課題等についてオンライン会議システムを用いて聴取した。
③関係団体に対するヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業で策定する合併・事業譲渡等に関するガイドライン等の成果物について、保育関係団体、認定こども園関係団体及び小規模保育事業団体に対し、書面により案を送付し、実務上の妥当性及び分かりやすさの観点から意見を収集した。

(4) 検討委員会

学識者・支援現場の有識者・地方自治体職員等で構成する検討委員会を組成し、調査結果を踏まえてガイドライン案及び標準様式案に規定する内容に関する議論を行った。

① 検討委員会・事務局体制

検討委員会委員は図表2のとおりである。なお、座長には吉田委員が就任した。

図表 2 検討委員会委員

氏名	所属
梅溪 博征	名古屋市 子ども青少年局 保育部 担当課長
篠崎 直人	特定非営利活動法人全国認定こども園協会 理事 政策委員会 副委員長
菅田 正明	法律事務所 First Penguin 弁護士、社会保険労務士
立澤 文敏	東京都 福祉局子供・子育て支援部保育支援課長
谷村 誠	全国社会福祉法人経営者協議会 副会長
塚本 秀一	公益社団法人 全国私立保育連盟 副会長
吉田 正幸	株式会社保育システム研究所 代表
吉野 勇氣	独立行政法人福祉医療機構上席推進役 推進課 課長

(五十音順、敬称略)

検討委員会オブザーバー及び事業事務局の体制は図表3及び図表4のとおりである。

図表 3 検討委員会オブザーバー

氏名	所属
平山 祐暉	こども家庭庁 成育局 保育政策課 課長補佐
千田 英進	こども家庭庁 成育局 保育政策課 企画法令第一係長
星野 拓人	こども家庭庁 成育局 保育政策課 企画法令第一係

図表 4 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
一二三 達哉	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
藤井 瞭	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
井上 泰輔	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
岸 香織	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト

② 検討委員会の実施状況

検討委員会の実施状況は図表 5 のとおりである。なお、会議はオンライン開催とした。

図表 5 検討委員会の実施状況

開催日	主な議題
第 1 回 令和 7 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 事業概要の説明 ガイドライン案及び標準様式案の作成の方向性の検討 保育事業者に対するアンケート及びヒアリング調査、自治体に対するアンケート及びヒアリング調査、関係団体に対するヒアリング調査の調査設計
第 2 回 令和 7 年 12 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> 保育事業者及び自治体に対するアンケート調査の報告・示唆 ガイドライン案の検討
第 3 回 令和 8 年 2 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> 保育事業者ヒアリングの中間報告・示唆 関係団体・自治体ヒアリングの調査状況の報告 ガイドライン案の検討
第 4 回 令和 8 年 3 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> 自治体ヒアリングの報告・示唆 ガイドライン案の検討 標準様式案の検討

(5) 事業の実施経過

本事業は図表 6 に示す経過で実施した。

図表 6 事業の実施経過

	検討委員会	アンケート調査	ヒアリング調査	ガイドライン案 標準様式案 事業報告書
令和7年 6月				
7月	各委員との 事前協議	調査方法、調査 内容の設計		
8月				
9月		調査方法、調査 内容の調整、調 査票作成		ガイドライン案の 素案作成
10月	第1回検討会			
11月		実査		
12月	第2回検討会		ヒアリング対象 との調整	ガイドライン案 の検討
令和8年 1月		集計・分析		
2月	第3回検討会	集計・分析結果の報告	実査	
3月	第4回検討会		結果のとりまとめ	
			結果の報告	報告書の作成

2. 自治体調査（アンケート・ヒアリング）

本章では、全国の都道府県及び市町村に対し実施したアンケート調査の結果について記載する。

（1）自治体アンケート調査概要

アンケート調査の実施概要は以下のとおりである。

① 調査対象

全国の都道府県（悉皆）、市区町村（悉皆）

② 調査方法

こども家庭庁経由で調査票をメール配布（市区町村には加えて都道府県からのメールも配布）。回答者は調査票回答後特設 WEB ページに調査票を投稿することで回答する形式とした。

③ 調査期間

令和7年11月17日（月）～12月19日（金）

④ 調査項目

図表 7 自治体（都道府県、市区町村）アンケート調査項目（主要項目）

① 基礎項目	<ul style="list-style-type: none">合併・事業譲渡等の事例数
② 合併に関する事項	<ul style="list-style-type: none">合併に関する対応実績<ul style="list-style-type: none">➤ 年度ごとの件数➤ 事例ごとに以下について確認（※直近5年間）<ul style="list-style-type: none">◇ 事業者の法人格◇ 合併が行われた年度◇ 合併の種類（吸収合併、新設合併）◇ 合併の目的
③ 事業譲渡等に関する事項	<ul style="list-style-type: none">事業譲渡等に関する対応実績<ul style="list-style-type: none">➤ 年度ごとの件数➤ 事例ごとに以下について確認（※直近5年間）<ul style="list-style-type: none">◇ 事業者の法人格◇ 事業譲渡等が行われた年度◇ 譲渡又は譲受の別◇ 相手先の法人格◇ 事業譲渡等の目的
④ 合併・事業譲渡等に関する事前相談等に関する事項	<ul style="list-style-type: none">事前相談等の有無実施時期、方法、事前相談の実施理由、事前提出書類、事前相談が必要な理由
⑤ 合併・事業譲渡等に関する認可等手続等の実態把握	<ul style="list-style-type: none">認可等を行う場合の申請書類、様式案が定められている書類手引きや資料の有無、標準処理期間等、手続の処理にかかる標準的な期間自治体として合併・事業譲渡等への関与・支援状況国への要望事項

⑤ 調査回収数・回収率

都道府県：40件（母数47件での回収率85.1%）

市町村：920件（母数1,741件での回収率52.8%）

(2) 自治体アンケート調査結果

本項では、自治体に行ったアンケート調査結果を紹介している。なお、アンケート項目一覧は「付録1-1 都道府県向け自治体アンケート調査項目、付録1-2 市区町村向け自治体アンケート調査項目」に掲載している。

① 管内の事業者が合併・事業譲渡等を行った自治体数

管内の事業者が合併・事業譲渡等を行ったかを質問したところ、「合併が行われた事例がある」又は「合併・事業譲渡等ともに行われた事例がある」と回答したのは9都道府県、57市区町村であり、「事業譲渡等が行われた事例がある」又は「合併・事業譲渡等ともに行われた事例がある」と回答したのは18都道府県、96市区町村だった。

図表 8 管内の事業者が合併・事業譲渡等を行った自治体数

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件数	%
全体	40	100.0	920	100.0
合併が行われた事例がある	5	12.5	34	3.7
事業譲渡等が行われた事例がある	14	35.0	73	7.9
合併・事業譲渡等ともに行われた事例がある	4	10.0	23	2.5
合併・事業譲渡等ともに行われなかった	12	30.0	755	82.1
把握していない	5	12.5	35	3.8
無回答	0	0.0	0	0.0

② 合併（吸収合併・新設合併）の件数及び目的

「合併が行われた事例がある」又は「合併・事業譲渡等ともに行われた事例がある」と回答した9都道府県、57市区町村の事例の詳細を記述する。以下は複数事例についての回答であるため、都道府県・市区町村の回答数（9都道府県、57市区町村）とは一致しない。

ア. 合併の実施年度

都道府県、市区町村ともに令和6年度に実施された件数・割合が一番多かった（都道府県6件（60.0%）、市区町村24件（35.8%））。

図表 9 合併の実施年度（複数回答）

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件数	%
全体	10	100.0	67	100.0
令和3年度	0	0.0	6	9.0
令和4年度	2	20.0	9	13.4
令和5年度	1	10.0	17	25.4
令和6年度	6	60.0	24	35.8
令和7年度	1	10.0	8	11.9
無回答	0	0.0	3	4.5

イ. 合併を行った事業者の法人格

合併を行った事業者の法人格は社会福祉法人又は株式会社・有限会社が多くを占めた（都道府県の場合は合計90.0%、市区町村の場合は67.2%）。「その他」の回答はすべて自治体だった。

図表 10 合併を行った事業者の法人格（複数回答）

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件数	%
全体	10	100.0	67	100.0
社会福祉法人	6	60.0	17	25.4
株式会社・有限会社	3	30.0	28	41.8
学校法人	0	0.0	4	6.0
NPO法人	0	0.0	3	4.5
宗教法人	0	0.0	2	3.0
社団法人・財団法人（公益・一般）	0	0.0	0	0.0
個人事業主	0	0.0	0	0.0
その他	1	10.0	10	14.9
無回答	0	0.0	3.0	4.5

ウ. 新設合併・吸収合併の件数

管内の事業所で新設合併が行われたと回答したのは、1 都道府県、9 市区町村であり、管内の事業所で吸収合併が行われたと回答したのは1 都道府県、54 市区町村だった。

図表 11 吸収合併・新設合併の件数（複数回答）

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件数	%
全体	10	100.0	67	100.0
新設合併	1	10.0	9	13.4
吸収合併	9	90.0	54	80.6
無回答	0	0.0	4	6.0

エ. 新設合併を行った目的

管内の事業所で新設合併が行われたと回答した1 都道府県、9 市区町村の回答によると、新設合併を行った目的として、「経営上の都合により、関係事業者（いわゆるグループ事業者）内で合併した」（市区町村6件）という回答が最も多く、次いで「地域ニーズに対応するため」（市区町村5件）が多かった。

図表 12 新設合併を行った目的（複数回答）

	都道府県	市区町村
	件数	件数
人材確保・育成のため	0	1
後継者不足のため	1	0
財務状態の安定のため	1	0
将来の投資（再投資）に備えるため	0	0
事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため	0	0
事業の規模の拡大のため	0	0
事業者の救済のため	0	1
利用者保護のため	0	2
利用者を増やすため	0	2
地域ニーズに対応するため	0	5
経営上の都合により、関係事業者（いわゆるグループ事業者）内で合併した	0	6
その他	1	3
把握していない	0	5

オ. 吸収した目的及び吸収された理由

管内の事業所で吸収合併が行われたと回答した9 都道府県、54 市区町村の回答によると、吸収した目的及び吸収された理由としては、「経営上の都合により、関係事業者（いわゆるグループ事業者）内で合併した」（吸収した理由：都道府県・市区町村回答計 24 件、吸収された理由：

市区町村 27 件) という回答が一番多かった。次いで「財務状態の安定のため」(吸収した理由: 都道府県・市区町村回答計 12 件、吸収された理由: 都道府県・市区町村回答計 14 件) が多かった。

図表 13 吸収した目的・吸収された理由 (複数回答)

	都道府県		市区町村	
	吸収した目的	吸収された理由	吸収した目的	吸収された理由
人材確保・育成のため	2	2	1	2
後継者不足のため	0	0	0	3
財務状態の安定のため	2	2	10	12
将来の投資(再投資)に備えるため	0	0	0	0
事業の多角化(新たな分野の事業への展開など)のため	0	0	1	1
事業の規模の拡大のため	0	0	2	1
事業者の救済のため	2	0	2	1
利用者保護のため	1	1	0	0
利用者を増やすため	0	0	1	1
地域ニーズに対応するため	0	1	4	1
経営上の都合により、関係事業者(いわゆるグループ事業者)内で合併した	1	0	23	27
その他	1	1	2	3
把握していない	1	2	10	8

③ 事業譲渡等の件数及び目的

「事業譲渡等が行われた事例がある」「合併・事業譲渡等ともに行われた事例がある」と回答した 18 都道府県、96 市区町村の事例の詳細を記述する。以下は複数事例についての回答であるため、都道府県・市区町村の回答数(18 都道府県、96 市区町村)とは一致しない。

ア. 事業譲渡等の実施年度

都道府県、市区町村ともに令和 6 年度に実施された件数・割合が一番多かった(都道府県 10 件(38.5%)、市区町村 50 件(34.2%))。

図表 14 事業譲渡等の実施年度 (複数回答)

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件数	%
全体	26	100.0	146	100.0
令和3年度	2	7.7	11	7.5
令和4年度	4	15.4	24	16.4
令和5年度	5	19.2	26	17.8
令和6年度	10	38.5	50	34.2
令和7年度	5	19.2	35	24.0

イ. 事業譲渡等を実施した事業者の法人格

事業譲渡等を行った事業者の法人格は「社会福祉法人」又は「株式会社・有限会社」が多くを占めた(都道府県の場合は合計 65.4%、市区町村の場合は 65.7%)。「その他」の回答では自治体が多くを占めていた(都道府県 4 件、市区町村 17 件)。

図表 15 事業譲渡等を実施した事業者の法人格（複数回答）

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件数	%
全体	26	100.0	146	100.0
社会福祉法人	11	42.3	25	17.1
株式会社・有限会社	6	23.1	71	48.6
学校法人	2	7.7	4	2.7
NPO法人	2	7.7	9	6.2
宗教法人	0	0.0	0	0.0
社団法人・財団法人（公益・一般）	0	0.0	5	3.4
個人事業主	0	0.0	10	6.8
その他	5	19.2	22	15.1

ウ. 事業譲渡又は事業譲受の別

事業譲渡を行ったと回答があったのは都道府県では 18 件、市区町村では 138 件だった。一方、事業譲受を行ったと回答があったのは都道府県では 10 件、市区町村では 31 件だった。「譲渡」及び「譲受」のどちらも回答した場合もあるため必ずしも合計が一致しない。

図表 16 事業譲渡又は事業譲受の別（複数回答）

	都道府県	市区町村
	件数	件数
譲渡	18	138
譲受	10	31

エ. 相手先の法人格

相手先の法人格としては、事業者の法人格同様に「社会福祉法人」又は「株式会社・有限会社」が多くを占めた（都道府県の場合は合計 92.3%、市区町村の場合は 66.3%）。

図表 17 事業譲渡等の相手先の法人格（複数回答）

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件数	%
全体	26	100.0	155	93.4
自治体（公営）	1	3.8	3	1.8
社会福祉法人	20	76.9	46	27.7
株式会社・有限会社	4	15.4	64	38.6
学校法人	0	0.0	10	6.0
NPO法人	0	0.0	4	2.4
宗教法人	0	0.0	0	0.0
社団法人・財団法人（公益・一般）	0	0.0	8	4.8
個人事業主	0	0.0	2	1.2
その他	1	3.8	8	4.8
把握していない	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	10	6.0

オ. 事業を譲渡した目的

事業譲渡を行った目的としては、「事業の集中のため」（都道府県 5 件、市区町村 24 件）という回答が最も多く、次いで「財務状態の改善のため」（都道府県 1 件、市区町村 24 件）が多かった。

図表 18 事業を譲渡した目的（複数回答）

	都道府県	市区町村
	件数	件数
人材不足のため	2	3
後継者不足のため	2	5
財務状態の改善のため	1	24
事業の集中のため	5	24
事業規模の縮小のため	2	11
利用者保護のため	0	3
その他	5	55
把握していない	4	15
無回答	4	13

カ. 事業を譲受した目的

事業を譲受した目的としては、「事業の規模の拡大のため」（市区町村 12 件）、「地域ニーズに対応するため」（都道府県 3 件、市区町村 8 件）といった回答が多く見られた。

図表 19 事業を譲受した目的（複数回答）

	都道府県	市区町村
	件数	件数
人材確保・育成のため	0	1
財務状態の安定のため	0	4
調達コストの削減のため	0	0
将来の投資（再投資）に備えるため	0	0
事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため	1	2
事業の規模の拡大のため	0	12
利用者を増やすため	0	0
地域ニーズに対応するため	3	8
救済のため（事業者経理の安定のため）	0	2
救済のため（利用者保護のため）	1	8
その他	4	33
把握していない	4	13
無回答	2	37

④ 合併・事業譲渡等に関する事前相談等

全ての都道府県及び市区町村を対象として、合併・事業譲渡等の際に、自治体への事前相談等が必要になるか、事前相談等を行う場合の実施方法や実施理由について確認した。

ア. 自治体との事前相談等の必須の有無

都道府県では、保育所等の種別や合併・事業譲渡等を問わず、約 3 割から 4 割の都道府県が事前相談を必須としていた。市区町村では保育所等の種別や合併・事業譲渡等を問わず、約 5 割の市区町村が事前相談を必須としていた。

一方、会議体や審査機関等での協議・審査は、都道府県の場合、保育所は 3 割後半の都道府県で必須としているが、認定こども園（類型を問わず）の場合は 2 割後半の都道府県が必須としていた。一方、市区町村の場合、保育所や認定こども園等の種別や合併・事業譲渡等を問わず、約 4 割の市区町村が必須としていた。

図表 20 自治体との事前相談等の必須の有無（都道府県）

都道府県	件数					%				
	必須にしている	必要に応じて実施している	不要としている	無回答	全体	必須にしている	必要に応じて実施している	不要としている	無回答	全体
事前相談										
保育所の合併	15	8	13	4	40	37.5	20.0	32.5	10.0	100.0
保育所の事業譲渡等	16	7	13	4	40	40.0	17.5	32.5	10.0	100.0
認定こども園（類型を問わず）の合併	15	8	14	3	40	37.5	20.0	35.0	7.5	100.0
認定こども園（類型を問わず）の事業譲渡等	16	7	14	3	40	40.0	17.5	35.0	7.5	100.0
貴自治体が設ける会議体や審査機関等での協議・審査										
保育所の合併	14	13	9	4	40	35.0	32.5	22.5	10.0	100.0
保育所の事業譲渡等	15	10	11	4	40	37.5	25.0	27.5	10.0	100.0
認定こども園（類型を問わず）の合併	10	17	10	3	40	25.0	42.5	25.0	7.5	100.0
認定こども園（類型を問わず）の事業譲渡等	11	15	11	3	40	27.5	37.5	27.5	7.5	100.0

図表 21 自治体との事前相談等の必須の有無（市区町村）

市区町村	件数					%				
	必須にしている	必要に応じて実施している	不要としている	無回答	全体	必須にしている	必要に応じて実施している	不要としている	無回答	全体
事前相談										
保育所の合併	475	121	182	142	920	51.6	13.2	19.8	15.4	100.0
保育所の事業譲渡等	474	119	183	144	920	51.5	12.9	19.9	15.7	100.0
認定こども園（類型を問わず）の合併	458	118	184	160	920	49.8	12.8	20.0	17.4	100.0
認定こども園（類型を問わず）の事業譲渡等	457	118	184	161	920	49.7	12.8	20.0	17.5	100.0
小規模保育事業所の合併	445	122	193	160	920	48.4	13.3	21.0	17.4	100.0
小規模保育事業所の事業譲渡等	447	119	192	162	920	48.6	12.9	20.9	17.6	100.0
貴自治体が設ける会議体や審査機関等での協議・審査										
保育所の合併	394	145	229	152	920	42.8	15.8	24.9	16.5	100.0
保育所の事業譲渡等	391	144	232	153	920	42.5	15.7	25.2	16.6	100.0
認定こども園（類型を問わず）の合併	380	140	234	166	920	41.3	15.2	25.4	18.0	100.0
認定こども園（類型を問わず）の事業譲渡等	376	140	237	167	920	40.9	15.2	25.8	18.2	100.0
小規模保育事業所の合併	367	149	234	170	920	39.9	16.2	25.4	18.5	100.0
小規模保育事業所の事業譲渡等	367	146	236	171	920	39.9	15.9	25.7	18.6	100.0

イ. 事前相談の実施方法

事前相談の実施方法として「対面のみ可」としているのは、都道府県は約 15% に対し、市区町村は約 50% であった。

図表 22 事前相談の実施方法

	都道府県				市区町村					
	保育所		認定こども園（類型に関係なく）		保育所		認定こども園（類型に関係なく）		小規模保育事業所	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	19	100	19	100	572	100	572	100	572	100
対面のみ可	3	15.8	3	15.8	281	49.1	270	47.2	266	46.5
オンラインのみ可	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
両方可	10	52.6	10	52.6	196	34.3	189	33.0	185	32.3
その他	6	31.6	6	31.6	54	9.4	52	9.1	62	10.8
無回答	0	0	0	0	41	7.2	61	10.7	59	10.3

ウ. 事前相談の実施理由

事前相談の実施理由として、都道府県では、「会議体や審査機関等での審議に係る準備のため」が最も多かった。市区町村の場合、「保育所等の利用調整の検討が必要となるため」という回答が最も多かった。

図表 23 事前相談の実施理由（複数回答）

	都道府県		市区町村		
	保育所	認定こども園（類型に関係なく）	保育所	認定こども園（類型に関係なく）	小規模保育事業所
保護者に対する周知が必要なため	1	1	390	375	360
会議体や審査機関等での審議に係る準備のため	18	17	379	364	354
予算確保が必要なため	2	2	306	295	280
職員体制の確認が必要なため	8	8	303	294	278
保育所等の利用調整の検討が必要となるため	1	1	414	404	387
その他	4	5	51	47	54

エ. 事前提出資料

事前提出資料として、「概要資料」や「検討スケジュール」等が保育所等のサービス種別を問わず必要という回答が見られた。

図表 24 事前提出資料（複数回答）

	都道府県				市区町村				
	保育所	認定こども園（幼保連携型）	認定こども園（幼稚園型）	認定こども園（保育所型）	保育所	認定こども園（幼保連携型）	認定こども園（幼稚園型）	認定こども園（保育所型）	小規模保育事業所
概要資料	14	14	12	12	365	346	322	320	340
検討スケジュール	10	10	8	8	315	296	274	273	292
計画図面等	13	13	11	11	252	236	220	219	233
設備基準適合状況	13	13	11	11	237	222	207	205	220
職員配置計画	14	14	12	12	248	230	215	213	230
その他	3	3	2	2	83	81	77	79	78
特段必要なし	3	3	4	4	86	80	81	78	82

⑤ 認可等手続等の実態把握

全ての都道府県及び市区町村を対象として、認可等の手続を行う際に手続の処理にかかる期間や提出書類等について確認した。

ア. 自治体独自で整理した手引きや資料等の有無等

自治体が事業者向けに、合併・事業譲渡等に係る認可等の留意事項等を独自の手引きや資料等にて整理している例は少なかった（都道府県は2自治体、市区町村は7自治体）。

通常の認可等の手続と異なる提出書類があると回答した自治体も少なかった（都道府県は2自治体、市区町村は10自治体）。

図表 25 都道府県が独自で整理した合併・事業譲渡等に係る手引き・資料等の有無等

都道府県	件数				%			
	ある	ない	無回答	合計	ある	ない	無回答	合計
合併・事業譲渡等を行う事業者の認可等を行う場合の留意事項等を事業者向けに自治体独自で整理した手引きや資料等の有無	2	36	2	40	5.0	90.0	5.0	100.0
合併・事業譲渡等を行う事業者が認可等の申請を行う際に、通常の認可等の手続と異なる提出書類（書式、添付資料）の有無	2	35	3	40	5.0	87.5	7.5	100.0

図表 26 市区町村が独自で整理した合併・事業譲渡等に係る手引き・資料等の有無等

市区町村	件数				%			
	ある	ない	無回答	合計	ある	ない	無回答	合計
合併・事業譲渡等を行う事業者の認可等を行う場合の留意事項等を事業者向けに自治体独自で整理した手引きや資料等の有無	7	847	66	920	0.8	92.1	7.2	100.0
合併・事業譲渡等を行う事業者が認可等の申請を行う際に、通常の認可等の手続と異なる提出書類（書式、添付資料）の有無	10	825	85	920	1.1	89.7	9.2	100.0

イ. 申請書等の提出期限と提出後の審査完了までの標準処理期間についての定めの有無

合併・事業譲渡等に係る認可等申請の標準処理期間の定めがある自治体は、都道府県は9都道府県、市区町村は28市区町村だった。

図表 27 申請書等の提出期限と提出後の審査完了までの標準処理期間についての定めの有無

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件数	%
全体	40	100.0	918	100.0
ある	9	22.5	28	3.1
ない	28	70.0	801	87.3
無回答	3	7.5	89	9.7

ウ. 書類提出を受けてから審査完了までの手続の処理にかかる標準的な期間

合併・事業譲渡等に係る認可等申請の手続の処理にかかる標準的な期間としては、都道府県の場合「1か月以上3か月未満」、「3か月以上半年未満」が多かった（ともに30.0%）のに対し、市区町村は「半年以上1年未満」（23.5%）が一番多かった。

図表 28 審査完了までの手続の処理にかかる標準的な期間

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件数	%
全体	40	100.0	920	100.0
1か月未満	2	5.0	17	1.8
1か月以上3か月未満	12	30.0	183	19.9
3か月以上半年未満	12	30.0	140	15.2
半年以上1年未満	6	15.0	216	23.5
1年以上	0	0.0	71	7.7
無回答	8	20.0	293	31.8

エ. 都道府県と市区町村で提出書類の統一を図る等の連携を行っているか

都道府県に対し、都道府県と市区町村で合併・事業譲渡等に係る認可等申請にて提出する書類の統一を図る等の連携を行っているかを質問したところ、行っていると回答したのは9自治体（47.4%）だった。

図表 29 都道府県と市区町村で提出書類の統一を図る等の連携状況

	件数	%
全体	19	100.0
行っている	9	47.4
行っていない	10	52.6
無回答	0	0.0

オ. 自治体への提出書類

保育所、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型）、小規模保育事業所それぞれについて、都道府県及び市区町村が合併・事業譲渡等に係る認可等申請の際に提出を求める資料（小規模保育事業所は市区町村のみ）について質問した。都道府県や市区町村によって提出が求められる書類は様々であった。

図表 30 提出書類（保育所）

	都道府県		市区町村							
	件数	%	政令市		中核市		特別区		一般市町村	
			件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	40	100.0	17	100.0	48	100.0	18	100.0	837	100.0
児童福祉施設（保育所）設置認可申請書	29	72.5	15	88.2	39	81.3	17	94.4	368	44.0
児童福祉施設（保育所）廃止・休止承認申請書	27	67.5	12	70.6	38	79.2	14	77.8	311	37.2
特定教育・保育施設確認申請書	3	7.5	15	88.2	37	77.1	13	72.2	353	42.2
特定教育・保育施設確認辞退届出書	2	5.0	10	58.8	35	72.9	11	61.1	279	33.3
特定子ども子育て支援施設等確認申請書	2	5.0	6	35.3	29	60.4	6	33.3	261	31.2
最低基準調書	18	45.0	12	70.6	27	56.3	4	22.2	228	27.2
各室面積表	26	65.0	14	82.4	36	75.0	16	88.9	336	40.1
施設の配置図位置図及び平面図	28	70.0	15	88.2	38	79.2	17	94.4	369	44.1
土地建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	27	67.5	15	88.2	37	77.1	14	77.8	297	35.5
賃貸借契約書	28	70.0	15	88.2	34	70.8	16	88.9	266	31.8
建築基準法の規定による確認済証	14	35.0	11	64.7	28	58.3	17	94.4	218	26.0
建築基準法の規定による検査済証	19	47.5	12	70.6	31	64.6	17	94.4	227	27.1
消防用設備等検査済証	14	35.0	8	47.1	21	43.8	16	88.9	208	24.9
施設内外の写真	17	42.5	6	35.3	24	50.0	4	22.2	188	22.5
避難設備、転落防止用設備の写真	8	20.0	5	29.4	13	27.1	2	11.1	149	17.8
揮発性有機化合物等の室内濃度測定結果	1	2.5	4	23.5	2	4.2	13	72.2	100	11.9
職員一覧表	26	65.0	14	82.4	37	77.1	16	88.9	342	40.9
施設長の履歴書	27	67.5	15	88.2	36	75.0	14	77.8	340	40.6
施設長の資格を有することの証明書	22	55.0	14	82.4	30	62.5	15	83.3	275	32.9
職員の資格証	27	67.5	12	70.6	37	77.1	16	88.9	313	37.4
職員の勤務体制表	16	40.0	13	76.5	31	64.6	9	50.0	291	34.8
嘱託医、嘱託歯科医との嘱託契約書	16	40.0	10	58.8	25	52.1	11	61.1	210	25.1
運営規程	28	70.0	15	88.2	37	77.1	17	94.4	387	46.2
給食の提供に関する調査	22	55.0	9	52.9	30	62.5	11	61.1	231	27.6
利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	16	40.0	13	76.5	27	56.3	16	88.9	254	30.3
収支予算書	28	70.0	15	88.2	37	77.1	17	94.4	347	41.5
預金残高証明書	15	37.5	11	64.7	24	50.0	17	94.4	215	25.7
直近3年度の決算書	23	57.5	12	70.6	33	68.8	17	94.4	270	32.3
法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	26	65.0	14	82.4	37	77.1	17	94.4	347	41.5
定款又は寄附行為	26	65.0	14	82.4	38	79.2	17	94.4	365	43.6
法人代表者の履歴書	22	55.0	14	82.4	34	70.8	16	88.9	277	33.1
役員一覧表	20	50.0	15	88.2	37	77.1	10	55.6	305	36.4
誓約書	23	57.5	15	88.2	37	77.1	15	83.3	289	34.5
施設型給付費の請求について	1	2.5	4	23.5	11	22.9	6	33.3	173	20.7
重要事項説明書	14	35.0	14	82.4	28	58.3	17	94.4	286	34.2
社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	8	20.0	2	11.8	14	29.2	9	50.0	161	19.2
運営委員会規約	8	20.0	6	35.3	13	27.1	2	11.1	167	20.0
運営委員会一覧表	9	22.5	6	35.3	11	22.9	3	16.7	160	19.1
運営委員就任承諾書	3	7.5	1	5.9	7	14.6	1	5.6	125	14.9
運営委員の履歴書	5	12.5	2	11.8	5	10.4	1	5.6	126	15.1
その他	12	30.0	5	29.4	16	33.3	3	16.7	130	15.5

図表 31 提出書類（認定こども園（幼保連携型））

	都道府県		市区町村							
	件数	%	政令市		中核市		特別区		一般市町村	
			件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	40	100.0	17	100.0	48	100.0	18	100.0	837	100.0
幼保連携型認定こども園設置認可申請書	27	67.5	13	76.5	37	77.1	8	44.4	316	37.8
幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書	21	52.5	9	52.9	33	68.8	6	33.3	280	33.5
特定教育・保育施設確認申請書	4	10.0	13	76.5	37	77.1	7	38.9	333	39.8
特定教育・保育施設確認辞退届出書	4	10.0	9	52.9	36	75.0	6	33.3	268	32.0
特定子ども子育て支援施設等確認申請書	3	7.5	7	41.2	32	66.7	5	27.8	272	32.5
最低基準調書	18	45.0	9	52.9	28	58.3	2	11.1	215	25.7
各室面積表	27	67.5	12	70.6	36	75.0	8	44.4	307	36.7
施設の配置図位置図及び平面図	28	70.0	13	76.5	38	79.2	8	44.4	342	40.9
土地建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	27	67.5	13	76.5	37	77.1	7	38.9	273	32.6
賃貸借契約書	27	67.5	13	76.5	33	68.8	8	44.4	253	30.2
建築基準法の規定による確認済証	16	40.0	9	52.9	29	60.4	8	44.4	202	24.1
建築基準法の規定による検査済証	18	45.0	10	58.8	31	64.6	8	44.4	211	25.2
消防用設備等検査済証	14	35.0	6	35.3	21	43.8	8	44.4	192	22.9
園舎内外の写真	16	40.0	4	23.5	26	54.2	2	11.1	182	21.7
避難設備、転落防止用設備の写真	8	20.0	5	29.4	13	27.1	2	11.1	141	16.8
揮発性有機化合物等の室内濃度測定結果	2	5.0	3	17.6	2	4.2	6	33.3	93	11.1
職員一覧表	29	72.5	12	70.6	35	72.9	8	44.4	319	38.1
園長の履歴書	28	70.0	12	70.6	36	75.0	8	44.4	307	36.7
園長の資格を有することの証明書	27	67.5	12	70.6	32	66.7	8	44.4	261	31.2
職員の免許・資格証	29	72.5	12	70.6	37	77.1	8	44.4	289	34.5
職員の勤務体制表	22	55.0	11	64.7	34	70.8	5	27.8	280	33.5
学校医、学校歯科医、学校薬剤師との嘱託契約書	16	40.0	9	52.9	24	50.0	6	33.3	196	23.4
園則	28	70.0	12	70.6	37	77.1	8	44.4	306	36.6
運営規程	26	65.0	13	76.5	37	77.1	7	38.9	351	41.9
給食の提供に関する調査	26	65.0	9	52.9	32	66.7	6	33.3	221	26.4
利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	17	42.5	11	64.7	26	54.2	7	38.9	250	29.9
収支予算書	28	70.0	13	76.5	36	75.0	8	44.4	317	37.9
法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	26	65.0	13	76.5	37	77.1	8	44.4	319	38.1
定款又は寄附行為	26	65.0	13	76.5	38	79.2	8	44.4	337	40.3
法人代表者の履歴書	24	60.0	11	64.7	34	70.8	8	44.4	249	29.7
役員一覧表	21	52.5	12	70.6	36	75.0	5	27.8	281	33.6
誓約書	25	62.5	13	76.5	37	77.1	7	38.9	272	32.5
施設型給付費の請求について	1	2.5	4	23.5	11	22.9	4	22.2	168	20.1
重要事項説明書	16	40.0	13	76.5	28	58.3	8	44.4	265	31.7
社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	10	25.0	2	11.8	13	27.1	4	22.2	163	19.5
その他	13	32.5	5	29.4	16	33.3	0	0.0	131	15.7

図表 32 提出書類（認定こども園（幼稚園型））

	都道府県		市区町村							
			政令市		中核市		特別区		一般市町村	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	40	100.0	17	100.0	48	100.0	18	100.0	837	100.0
認定こども園認定申請書	26	65.0	12	70.6	35	72.9	9	50.0	282	33.7
認定こども園設置者変更認可申請書	17	42.5	8	47.1	30	62.5	8	44.4	246	29.4
特定教育・保育施設確認申請書	3	7.5	13	76.5	36	75.0	8	44.4	300	35.8
特定教育・保育施設確認辞退届出書	3	7.5	9	52.9	35	72.9	6	33.3	245	29.3
特定子ども・子育て支援施設等確認申請書	2	5.0	6	35.3	31	64.6	6	33.3	244	29.2
最低基準調書	17	42.5	9	52.9	25	52.1	2	11.1	196	23.4
各室面積表	27	67.5	11	64.7	35	72.9	8	44.4	274	32.7
施設の配置図位置図及び平面図	27	67.5	13	76.5	36	75.0	8	44.4	305	36.4
土地建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	24	60.0	13	76.5	35	72.9	8	44.4	251	30.0
賃貸借契約書	24	60.0	13	76.5	32	66.7	8	44.4	231	27.6
建築基準法の規定による確認済証	13	32.5	9	52.9	26	54.2	8	44.4	184	22.0
建築基準法の規定による検査済証	15	37.5	9	52.9	28	58.3	8	44.4	192	22.9
消防用設備等検査済証	10	25.0	6	35.3	20	41.7	8	44.4	175	20.9
園舎内外の写真	14	35.0	4	23.5	22	45.8	2	11.1	158	18.9
避難設備、転落防止用設備の写真	7	17.5	5	29.4	10	20.8	1	5.6	132	15.8
揮発性有機化合物等の室内濃度測定結果	1	2.5	3	17.6	2	4.2	5	27.8	87	10.4
職員一覧表	28	70.0	12	70.6	35	72.9	8	44.4	286	34.2
園長等の履歴書	27	67.5	12	70.6	34	70.8	8	44.4	283	33.8
園長等の資格を有することの証明書	23	57.5	12	70.6	29	60.4	8	44.4	235	28.1
職員の免許・資格証	28	70.0	12	70.6	35	72.9	8	44.4	264	31.5
職員の勤務体制表	21	52.5	11	64.7	32	66.7	5	27.8	263	31.4
学校医、学校歯科医、学校薬剤師との嘱託契約書	10	25.0	9	52.9	21	43.8	7	38.9	181	21.6
保育教諭等の資格の特例に関する調書	15	37.5	7	41.2	20	41.7	5	27.8	169	20.2
園則	24	60.0	12	70.6	35	72.9	9	50.0	278	33.2
運営規程	25	62.5	13	76.5	36	75.0	8	44.4	317	37.9
給食の提供に関する調書	23	57.5	10	58.8	29	60.4	6	33.3	202	24.1
利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	14	35.0	10	58.8	25	52.1	7	38.9	225	26.9
収支予算書	24	60.0	13	76.5	33	68.8	8	44.4	285	34.1
法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	24	60.0	13	76.5	34	70.8	8	44.4	287	34.3
定款又は寄附行為	22	55.0	13	76.5	36	75.0	8	44.4	302	36.1
法人代表者の履歴書	20	50.0	11	64.7	31	64.6	8	44.4	230	27.5
役員一覧表	19	47.5	12	70.6	35	72.9	5	27.8	248	29.6
誓約書	22	55.0	12	70.6	35	72.9	7	38.9	247	29.5
施設型給付費の請求について	0	0.0	4	23.5	11	22.9	4	22.2	153	18.3
重要事項説明書	12	30.0	12	70.6	28	58.3	8	44.4	239	28.6
社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	8	20.0	2	11.8	11	22.9	4	22.2	142	17.0
その他	12	30.0	5	29.4	17	35.4	0	0.0	129	15.4

図表 33 提出書類（認定こども園（保育所型））

	都道府県		市区町村							
			政令市		中核市		特別区		一般市町村	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	40	100.0	17	100.0	48	100.0	18	100.0	837	100.0
認定こども園認定申請書	27	67.5	10	58.8	30	62.5	8	44.4	280	33.5
認定こども園設置者変更認可申請書	14	35.0	5	29.4	26	54.2	6	33.3	241	28.8
特定教育・保育施設確認申請書	3	7.5	10	58.8	31	64.6	7	38.9	298	35.6
特定教育・保育施設確認辞退届出書	3	7.5	7	41.2	30	62.5	6	33.3	244	29.2
特定子ども・子育て支援施設等確認申請書	2	5.0	5	29.4	28	58.3	5	27.8	244	29.2
最低基準調書	18	45.0	8	47.1	22	45.8	2	11.1	197	23.5
各室面積表	28	70.0	8	47.1	30	62.5	8	44.4	270	32.3
施設の配置図位置図及び平面図	28	70.0	10	58.8	31	64.6	8	44.4	301	36.0
土地建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	25	62.5	10	58.8	30	62.5	8	44.4	244	29.2
賃貸借契約書	24	60.0	9	52.9	26	54.2	8	44.4	227	27.1
建築基準法の規定による確認済証	15	37.5	6	35.3	20	41.7	8	44.4	179	21.4
建築基準法の規定による検査済証	15	37.5	7	41.2	23	47.9	8	44.4	186	22.2
消防用設備等検査済証	10	25.0	4	23.5	16	33.3	8	44.4	168	20.1
園舎内外の写真	15	37.5	4	23.5	19	39.6	3	16.7	159	19.0
避難設備、転落防止用設備の写真	7	17.5	4	23.5	10	20.8	1	5.6	127	15.2
揮発性有機化合物等の室内濃度測定結果	1	2.5	2	11.8	2	4.2	6	33.3	87	10.4
職員一覧表	28	70.0	9	52.9	29	60.4	8	44.4	282	33.7
園長の履歴書	28	70.0	9	52.9	30	62.5	8	44.4	278	33.2
園長の資格を有することの証明書	24	60.0	9	52.9	25	52.1	8	44.4	234	28.0
職員の免許・資格証	28	70.0	10	58.8	30	62.5	8	44.4	260	31.1
職員の勤務体制表	23	57.5	9	52.9	28	58.3	5	27.8	252	30.1
嘱託医、嘱託歯科医、嘱託薬剤師との嘱託契約書	10	25.0	8	47.1	19	39.6	7	38.9	171	20.4
運営規程	25	62.5	10	58.8	31	64.6	8	44.4	314	37.5
給食の提供に関する調書	23	57.5	8	47.1	24	50.0	6	33.3	196	23.4
利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	17	42.5	8	47.1	21	43.8	7	38.9	220	26.3
収支予算書	25	62.5	10	58.8	29	60.4	8	44.4	285	34.1
預金残高証明書	16	40.0	7	41.2	17	35.4	7	38.9	179	21.4
直近3年度の決算書	21	52.5	9	52.9	25	52.1	8	44.4	222	26.5
法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	24	60.0	10	58.8	29	60.4	8	44.4	281	33.6
定款又は寄附行為	23	57.5	10	58.8	31	64.6	8	44.4	297	35.5
法人代表者の履歴書	21	52.5	8	47.1	26	54.2	7	38.9	230	27.5
役員一覧表	20	50.0	9	52.9	28	58.3	5	27.8	248	29.6
誓約書	24	60.0	9	52.9	30	62.5	7	38.9	242	28.9
施設型給付費の請求について	0	0.0	4	23.5	11	22.9	4	22.2	154	18.4
重要事項説明書	15	37.5	10	58.8	23	47.9	8	44.4	234	28.0
社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	9	22.5	2	11.8	9	18.8	4	22.2	141	16.8
その他	12	30.0	3	17.6	17	35.4	0	0.0	134	16.0

図表 34 提出書類（小規模保育事業所）

	市区町村							
	政令市		中核市		特別区		一般市町村	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	17	100.0	48	100.0	18	100.0	837	100.0
家庭的保育事業等認可申請書	14	82.4	36	75.0	12	66.7	396	47.3
家庭的保育事業等廃止・休止承認申請書	12	70.6	34	70.8	10	55.6	317	37.9
特定地域型保育事業者確認申請書	13	76.5	35	72.9	12	66.7	345	41.2
特定教育・保育施設確認辞退届出書	10	58.8	32	66.7	10	55.6	276	33.0
最低基準調書	11	64.7	25	52.1	5	27.8	223	26.6
各室面積表	14	82.4	34	70.8	12	66.7	328	39.2
事業所の配置図・位置図及び平面図	14	82.4	35	72.9	12	66.7	357	42.7
土地・建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	14	82.4	33	68.8	12	66.7	304	36.3
賃貸借契約書建築基準法適合証明書	10	58.8	22	45.8	10	55.6	234	28.0
建築基準法の規定による確認済証	10	58.8	25	52.1	12	66.7	228	27.2
建築基準法の規定による検査済証	10	58.8	28	58.3	12	66.7	242	28.9
消防用設備等検査済証	7	41.2	20	41.7	12	66.7	209	25.0
事業所内外の写真	5	29.4	21	43.8	3	16.7	190	22.7
避難設備、転落防止用設備の写真	6	35.3	12	25.0	2	11.1	146	17.4
揮発性有機化合物等の室内濃度測定結果	4	23.5	2	4.2	9	50.0	103	12.3
職員一覧表	14	82.4	33	68.8	12	66.7	339	40.5
管理者の履歴書	14	82.4	34	70.8	12	66.7	327	39.1
管理者の資格を有することの証明書	14	82.4	27	56.3	11	61.1	281	33.6
職員の資格証	13	76.5	33	68.8	12	66.7	324	38.7
職員の勤務体制表	13	76.5	29	60.4	8	44.4	303	36.2
嘱託医、嘱託歯科医との嘱託契約書	10	58.8	21	43.8	10	55.6	219	26.2
運営規程	14	82.4	34	70.8	13	72.2	376	44.9
給食の提供に関する調書	8	47.1	27	56.3	10	55.6	247	29.5
連携施設を確保したことの証明書（連携協定書等の写）	14	82.4	29	60.4	8	44.4	267	31.9
連携施設確保に関する報告書	9	52.9	17	35.4	7	38.9	216	25.8
利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	13	76.5	26	54.2	11	61.1	263	31.4
収支予算書	14	82.4	34	70.8	13	72.2	348	41.6
預金残高証明書	10	58.8	22	45.8	13	72.2	235	28.1
直近3年度の決算書	12	70.6	29	60.4	13	72.2	276	33.0
法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	14	82.4	34	70.8	13	72.2	344	41.1
定款又は寄附行為	14	82.4	35	72.9	13	72.2	357	42.7
役員一覧表	13	76.5	32	66.7	9	50.0	296	35.4
誓約書	13	76.5	34	70.8	12	66.7	289	34.5
地域型保育給付費の請求について	4	23.5	13	27.1	7	38.9	169	20.2
重要事項説明書	13	76.5	27	56.3	12	66.7	288	34.4
社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	2	11.8	13	27.1	8	44.4	162	19.4
運営委員会規約	5	29.4	14	29.2	3	16.7	174	20.8
運営委員一覧表	6	35.3	13	27.1	3	16.7	169	20.2
運営委員就任承諾書	2	11.8	7	14.6	2	11.1	134	16.0
運営委員の履歴書	5	29.4	5	10.4	2	11.1	141	16.8
その他	6	35.3	16	33.3	2	11.1	117	14.0

カ. 自治体への提出書類のうち自治体が様式を定めている書類

保育所、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型）、小規模保育事業所それぞれについて、都道府県及び市区町村が提出を求める資料のうち、自治体において様式が定めている書類（小規模保育事業所は市区町村のみ）について質問した。都道府県や市区町村によって様式を定めている書類は様々であり、7割以上の自治体が様式を定めていると回答したのは、根拠法に基づく認可（認定）又は確認申請書並びに廃止（休止）承認又は確認辞退申請書以外で、7割以上の自治体が様式を定めていると回答したのは、ほぼ見られなかった。

図表 35 自治体が様式を定めている提出書類（保育所）

	都道府県		市区町村							
	件数	%	政令市		中核市		特別区		一般市町村	
			件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	40	100.0	17	100.0	48	100.0	18	100.0	837	100.0
児童福祉施設（保育所）設置認可申請書	27	67.5	15	88.2	38	79.2	12	66.7	169	20.2
児童福祉施設（保育所）廃止・休止承認申請書	25	62.5	12	70.6	38	79.2	11	61.1	152	18.2
特定教育・保育施設確認申請書	2	5.0	12	70.6	37	77.1	13	72.2	249	29.7
特定教育・保育施設確認辞退届出書	2	5.0	10	58.8	36	75.0	11	61.1	192	22.9
特定子ども子育て支援施設等確認申請書	2	5.0	5	29.4	31	64.6	7	38.9	163	19.5
最低基準調書	16	40.0	9	52.9	20	41.7	2	11.1	55	6.6
各室面積表	15	37.5	12	70.6	19	39.6	7	38.9	68	8.1
建築基準法適合証明書	1	2.5	2	11.8	0	0.0	0	0.0	29	3.5
職員一覧表	17	42.5	13	76.5	20	41.7	8	44.4	68	8.1
職員の勤務体制表	7	17.5	7	41.2	13	27.1	2	11.1	43	5.1
給食の提供に関する調書	9	22.5	5	29.4	9	18.8	1	5.6	45	5.4
利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	3	7.5	6	35.3	9	18.8	1	5.6	32	3.8
役員一覧表	6	15.0	8	47.1	18	37.5	2	11.1	47	5.6
誓約書	15	37.5	14	82.4	28	58.3	8	44.4	92	11.0
施設型給付費の請求について	1	2.5	4	23.5	6	12.5	1	5.6	47	5.6
社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	6	15.0	2	11.8	4	8.3	0	0.0	25	3.0
運営委員一覧表	3	7.5	6	35.3	5	10.4	0	0.0	25	3.0
運営委員就任承諾書	1	2.5	1	5.9	1	2.1	0	0.0	21	2.5
履歴書（施設長、法人代表者、運営委員）	2	5.0	8	47.1	5	10.4	0	0.0	36	4.3
その他	5	12.5	4	23.5	6	12.5	2	11.1	69	8.2

図表 36 自治体が様式を定めている提出書類（認定こども園（幼保連携型））

	都道府県		市区町村							
	件数	%	政令市		中核市		特別区		一般市町村	
			件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	40	100.0	17	100.0	48	100.0	18	100.0	837	100.0
幼保連携型認定こども園設置認可申請書	28	70.0	13	76.5	38	79.2	6	33.3	137	16.4
幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書	20	50.0	9	52.9	35	72.9	5	27.8	127	15.2
特定教育・保育施設確認申請書	3	7.5	13	76.5	37	77.1	5	27.8	238	28.4
特定教育・保育施設確認辞退届出書	3	7.5	9	52.9	35	72.9	5	27.8	187	22.3
特定子ども・子育て支援施設等確認申請書	4	10.0	5	29.4	31	64.6	4	22.2	167	20.0
最低基準調書	15	37.5	6	35.3	21	43.8	1	5.6	52	6.2
各室面積表	19	47.5	10	58.8	20	41.7	3	16.7	63	7.5
職員一覧表	20	50.0	10	58.8	22	45.8	4	22.2	63	7.5
園長の資格を有することの証明書	9	22.5	4	23.5	8	16.7	0	0.0	30	3.6
職員の勤務体制表	12	30.0	5	29.4	14	29.2	1	5.6	42	5.0
保育教諭等の資格の特例に関する調書	11	27.5	2	11.8	8	16.7	3	16.7	32	3.8
給食の提供に関する調書	13	32.5	5	29.4	13	27.1	2	11.1	45	5.4
子育て支援業務の実施に関する調書	11	27.5	3	17.6	16	33.3	2	11.1	38	4.5
利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	4	10.0	5	29.4	10	20.8	0	0.0	31	3.7
役員一覧表	9	22.5	7	41.2	18	37.5	3	16.7	46	5.5
誓約書	22	55.0	12	70.6	28	58.3	5	27.8	85	10.2
施設型給付費の請求について	1	2.5	4	23.5	5	10.4	1	5.6	43	5.1
社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	5	12.5	2	11.8	4	8.3	0	0.0	25	3.0
履歴書（園長、法人代表者）	4	10.0	5	29.4	7	14.6	0	0.0	36	4.3
その他	5	12.5	4	23.5	7	14.6	0	0.0	73	8.7

図表 37 自治体が様式を定めている提出書類（認定こども園（幼稚園型））

	都道府県		市区町村							
	件数	%	政令市		中核市		特別区		一般市町村	
			件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	40	100.0	17	100.0	48	100.0	18	100.0	837	100.0
認定こども園認定申請書	27	67.5	13	76.5	36	75.0	7	38.9	126	15.1
認定こども園設置者変更認可申請書	14	35.0	8	47.1	33	68.8	7	38.9	116	13.9
特定教育・保育施設確認申請書	2	5.0	13	76.5	35	72.9	6	33.3	226	27.0
特定教育・保育施設確認辞退届出書	2	5.0	9	52.9	34	70.8	5	27.8	181	21.6
特定子ども・子育て支援施設等確認申請書	2	5.0	5	29.4	30	62.5	5	27.8	160	19.1
最低基準調書	12	30.0	6	35.3	19	39.6	1	5.6	46	5.5
各室面積表	16	40.0	10	58.8	19	39.6	3	16.7	52	6.2
職員一覧表	19	47.5	10	58.8	19	39.6	5	27.8	55	6.6
園長の資格を有することの証明書	6	15.0	4	23.5	7	14.6	0	0.0	26	3.1
職員の勤務体制表	10	25.0	6	35.3	14	29.2	1	5.6	36	4.3
保育教諭等の資格の特例に関する調書	10	25.0	3	17.6	6	12.5	2	11.1	30	3.6
給食の提供に関する調書	11	27.5	6	35.3	12	25.0	1	5.6	41	4.9
子育て支援業務の実施に関する調書	9	22.5	4	23.5	15	31.3	2	11.1	33	3.9
利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	2	5.0	5	29.4	12	25.0	0	0.0	27	3.2
役員一覧表	7	17.5	7	41.2	16	33.3	3	16.7	42	5.0
誓約書	19	47.5	12	70.6	27	56.3	5	27.8	78	9.3
施設型給付費の請求について	0	0.0	4	23.5	5	10.4	1	5.6	40	4.8
社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	3	7.5	2	11.8	4	8.3	0	0.0	23	2.7
履歴書（園長、法人代表者）	3	7.5	5	29.4	7	14.6	0	0.0	33	3.9
その他	5	12.5	4	23.5	8	16.7	0	0.0	75	9.0

図表 38 自治体が様式を定めている提出書類（認定こども園（保育所型））

	都道府県		市区町村							
	件数	%	政令市		中核市		特別区		一般市町村	
			件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	40	100.0	17	100.0	48	100.0	18	100.0	837	100.0
認定こども園認定申請書	27	67.5	10	58.8	32	66.7	6	33.3	119	14.2
認定こども園設置者変更認可申請書	14	35.0	5	29.4	30	62.5	6	33.3	107	12.8
特定教育・保育施設確認申請書	2	5.0	10	58.8	31	64.6	5	27.8	218	26.0
特定教育・保育施設確認辞退届出書	2	5.0	7	41.2	30	62.5	5	27.8	175	20.9
特定子ども・子育て支援施設等確認申請書	2	5.0	3	17.6	28	58.3	4	22.2	155	18.5
最低基準調書	14	35.0	5	29.4	16	33.3	1	5.6	45	5.4
各室面積表	18	45.0	7	41.2	17	35.4	3	16.7	50	6.0
職員一覧表	17	42.5	7	41.2	17	35.4	5	27.8	51	6.1
園長の資格を有することの証明書	6	15.0	4	23.5	7	14.6	0	0.0	26	3.1
職員の勤務体制表	11	27.5	5	29.4	11	22.9	1	5.6	34	4.1
保育教諭等の資格の特例に関する調書	10	25.0	2	11.8	6	12.5	2	11.1	29	3.5
給食の提供に関する調書	12	30.0	4	23.5	11	22.9	1	5.6	41	4.9
子育て支援業務の実施に関する調書	11	27.5	3	17.6	14	29.2	2	11.1	33	3.9
利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	3	7.5	3	17.6	9	18.8	0	0.0	26	3.1
役員一覧表	8	20.0	6	35.3	13	27.1	3	16.7	41	4.9
誓約書	20	50.0	8	47.1	24	50.0	5	27.8	74	8.8
施設型給付費の請求について	1	2.5	4	23.5	5	10.4	1	5.6	38	4.5
社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	5	12.5	2	11.8	3	6.3	0	0.0	23	2.7
履歴書（園長、法人代表者）	3	7.5	4	23.5	7	14.6	0	0.0	31	3.7
その他	5	12.5	2	11.8	8	16.7	0	0.0	78	9.3

図表 39 自治体が様式を定めている提出書類（小規模保育事業所）

	市区町村							
	政令市		中核市		特別区		一般市町村	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	17	100.0	48	100.0	18	100.0	837	100.0
家庭的保育事業等認可申請書	14	82.4	35	72.9	10	55.6	268	32.0
家庭的保育事業等廃止・休止承認申請書	11	64.7	35	72.9	9	50.0	226	27.0
特定地域型保育事業者確認申請書	13	76.5	34	70.8	10	55.6	248	29.6
特定教育・保育施設確認辞退届出書	9	52.9	33	68.8	10	55.6	201	24.0
最低基準調書	7	41.2	20	41.7	1	5.6	63	7.5
各室面積表	11	64.7	18	37.5	3	16.7	74	8.8
建築基準法適合証明書	2	11.8	0	0.0	0	0.0	28	3.3
職員一覧表	11	64.7	19	39.6	7	38.9	83	9.9
職員の勤務体制表	6	35.3	16	33.3	0	0.0	50	6.0
給食の提供に関する調書	3	17.6	9	18.8	0	0.0	53	6.3
連携施設確保に関する報告書	6	35.3	13	27.1	2	11.1	48	5.7
利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	5	29.4	9	18.8	0	0.0	42	5.0
役員一覧表	7	41.2	15	31.3	3	16.7	56	6.7
誓約書	10	58.8	28	58.3	8	44.4	102	12.2
地域型保育給付費の請求について	4	23.5	6	12.5	1	5.6	45	5.4
社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	2	11.8	4	8.3	0	0.0	23	2.7
運営委員一覧表	5	29.4	3	6.3	0	0.0	27	3.2
運営委員承認承諾書	1	5.9	1	2.1	0	0.0	18	2.2
その他	4	23.5	6	12.5	1	5.6	68	8.1

キ. 自治体として関与・支援している内容

市区町村での関与・支援内容として、都道府県・市区町村ともに「特に関与・支援をしていない」という回答が多かった一方で、「利用者保護の観点から合併・事業譲渡等に関する関与・支援を行っている」（市区町村 74 自治体）、「合併・事業譲渡等に関する調整の支援を行っている」（市区町村 61 自治体）という回答も見られた。

図表 40 自治体として関与・支援している内容（複数回答）

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件数	%
全体	40	100.0	920	100.0
自治体として、合併・事業譲渡等の計画を策定している	0	0.0	16	1.7
合併・事業譲渡等に関する調整の支援を行っている	0	0.0	61	6.6
合併・事業譲渡等に関する専門家派遣による支援を行っている	0	0.0	2	0.2
合併・事業譲渡等にかかる費用の支援を行っている（具体的な金額）	0	0.0	3	0.3
自治体内の保育所等の定員数を削減することを企図して合併・事業譲渡等に関する関与・支援を行っている	0	0.0	16	1.7
利用者保護の観点から合併・事業譲渡等に関する関与・支援を行っている	0	0.0	74	8.0
その他	3	7.5	49	5.3
特に関与・支援していない	33	82.5	612	66.5
無回答	7	17.5	87	9.5

ク. 事業者の経営実態の把握状況

事業者の経営実態把握について、把握できている（「把握できている」と「おおむね把握できている」の合計）と回答した都道府県は45.0%、市区町村は30.8%であった。一方、把握できていない（「あまり把握できていない」と「全く把握できていない」の合計）と回答した都道府県は42.5%、市区町村は49.1%であり、自治体によって把握状況にばらつきが見られた。

図表 41 事業者の経営実態の把握状況

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件数	%
全体	40	100.0	920	100.0
把握できている	4	10.0	70	7.6
おおむね把握できている	14	35.0	213	23.2
あまり把握できていない	13	32.5	246	26.7
全く把握できていない	4	10.0	206	22.4
無回答	5	12.5	185	20.1

ケ. 他の自治体と情報共有や連携状況

他の自治体との情報共有や連携について、行っている（「毎回行っている」と「必要に応じ行っている」の合計）と回答した都道府県は50.0%、市区町村は14.8%だった。

図表 42 他の自治体と情報共有や連携状況

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件数	%
全体	40	100.0	920	100.0
毎回行っている	8	20.0	41	4.5
必要に応じ行っている	12	30.0	95	10.3
行っていない	16	40.0	624	67.8
無回答	4	10.0	160	17.4

(3) 自治体ヒアリング調査概要

本節では、合併・事業譲渡に係る手続における各自治体のルールや様式を把握するために実施した、自治体に対するヒアリング調査の結果について記載する。

① 調査対象

本調査では、ヒアリング調査を行った事業者が合併・事業譲渡等で手続を行った自治体を基本として調査対象を選定した。なお、選定に当たっては、認可等の権限主体の違いや地域によって保育事業や行政運営の特性が異なること、人口減少地域も含めること等に配慮した。調査対象の概要は図表 43 のとおりである。

図表 43 ヒアリング調査対象（認可権限の構造順）

No	区分	自治体所在地	自治体名
1	都道府県	関東地方	自治体A
2	都道府県	九州地方	自治体B
3	政令指定都市	関東地方	自治体C
4	政令指定都市	近畿地方	自治体D
5	政令指定都市	九州地方	自治体E
6	中核市	九州地方	自治体F
7	特別区	関東地方	自治体G
8	特別区	関東地方	自治体H
9	一般市	東北地方	自治体I
10	一般市	関東地方	自治体J
11	一般市	九州地方	自治体K
12	一般市	九州地方	自治体L

② 調査項目

本調査では、合併・事業譲渡等に伴う手続を行う際、保育所等の設置認可等の権限主体が異なることを考慮して調査項目を設計し、以下の調査項目を基本としてヒアリングを実施した。

なお、本事業で策定する標準様式案の検討資料とするため、法令上必須とされる様式に加え、自治体が独自に定めている様式等がある場合には、当該様式のデータについても収集を行った。

図表 44 調査項目

分類	主な設問項目
市区町村	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所における合併・事業譲渡等の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続経験の有無 2. 事前相談・事前協議のルールや運用状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に重視して確認した事項 ・ 事前相談を行わないで認可等の手続を行ったケースの有無 3. 事業者に提出を求めている書類・様式の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前提出書類として求めている具体的な書類 ・ 事前相談及び申請にかかる提出書類の提出方法 4. 合併・事業譲渡等に係る審査・判断基準の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の判断基準やチェック項目 ・ 結果として認可に至らなかった事例の有無とその理由や課題 5. 保護者対応（説明方法・時期等）に関する考え方やルール <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者からの問合せの有無 ・ 事業者に対する保護者への対応依頼の有無 6. 廃止・認可・認可変更等のスケジュール感（手続全体の流れ、期間の目安等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な廃止・認可等の処理期間との間の差の有無 ・ 廃止・認可手続のなかで時間を要した業務 7. 他部局や他自治体との連携の有無・調整状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他部局や都道府県等他自治体との連携や調整において困難に感じた点 ・ 都道府県をまたいだ形で合併・事業譲渡を行った場合において困難に感じた点 8. 合併・事業譲渡等を実施する中での苦労した点や効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例の対応で特に苦労した点や課題感 9. 様式の標準化に関する認識や課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県と提出書類の統一化の有無 ・ 標準化を希望する様式 ・ 標準様式が導入された場合の支障 ・ 国に求めたい支援・配慮事項
都道府県 (認可先)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所における合併・事業譲渡等の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続経験の有無 2. 合併・事業譲渡等に係る審査・判断基準の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の判断基準やチェック項目 ・ 結果として認可に至らなかった事例の有無とその理由や課題 3. 廃止・認可・認可変更等のスケジュール感（手続全体の流れ、期間の目安等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な廃止・認可等の処理期間との間の差の有無 ・ 廃止・認可手続のなかで時間を要した業務 4. 他部局や他自治体との連携の有無・調整状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他部局や都道府県等他自治体との連携や調整において困難に感じた点 ・ 都道府県をまたいだ形で合併・事業譲渡を行った場合において困難に感じた点 5. 保育所の合併・事業譲渡手続における提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人種別を問わず基本となる共通の提出書類 ・ 法人種別（社会福祉法人／学校法人／株式会社）及び施設類型（保育所／認定こども園／小規模保育事業等）に応じて追加で提出を求めている書類 6. 様式の標準化に関する認識や課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県と提出書類の統一化の有無

	<ul style="list-style-type: none"> ・標準化を希望する様式 ・標準様式が導入された場合の支障 ・国に求めたい支援・配慮事項
--	---

③ 自治体ヒアリング調査結果

本項では、自治体に対して実施した保育所等の設置認可等に関するヒアリング調査の結果について、認可等の主体ごとに、①都道府県による回答、②政令指定都市・中核市・特別区による回答、③一般市による回答の3つに整理し、自治体独自の運用ルールと考えられる取組及び手続上の課題・苦勞した点について紹介する。

また、人口減少地域の自治体からは、地域における保育施設の配置について、「一つの町に一つの園」といった形で地域の保育機能を維持することが重要であり、保育施設がなくなることは地域の衰退にもつながりかねないとの認識が示された。

一方で、今後人口減少がさらに進行することを踏まえると、一定の段階を超えた場合には、保育施設の統合や合併・事業譲渡等が一気に進む可能性も想定されることから、手続を円滑かつ迅速に進められるよう、合併・事業譲渡等に関する統一的なガイドラインを整備し、手続の流れや考え方を明確に示しておくことの重要性について指摘があった。

ア. 都道府県による回答

都道府県へのヒアリングにおいては、認可等主体としての立場から、他部局・他自治体との連携調整、個別事例への対応において苦勞した点や課題認識等について意見を聴取した。都道府県が認可等主体となる場合、事業者との直接的なやり取りは主に市区町村が担い、都道府県は認可等の判断主体として手続に関与するケースが多いことが確認された。

一部の自治体（自治体A）では、認可等の申請に先立ち、市区町村と都道府県の間で事前協議を実施し、手続の進め方や確認事項について整理を行っている例が確認された。

図表 45 ヒアリング実施概要

事前相談・協議に関するルールについて	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談について、事業者と直接相談等を行うことは無いが、認可に関する計画承認手続の際に、その前段として市町村から都道府県に事前協議を行うこととしている。事前協議は、主に計画物件の図面について、都道府県の認可基準を満たした設備となっているかどうかの確認を行う。なお、合併・事業譲渡の場合も新規設置の場合も、事前協議に関する審査事項は同一。（自治体A）
審査・判断基準に関するルールについて	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可・認定基準を満たしているもの。（自治体B）
合併・事業譲渡等の事例の対応で特に苦勞した点や課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・認可の手続に関しては国が通知等を発出しているが、合併・事業譲渡に関する内容は記載されておらず対応に苦慮する場合がある。例えば、民間から不動産貸与を受けて保育所を運営している場合、国通知では、「建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合など安定的な事業の継続性の確保が図られると判断される場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。」と示されている。しかし、合併・事業譲渡による認可の場合は、契約残存期間が10年を切っており契約途中での期間変更が難しいという声が非常に多く、合併・事業譲渡の場合

にどのように対応すべきか判然としていない。(自治体A)

イ. 政令指定都市・中核市・特別区による回答

政令指定都市・中核市・特別区へのヒアリングにおいては、認可等業務に加えて保育事業者の窓口として実務を担う立場を踏まえ、事前相談・協議に関する運用ルール、審査判断の考え方、廃止・認可手続における課題、他部局・他自治体との連携調整、個別事例対応における苦労した点や課題認識等について意見を聴取した。

図表 46 ヒアリング実施概要

<p>事前相談・協議に関するルールについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事前相談は必須としており、実施時期については4月1日事業譲渡を原則とし、概ね1年以上前に実施するとしている。事前相談の際には、事業譲渡を行うに至る経緯、事業譲渡を受ける法人情報の確認、今後のスケジュールの共有等に加え、特に、こども家庭庁等へ財産処分に関する手続と補助金返還に関する基準の確認やスケジュールについて重視して確認を行った。(自治体C) • 事前相談は必須としている。事前相談を受けた後、必要な事業者には前年度の6月頃に事前協議書類の提出を依頼し、7月に提出をしてもらったうえで、問題がなければ8月に認可の内定を出している。(自治体E) • 事前相談は任意としている。事前相談の際には、法人合併について適法に行われているかを重視して確認している。(自治体F) • 事前相談は必須としており、合併・事業譲渡を検討する保育事業者に対して、4～5回程度実施している。具体的な内容は以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> 1回目：両法人による事業概要の説明 2回目：児童処遇および職員処遇の確認 3回目：処遇方針の確定内容や保護者説明会実施内容等の報告 4回目：補助金・財産処分関係の確認 その後、認可申請に向けたやり取りを複数回実施 事前相談の際には、特に、児童・職員の処遇や補助金の対応について確認を行った。(自治体G) • 事前相談は必須にしているが、回数に定めない。実施時期については、事業譲渡等により設置者が変更になる場合は、変更の3か月前までに、廃止申請書（譲渡法人）及び認可申請書（譲受法人）を区に提出する必要がある。また、その提出期限より前に、相当期間の余裕をもって協議を行うことが必要である。なお、翌年度の保育施設利用申込み案内（冊子）の最終校正が8月中旬～下旬となるため、譲受法人が4月1日から事業を開始する場合は、前年度の8月頃までに事前相談を終了していることが望ましい。(自治体H) • 事前相談の際には、事業譲渡の経緯、事業譲渡の条件（有償もしくは無償か）、譲受法人の経営状況、譲受法人が設置者の要件を満たしているか否か等の確認しており、特に、譲受法人が設置者の要件を満たしているか否かを重視して確認を行っている。(自治体H) • 事前相談は必須にしているが、実施時期や回数に定めない。事前相談の際には、特に、譲渡先事業者の適格性、事業主体の変更に伴う保育方針・職員体制等の変更内容等について重視して確認を行っている。(自治体D)
---------------------------	--

<p>審査・判断基準に関するルールについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 審査の際には、保育所の新設整備と同様に、社会福祉審議会で審議し、その意見も踏まえ、判断している。本市が定める基準を満たす場合、社会福祉審議会に「報告事項」として取り扱っている。(自治体C) • 審査の際には、自治体としての審査基準・審査に当たってのチェック項目に従い判断した。(自治体F) • 審査は、当該自治体が定める基準に従い行った。(自治体G) • 審査の際には、事業者の提出資料に基づき、外部委員を含む審査部会において、保育の考え方や方法などについてヒアリングを行った。(自治体D)
<p>廃止・認可手続において苦労した点</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一般的な事業譲渡であれば処理期間に大きな差はないが、事業譲渡の理由が経営状況に関する場合、法人間での事業譲渡のスピードに合わせる必要があるため、かなり短期間で対応する必要があった。(自治体C) • 廃止・認可手続においては、特に、国との調整(財産処分に関する事項)、事業者との調整に時間がかかった。(自治体C) • 廃止・認可手続においては、一般的な廃止・認可等の処理期間と比べると、庁内審査会で審議した期間が付加された。(自治体F) • 廃止・認可手続においては、一般的な廃止・認可等の処理期間と比べると、児童・職員への説明会の開催により認可手続が後手に回り、ぎりぎりになった。(自治体G) • 国にメールで補助金について問い合わせをしたが、返信がなく遅れの原因の一つとなった。認可が新規扱いのため現状の保育園事業と新たな保育事業でのすり合わせが必要となり、時間を要した。(自治体G)
<p>他部局や他自治体との連携や調整における困難点</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 新たな事業者が新規扱いのため、10年間の賃貸借契約を契約途中で結ばなければならなくなり、所有者から不利な提案をされ調整に手間取った。(自治体G)
<p>合併・事業譲渡等の事例の対応で特に苦労した点や課題認識</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 法人間の事業譲渡のスケジュールに合わせて手続を行う必要がある場合、それに認可手続も合わせていくことが非常に大変であった。(自治体C) • 新規の認可が取れなくなる可能性があり、すでに保育園の募集を行っているため、万が一のことをどうするかが課題となった。(自治体G) • 譲受法人が提出した認可申請書類に不備が多く、書類審査に時間を要した。(自治体H)
<p>標準化に関する認識・課題認識</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保育所等の整備と同様の流れで対応しているが、合併・事業譲渡の場合に、最低限確認すべきポイントを整理し、それが様式としてあると業務がより円滑に進むと考えている。加えて、財産処分において、補助金返還の必要性を判断できるものをフローチャート形式でまとめられると判断にかかる時間が短縮できるのではないかと感じている。補助金返還の可否は事業譲渡に大きく関わってくるが、返事をいただくまでにかなりの時間を要している。(自治体C)
<p>国に求めたい支援・配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 新規扱いの認可ではなく、基本的に区内に運営実績がある事業者の場合は変更として自治体が認める場合は児福審にかけないでほしい。(自治体G)

ウ. 一般市による回答

一般市へのヒアリングにおいては、一般市が保育事業者からの事前相談を受け、都道府県と

の調整を行う実務主体となることを踏まえ、事前相談・協議に関する運用ルール、審査判断の考え方、廃止・認可手続における課題、都道府県や他自治体との連携調整、個別事例対応における苦労した点や課題認識等について意見を聴取した。

図表 47 ヒアリング実施概要

事前相談・協議に関するルールについて	<ul style="list-style-type: none"> 事前相談の際には、特に定員設定の妥当性（譲渡前より受け入れ児童数が減少しないか）について重視して確認を行った。（自治体K） 事前相談の実施時期は案件によって異なるが、合併・事業譲渡を行う前年度には実施している。回数の定めはなく、概要や検討スケジュールについて聞き取りしている。（自治体J） 事前相談は必須で対面のみ可としており、実施時期については1年前としている。（自治体L） 事前相談は必須としているが、実施時期や回数を目安などにルールはない。事業者の心配事を解消したうえで進めている。事前相談の際には、職員とこどもの受け入れ等について重視して確認を行った。（自治体I）
審査・判断基準に関するルールについて	<ul style="list-style-type: none"> 審査の判断においては、施設運営の適正性、定員設定の妥当性（認可に係る意見書を県へ提出）を確認している。（自治体K）
廃止・認可手続において苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> 県・事業者との認可申請書類の調整に想定以上に時間がかかった。（自治体K）
他部局や他自治体との連携や調整における困難点	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたいだ形で合併・事業譲渡を行った事例では、法人本部が遠方であり、疑義照会や書類のやりとりに時間がかかった。（自治体K） 給食調理業務に関しては、委託業者の変更に伴い、市保健福祉事務所への届出の再提出が必要となり、必要書類の確認や法人への提出依頼等の調整に時間を要した。（自治体J）
合併・事業譲渡等の事例の対応で特に苦労した点や課題	<ul style="list-style-type: none"> 過去にあった案件では、譲渡先の法人が譲渡以前に該当施設の運営のコンサルタントとして関わっていたため、運営能力について問題ないことを事前に確認できたが、全く無関係の法人に事業譲渡を行う場合には、施設運営の適正性（問題なく施設を運営していくことが可能か）の判断基準が不明瞭。（自治体K） 法人変更（事業譲渡）により運営主体が変更となるケースでは、保育所の施設自体は変わらないものの、保育内容や費用等に変更が生じる可能性があることから、園児の円滑な引継ぎを行うために、譲受法人に対して保護者への丁寧な説明を行うよう依頼するとともに、保護者説明会の内容についても確認を行った。（自治体J）

3. 事業者調査（アンケート・ヒアリング）

本章では、全国の保育所、認定こども園（地方裁量型認定こども園を除く。以下同じ。）、小規模保育事業所を運営している事業者（以下「事業者」という。）に対し実施したアンケート調査及びヒアリング調査の結果について記載する。

（1）事業者アンケート調査概要

今後児童が減少することで、安定的な運営が困難になる保育所等が発生し、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性がある中で、持続可能な保育体制提供を進めるための手段の一つに合併・事業譲渡等があり、必要な場合には地域において法人合併や事業譲渡等を円滑に進められるようにすることが重要である。一方で、保育所等の法人合併や事業譲渡等の件数は多くなく、事業者にとっても合併、事業譲渡等に関する情報不足や、自治体ごとにルールが異なることによる予見性の低さや事務負担の重さが合併、事業譲渡等の弊害となっていると考えられる。

このような背景のもと、事業者等が合併、事業譲渡等をより適切に実施できる環境整備について検討するために全国の事業者にアンケート調査を実施した。

アンケート調査の実施概要は以下のとおりである。

① 調査対象

全国の事業者（悉皆）

② 調査方法

こども家庭庁経由で調査票をメール配布（事業者には市区町村からのメールも配布）し、回答者は調査票回答後、特設 WEB ページに調査票を投稿することで回答する形式とした。

③ 調査期間

令和7年11月17日（月）～12月19日（金）

④ 調査項目

図表 48 事業者アンケート調査項目（主要項目）

(1) 基礎項目	<ul style="list-style-type: none">合併・事業譲渡等の経験、打診状況の確認、合併・事業譲渡等に至らなかった理由保育所等の施設数
(2) 合併に関する事項	<ul style="list-style-type: none">合併に関する対応実績（令和3年度～令和7年度）<ul style="list-style-type: none">➤ 合併の数➤ 以下について確認（※直近3件）<ul style="list-style-type: none">◇ 実施年度◇ 合併の種類（吸収合併、新設合併）◇ 広域性◇ 保育所等以外に合併に伴う手続を行った事業の有無◇ 合併の目的◇ 合併を実施した背景事情◇ 仲介業者の有無、手数料◇ 合併の効果◇ 合併の際に苦労した点 等

<p>(3) 事業譲渡等に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事業譲渡等に関する対応実績（令和3年度～令和7年度） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業譲渡等の数 ➤ 以下について確認（※直近3件） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 実施年度 ◇ 譲渡又は譲受の別 ◇ 相手先の法人格 ◇ 広域性 ◇ 保育所等以外に事業譲渡等に伴う手続を行った事業の有無 ◇ 事業譲渡等の目的 ◇ 事業譲渡等を実施した背景事情 ◇ 仲介業者の有無、手数料 ◇ 事業譲渡等の効果 ◇ 事業譲渡等の際に苦勞した点
<p>(4) 合併・事業譲渡等に関する自治体間の違い等の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事前相談等の有無、自治体間での事前相談の時期、手法の違いの確認、違いによる負担感 • 申請書類や様式が自治体間で異なることに対する負担感 • その他負担に感じた事象 • 課題、障壁となった事象

(2) 事業者アンケート調査結果

本項では、事業者に行ったアンケート調査結果を紹介している。なお、アンケート項目一覧は「付録1-3 事業者アンケート調査項目」に掲載している。

① 合併・事業譲渡等の件数・打診状況

ア. 合併・事業譲渡等の件数

令和3年度から令和7年度に保育事業を営む法人を吸収合併したのは35件、保育事業を営む法人を含めて新設合併を行ったのは5件、法人で運営していた保育事業を譲渡したのは40件、法人で運営していた保育事業を譲受したのは76件だった。合併・事業譲渡等をいずれも経験していないと回答したのは9,455件だった。

図表 49 合併・事業譲渡等の件数（複数回答）

	件数
全体	9597
保育事業を営む法人を吸収合併	35
保育事業を営む法人を含めて新設合併	5
法人で運営していた保育事業を譲渡した（譲渡側）	40
法人で運営していた保育事業を譲受した（譲受側）	76
いずれもない	9455

イ. 合併・事業譲渡等の打診状況

打診をしたが合併・事業譲渡等に至らなかったケースは全体の約7.5%で、件数としては約700件だった。合併・事業譲渡等に至らなかった要因としては、打診を受けた側が必要を感じなかったケースが多い。そのほか、経営上の条件調整が困難だったという回答も多く見られた。

図表 50 合併・事業譲渡等の打診状況

	件数	%
全体	9597	100.0
合併・事業譲渡等の打診をしたことがある	106	1.1
合併・事業譲渡等の打診を受けたことがある	544	5.7
合併・事業譲渡等の打診をしたことがあり打診を受けたことがある	71	0.7
合併・事業譲渡等の打診をしたことも打診を受けたこともない	8876	92.5
無回答	0	0.0

図表 51 合併・事業譲渡等に至らなかった要因（複数回答）

	全体	合併	事業譲渡等（譲渡側）	事業譲渡等（譲受側）
合併・事業譲渡等の際し、経営上の条件調整（主に財務面）が困難	105	40	37	89
将来的な経営状況の悪化	56	18	16	47
合併・事業譲渡等の際し、保育理念や施設の運営方針等の調整が困難	52	18	20	36
打診先から断られた	46	10	25	30
合併・事業譲渡等の際し、雇用面の条件調整（継続雇用等）が困難	44	19	14	33
職員の間関係に対する不安	38	19	18	26
所轄庁との調整が困難だった	30	6	17	18
取り組むにあたって規制に抵触する恐れがある、または制度面の課題があった（具体的に）	18	7	9	15
所轄庁の認可等が下りなかった	12	3	5	9
合併・事業譲渡等を行う必要性を感じなかった	351	104	234	165
その他	107	38	59	66

② 合併に関する対応実績

ア. 合併の実施年度

合併の実施年度は令和7年度（44件）が一番多く、次いで令和6年度（24件）が多かった。

図表 52 合併の実施年度（複数回答）

	件数	%
全体	113	100.0
令和3年度	15	13.8
令和4年度	14	12.8
令和5年度	13	11.9
令和6年度	24	22.0
令和7年度	44	40.4
無回答	3	2.8

イ. 合併を行った事業者の法人格

合併を行った事業者の法人格は社会福祉法人（40.0%）、株式会社・有限会社（34.5%）の順で多く見られた。

図表 53 合併を行った事業者の法人格

	件数	%
全体	721	100.0
社会福祉法人	297	41.2
株式会社・有限会社	249	34.5
学校法人	98	13.6
NPO法人	23	3.2
宗教法人	4	0.6
社団法人・財団法人（公益・一般）	19	2.6
個人事業主	9	1.2
その他（具体的に）	17	2.4
無回答	5	0.7

ウ. 吸収合併・新設合併の件数

吸収合併が 83 件と全体の 73.5%を占めた。新設合併は 11 件と 9.7%だった。

図表 54 吸収合併・新設合併の件数

	件数	%
全体	113	100.0
吸収合併	83	73.5
新設合併	11	9.7
無回答	19	16.8

エ. 合併を実施する場合の希望時期

合併を実施する場合の希望時期として、「各年度 4 月」が 167 件（23.2%）と一番多く、続いて「希望するタイミング」での実施が 155 件（21.5%）と続いた。

図表 55 合併を実施する場合の希望時期

	件数	%
全体	720	100.0
各年度 4 月	167	23.2
各年度 10 月	6	0.8
希望するタイミング	155	21.5
その他	87	12.1
無回答	305	42.4

オ. 広域性

「1つの市区町村内で事業展開する事業者間で合併が行われた」のは 48 件（42.5%）と一番多く、次いで「複数の都道府県にまたがり事業展開する事業者間で合併が行われた」のが 27 件（23.9%）、「同一都道府県内の複数の市区町村で事業展開する事業者間で合併が行われた」のが 18 件（15.9%）だった。

図表 56 広域性

	件数	%
全体	113	100.0
1つの市区町村内で事業展開する事業者間で合併が行われた	48	42.5
同一都道府県内の複数の市区町村で事業展開する事業者間で合併が行われた	18	15.9
複数の都道府県にまたがり事業展開する事業者間で合併が行われた	27	23.9
無回答	20	17.7

カ. 保育所等以外に合併に伴う手続を行った事業

保育所等以外に合併に伴う手続を行った中では保育所等以外の児童福祉関連事業が8件と一番多かった。その他の回答のうち、インターナショナルスクールが4件あった。

図表 57 保育所等以外に合併に伴う手続を行った事業（複数回答）

	件数
高齢者福祉関連事業	3
障害者福祉関連事業	1
障害児福祉関連事業	2
保育所等以外の児童福祉関連事業（障害児福祉関連事業以外）	8
上記以外の福祉関連事業	7
医業	0
その他	14

キ. 合併の目的

合併の目的として、「事業の継続のため」（47件）、「事業の規模の拡大のため」（23件）、「財務状態の安定のため」（22件）という回答が多く見られた。

図表 58 合併の目的（複数回答）

	件数
事業の継続のため	47
事業の規模の拡大のため	23
財務状態の安定のため	22
地域ニーズに対応するため	20
利用者保護のため	19
後継者不足のため	15
事業者の救済のため	15
人材確保・育成のため	9
事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため	8
利用者を増やすため	8
経営上の都合により、関係事業者（いわゆるグループ事業者）内で合併した	8
調達コストを削減するため	3
将来の投資（再投資）に備えるため	3
その他	2

ク. 合併を実施した背景事情

合併を実施した背景事情として、「経営者の高齢化、健康問題、後継者難」(30件)、「子供の数の減少により、経営が悪化した」(23件)、という回答が多く見られた。特に「経営者の高齢化、健康問題、後継者難」は令和7年度に14件だった。

図表 59 合併を実施した背景事情(複数回答)

	件数	年度					無回答
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
経営者の高齢化、健康問題、後継者難	30	1	3	5	6	14	1
子供の数の減少により、経営が悪化したため	23	4	2	4	6	7	0
経営破綻した事業者を救済するため	19	5	3	3	1	7	0
保育人材の確保が困難なため	19	1	1	6	8	3	0
その他	17	0	2	4	4	7	0
収入の減少	8	1	1	1	2	3	0
人件費の高騰による安定的な人材確保が困難なため	5	0	0	0	2	3	0
物価高騰による材料費などの費用の増加	4	0	1	0	1	2	0

ケ. 仲介業者の有無

「仲介業者があった」と回答したのは38件(33.6%)であり、年度別で比較すると件数は令和7年度が一番高かった(20件、同年の合併の件数中の利用率は45.5%)。

図表 60 仲介業者の有無

	件数	%
全体	113	100.0
仲介業者はあった	38	33.6
仲介業者はなかった	56	49.6
無回答	19	16.8

図表 61 仲介業者の年度別比較

	件数	全体	%
全体	38	110	34.5
令和3年度	2	15	13.3
令和4年度	6	14	42.9
令和5年度	2	13	15.4
令和6年度	8	24	33.3
令和7年度	20	44	45.5
無回答	0	3	0.0

コ. 仲介手数料

「仲介業者があった」と回答した38件中、仲介手数料の金額は「500万円以上1000万円未満」(11件)が一番多く、次いで「1000万円以上」と「手数料はなかった」が多かった(5件)。

図表 62 仲介手数料の金額

	件数	%
全体	38	100.0
手数料はなかった	5	13.2
10万円以下	0	0.0
10万円以上50万円未満	0	0.0
50万円以上100万円未満	1	2.6
100万円以上200万円未満	0	0.0
200万円以上500万円未満	4	10.5
500万円以上1000万円未満	11	28.9
1000万円以上	5	13.2
取引金額の()%	0	0.0
把握していない	9	23.7
無回答	3	7.9

サ. 仲介業者を用いたことのメリットを感じたか

「仲介業者があった」と回答した 38 件中、仲介業者を利用したことでメリットを感じたかを質問し、「わからない」が 19 件 (50.0%)、「メリットを感じた」が 14 件 (36.8%) だった。

図表 63 仲介業者を用いたことのメリット

	件数	%
全体	38	100.0
メリットを感じた	14	36.8
メリットは感じなかった	2	5.3
わからない	19	50.0
無回答	3	7.9

シ. 合併の効果

合併の効果として、「事業の規模が拡大した」(28 件)、「利用者保護が図られた」(26 件)、「事業者の救済が図られた」(23 件) という回答が多く見られた。

図表 64 合併の効果 (複数回答)

	件数
事業の規模が拡大した	28
利用者保護が図られた	26
事業者の救済が図られた	23
地域ニーズに対応できた	21
財務状態が安定した	18
後継者不足が解消した	17
人材確保・育成に成功した	14
利用者が増加した	13
事業の多角化が行えた	12
将来の投資(再投資)に備えられた	6
把握していない	14
その他	4

ス. 合併の際に苦勞した点

合併の際に苦勞した点として、「職員の処遇の検討及び職員に対する説明」(36件)、「事業者間での事前協議」(34件)という回答が多く見られた。

図表 65 合併の際に苦勞した点(複数回答)

	件数
職員の処遇の検討及び職員に対する説明	36
事業者間での事前協議	34
規程・システムなどの整備	28
会計・税務処理	25
所轄庁への認可等手続き	24
利用者や利用者家族、地域への説明	23
合併の登記手続き	20
所轄庁への事前相談	18
定款、寄付行為等の作成または変更	13
合併契約書の作成及び締結	11
事後開示に当たった手続き	9
事前開示に当たった手続き	7
評議員会や株主総会等での承認手続	4
合併後の役員等の検討	3
債権者保護のための手続き	3
特にない	14
その他	6

③ 事業譲渡等に関する対応実績

ア. 事業譲渡等の実施年度

事業譲渡等の実施年度は令和7年度(47件)が一番多く、次いで令和6年度(31件)が多かった。

図表 66 事業譲渡等の実施年度

	件数	%
合計	157	100.0
令和3年度	16	10.2
令和4年度	13	8.3
令和5年度	18	11.5
令和6年度	31	19.7
令和7年度	47	29.9
無回答	32	20.4

イ. 事業譲渡等を行った事業者の法人格と相手先の法人格

事業譲渡等を行った事業者の法人格と相手先の法人格としては、株式会社・有限会社同士(44件)、社会福祉法人同士(25件)が多く、次いで社会福祉法人と株式会社・有限会社間(計17件)、学校法人同士(8件)が多く見られた。法人種別をまたいだ事業譲渡等は社会福祉法人と株式会社・有限会社間以外では数は多くないが数件見られた(社会福祉法人×社団法人・財団法人(計3件)、株式会社・有限会社×学校法人(計3件)等)。

図表 67 事業譲渡等を行った事業者の法人格と相手先の法人格

	回答数	%	相手先の法人格									
			自治体 (公営)	社会福祉 法人	株式会 社・有限 会社	学校法人	NPO法人	宗教法人	社団法人・財団 法人(公益・一 般)	個人事業 主	その他	無回答
全体	157	100.0	5	35	60	10	2	1	4	5	1	34
社会福祉法人	50	31.8	3	25	10	1	2	0	2	0	0	7
株式会社・有限会社	71	45.2	1	7	44	0	0	0	0	3	1	15
学校法人	19	12.1	1	1	2	8	0	1	0	2	0	4
NPO法人	6	3.8	0	0	3	0	0	0	1	0	0	2
宗教法人	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社団法人・財団法人(公益・一般)	4	2.5	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1
個人事業主	1	0.6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	1.9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
無回答	3	1.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

ウ. 譲渡・譲受の件数

事業譲渡等が行われた 157 件のうち、譲渡を行ったのが 44 件 (28.0%)、譲受を行ったのが 76 件 (48.4%) だった。

図表 68 譲渡・譲受の件数

	件数	%
全体	157	100.0
譲渡	44	28.0
譲受	76	48.4
無回答	37	23.6

エ. 事業譲渡等を実施する場合の希望時期

事業譲渡等を実施する場合の希望時期として、「各年度 4 月」が 55 件 (37.2%) と一番多く、続いて「希望するタイミング」での実施が 45 件 (21.5%) と続いた。

図表 69 事業譲渡等を実施する場合の希望時期

	件数	%
全体	148	100.0
各年度 4 月	55	37.2
各年度 10 月	4	2.7
希望するタイミング	45	30.4
その他	7	4.7
無回答	36	24.3

オ. 広域性

「1 つの市区町村内で事業展開する事業者間で事業譲渡等が行われた」のが 71 件 (45.2%) と一番多く、「複数の都道府県にまたがり事業展開する事業者間で事業譲渡等が行われた」のが 28 件 (17.9%)、「同一都道府県内の複数の市区町村で事業展開する事業者間で事業譲渡等が行われた」のが 25 件 (15.9%) だった。

図表 70 広域性

	件数	%
全体	157	100.0
1つの市区町村内で事業展開する事業者間で事業譲渡等が行われた	71	45.2
同一都道府県内の複数の市区町村で事業展開する事業者間で事業譲渡等が行われた	25	15.9
複数の都道府県にまたがり事業展開する事業者間で事業譲渡等が行われた	28	17.8
無回答	33	21.0

カ. 保育所等以外に事業譲渡等に伴う手続を行った事業

保育所等以外に事業譲渡等に伴う手続を行った中では、高齢者福祉関連事業（4件）、保育所等以外の児童福祉関連事業（3件）と一番多かった。

図表 71 保育所等以外に事業譲渡等に伴う手続を行った事業（複数回答）

	件数
高齢者福祉関連事業	4
障害者福祉関連事業	2
障害児福祉関連事業	2
保育所等以外の児童福祉関連事業（障害児福祉関連事業以外）	3
上記以外の福祉関連事業	4
医業	1
その他	8

キ. 事業譲渡等を行った目的（譲渡・譲受）

事業譲渡等を行った目的として、譲渡側は「財務状態の改善のため」が30件と多く、譲受側は「救済のため（利用者保護のため）」（31件）、「事業の規模の拡大のため」（27件）が多かった。

図表 72 事業譲渡等を行った目的（譲渡側）（複数回答）

	件数
財務状態の改善のため	30
後継者不足のため	17
利用者保護のため	16
事業の集中のため	14
人材不足のため	8
事業規模の縮小のため	8
その他	5

図表 73 事業譲渡等を行った目的（譲受側）（複数回答）

	件数
救済のため（利用者保護のため）	31
事業の規模の拡大のため	27
地域ニーズに対応するため	27
救済のため（事業者経理の安定のため）	21
財務状態の安定のため	18
事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため	14
利用者を増やすため	13
人材確保・育成のため	6
将来の投資（再投資）に備えるため	6
調達コストの削減のため	1
その他	2

ク. 事業譲渡等を実施した背景事情（譲渡・譲受）

事業譲渡等を実施した背景事情として、譲渡側は「経営者の高齢化、健康問題、後継者難」「収入の減少」（15件）、「人口減少により保育人材の確保が困難なため」（10件）の順に多く、両者とも令和7年度に多く見られた。

譲受側は「不況により経営が困難となった事業者を救済するため」（26件）、「経営者の高齢化等で後継者不足に悩む事業者を救済するため」（16件）の順に多く、両者とも令和6年度及び令和7年度に多く見られた。

図表 74 事業譲渡等を実施した背景事情（譲渡側）（複数回答）

	件数	令和3年度					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	無回答
経営者の高齢化、健康問題、後継者難	15	2	1	1	2	9	0
不況による収入の減少	11	1	1	3	3	2	1
人口減少により保育人材の確保が困難なため	10	2	1	0	1	5	0
人件費の高騰等により安定的な人材確保が困難なため	9	2	0	1	3	3	0
物価高騰による材料費などの費用の増加	1	0	0	0	1	0	0
その他	15	0	1	3	5	6	0

図表 75 事業譲渡等を実施した背景事情（譲受側）（複数回答）

	件数	令和3年度					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	無回答
不況により経営が困難となった事業者を救済するため	26	3	5	2	9	7	0
経営者の高齢化等で後継者不足に悩む事業者を救済するため	16	5	1	1	5	4	0
事業規模を拡大し調達コストを削減するため	10	3	3	0	2	2	0
好況による収入の増加	6	1	0	0	1	2	2
人件費の高騰等により安定的な人材確保が困難なため	4	1	1	0	1	1	0
人口減少の中、保育人材の確保が必要となったため	4	1	0	0	0	3	0
その他	14	1	2	5	1	5	0

ケ. 仲介業者の有無

157件中、仲介業者があったと回答したのは43件（27.4%）だった。そのうち譲渡した際に

仲介業者を利用したのが19件、譲受した際に仲介業者を利用したのが22件だった。年度別で比較すると件数は令和7年度が一番多く(17件、同年の事業譲渡等の件数中の利用率は36.2%)、次いで令和6年度が多かった(12件、同年の事業譲渡等の件数中の利用率は38.7%)。

図表 76 仲介業者の有無

	件数				%			
	計	譲渡	譲受	無回答	計	譲渡	譲受	無回答
全体	157	44	76	37	100.0	28.0	48.4	23.6
仲介業者はあった	43	19	22	2	27.4	12.1	14.0	1.3
仲介業者はなかった	76	24	50	2	48.4	15.3	31.8	1.3
無回答	38	1	4	33	24.2	0.6	2.5	21.0

図表 77 仲介業者の有無 (年度別)

	件数	全体	%
全体	43	157	27.4
令和3年度	5	16	31.3
令和4年度	7	13	53.8
令和5年度	1	18	5.6
令和6年度	12	31	38.7
令和7年度	17	47	36.2
無回答	1	32	3.1

コ. 仲介手数料

「仲介業者があった」と回答した43件中、仲介手数料の金額は「1000万円以上」と「200万円以上500万円未満」が一番多く(8件)、次いで「500万円以上1000万円未満」(7件)が多かった。譲渡と譲受で見た場合、譲渡側は「500万円以上1000万円未満」(5件)が一番多く、譲受側は「200万円以上500万円未満」が一番多かった(6件)。

図表 78 仲介手数料

	件数	%			
			譲渡	譲受	無回答
全体	43	100.0	19	22	2
手数料はなかった	2	4.7	1	1	0
10万円以下	0	0.0	0	0	0
10万円以上50万円未満	0	0.0	0	0	0
50万円以上100万円未満	1	2.3	0	1	0
100万円以上200万円未満	4	9.3	1	3	0
200万円以上500万円未満	8	18.6	1	6	1
500万円以上1000万円未満	7	16.3	5	1	1
1000万円以上	8	18.6	4	4	0
取引金額の()%	0	0.0	0	0	0
把握していない	12	27.9	7	5	0
無回答	1	2.3	0	1	0

サ. 仲介業者のメリットの有無

「仲介業者があった」と回答した43件中、仲介業者のメリットを感じたのは13件(30.2%)に留まった。

図表 79 仲介業者のメリットの有無

	件数	%
全体	43	100.0
メリットを感じた	13	30.2
メリットは感じなかった	7	16.3
わからない	22	51.2
無回答	1	2.3

シ. 事業譲渡等の効果（譲渡・譲受）

事業譲渡等の効果として、譲渡側は「財務状況が改善した」（22件）、「利用者保護が図られた」（20件）という回答が多く見られた。譲受側は「利用者保護が図られた」（34件）が一番多く、次いで「地域ニーズに対応することができた」（31件）、「事業の規模が拡大した」（29件）という回答が多く見られた。

図表 80 事業譲渡等の効果（譲渡側）（複数回答）

	合計
財務状態が改善した	22
利用者保護が図られた	20
後継者不足が解消した	10
事業の集中に成功した	9
事業規模を抑えることに成功した	5
人材不足が解消した	3
その他	4

図表 81 事業譲渡等の効果（譲受側）（複数回答）

	合計
利用者保護が図られた	34
地域ニーズに対応することができた	31
事業の規模が拡大した	29
財務状態が安定した	18
利用者が増加した	17
事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）が行えた	10
人材確保・育成に成功した	9
事業者経理が安定した	9
将来の投資（再投資）として価値があった	7
その他	3

ス. 事業譲渡等の際に苦労した点（譲渡・譲受）

事業譲渡等の際に苦労した点として、譲渡側は「職員の処遇の検討及び職員に対する説明」（21件）が一番多く、次いで「事業者間での事前協議」（19件）、「所轄庁への事前相談」（19件）が多かった。譲受側は「職員の雇用条件の検討」（29件）が一番多く、次いで「事業者間での事前協議」（25件）、「規程・マニュアル類、システムなどの整合性の確保」（24件）という回答が多く見られた。

図表 82 事業譲渡等の際に苦労した点（譲渡側）（複数回答）

	合計
職員の処遇の検討及び職員に対する説明	21
事業者間での事前協議	19
所轄庁への事前相談	19
会計・税務処理手続き	11
利用者や利用者家族、地域への説明	11
事前譲渡等の契約作成・締結	10
譲受事業者における事業継続の可否についての事前調査	9
譲受けの可否や譲受の条件検討等の調査	7
所轄庁への事業に係る財産処分の申請	6
所轄庁への施設の廃止申請及び認可等申請	5
定款、寄付行為等の変更	4
資産・負債の移管手続き	4
その他	1
特になかった	10

図表 83 事業譲渡等の際に苦労した点（譲受側）（複数回答）

	合計
職員の雇用条件の検討	29
事業者間での事前協議	25
規程・マニュアル類、システムなどの整合性の確保	24
所轄庁への施設の廃止申請及び認可等申請	20
所轄庁への事前相談	19
譲受けの可否や譲受の条件検討等の調査	15
事前譲渡等の契約作成・締結	14
会計・税務処理手続き	14
定款、寄付行為等の変更	11
資産・負債の移管手続き	11
利用者との再契約の締結	11
その他	3
特になかった	14

④ 合併・事業譲渡等に関する自治体間の違い等の把握
 ア. 保育所等の所轄庁に対する事前相談等の実施有無

合併・事業譲渡等を行う際に、保育所等の所轄庁に対する事前相談の有無を確認したところ、都道府県に対しては 29.4%の事業者が、市区町村に対しては 64.1%の事業者が事前相談を実施した。

図表 84 保育所等の所轄庁に対する事前相談等の実施有無

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件名	%
全体	170	100.0	170	100.0
事前相談を複数の自治体（都道府県／市区町村）で行った	17	10.0	25	14.7
事前相談を1つの自治体（都道府県／市区町村）のみで行った	33	19.4	84	49.4
事前相談は行っていない	71	41.8	38	22.4
無回答	49	28.8	23	13.5

イ. 事前相談の実施時期・実施方法の違い及び実施時期・実施方法が違うことへの負担感

合併・事業譲渡等に係る事前相談を複数の自治体で実施した（都道府県 17 件、市区町村 25 件）うち、事前相談の実施時期に違いがあったと回答したのは、都道府県 7 件（41.2%）、市区町村 5 件（20.0%）だった。事前相談の実施方法に違いがあったと回答したのは都道府県、市区町村ともに1件のみだった。

また、事前相談の実施時期・実施方法に違いがあったと回答した（都道府県 7 件、市区町村 5 件）中で、実施時期・実施方法が違うことへの負担感を質問したところ、負担に感じた（非常に負担だと感じた+少しだけ負担に感じた）と回答したのは、都道府県の場合 3 件（42.9%）、市区町村の場合 1 件（20.0%）だった。

図表 85 事前相談の実施時期の違い

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件名	%
全体	17	100.0	25	100.0
違いがあった	7	41.2	5	20.0
違いはなかった	7	41.2	18	72.0
無回答	3	17.6	2	8.0

図表 86 事前相談の実施方法の違い

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件数	%
全体	17	100.0	25	100.0
違いがあった	1	5.9	1	4.0
違いはなかった	12	70.6	21	84.0
無回答	4	23.5	3	12.0

図表 87 事前相談の実施時期・実施方法が違うことへの負担感

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件数	%
全体	7	100.0	5	100.0
非常に負担だと感じた	2	28.6	1	20.0
少しだけ負担に感じた	1	14.3	0	0.0
あまり負担だとは感じなかった	1	14.3	2	40.0
全く負担だと感じなかった	1	14.3	1	20.0
無回答	2	28.6	1	20.0

ウ. 申請関連文書に係る様式や添付書類が自治体ごとに異なることへの負担感

合併・事業譲渡等の際に、認可等の申請関連文書の様式や添付書類が自治体ごとに異なることへの負担感を質問したところ、負担に感じた（非常に負担だと感じた+少しだけ負担に感じ

た)と回答したのは、都道府県の場合 14 件 (29.8%)、市区町村の場合 24 件 (23.8%) だった。一方、無回答を除いた場合、負担に感じた(非常に負担だと感じた+少しだけ負担に感じた)と回答した割合は、都道府県の場合 73.7%、市区町村の場合 64.9%に上った。

図表 88 申請関連文書に係る様式や添付書類が自治体ごとに異なることへの負担感

	都道府県		市区町村	
	件数	%	件数	%
全体	47	100.0	101	100.0
非常に負担だと感じた	8	17.0	12	11.9
少しだけ負担に感じた	6	12.8	12	11.9
あまり負担だとは感じなかった	4	8.5	8	7.9
全く負担だと感じなかった	1	2.1	5	5.0
無回答	28	59.6	64	63.4

オ. 合併・事業譲渡等を行った際の課題、障壁

合併・事業譲渡等を行った際の課題、障壁としては、「雇用面の条件調整(継続雇用等)が困難」(45 件)、「経営上の条件調整(主に財務面)が困難」(43 件)、「人間関係への影響」(29 件)、「保育理念や施設の運営方針等の調整が困難」(28 件)という回答が多く見られた。

図表 89 合併・事業譲渡等を行った際の課題、障壁(複数回答)

	件数
合併・事業譲渡等の際し、雇用面の条件調整(継続雇用等)が困難	45
合併・事業譲渡等の際し、経営上の条件調整(主に財務面)が困難	43
人間関係への影響	29
合併・事業譲渡等の際し、保育理念や施設の運営方針等の調整が困難	28
所轄庁との調整が困難だった	23
合併・事業譲渡先の選定が困難	18
将来的な経営状況の悪化	18
合併・事業譲渡先へのコンタクトが困難	9
打診先から断られた	5
所轄庁の認可等が下りなかった	3
取り組むにあたって規制に抵触する恐れがある、または制度面の課題があった	1
その他	8

(3) 事業者ヒアリング調査概要

① 調査概要

アンケート調査に協力した事業者の中から、アンケートの深堀調査として、保育所等の法人合併や事業譲渡等を行った事例の実態や効果等の情報収集を行うためのヒアリングを実施した。ヒアリング実施概要及びヒアリング対象は図表のとおり。

図表 90 ヒアリング実施概要

調査対象	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査に回答した事業者
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング調査（オンライン又は電話）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 基本情報（法人設立年、運営している保育施設一覧） 合併・事業譲渡等の経緯 <ul style="list-style-type: none"> 合併・事業譲渡等を検討した経緯・目的・背景 相手先との関係性 相手先との事前協議の有無及び詳細 合併・事業譲渡等の判断について 自治体への申請等 <ul style="list-style-type: none"> 自治体への事前相談、認可等手続の詳細、財産処分手続など 仲介業者の有無（委託内容、手数料など） 職員に対する処遇等の検討 <ul style="list-style-type: none"> 雇用条件の検討、職員への説明状況、賃金制度・給与体系・人事評価等の整備状況など 利用者や地域への説明 <ul style="list-style-type: none"> 利用者への説明の詳細、地域への説明の詳細 合併・事業譲渡等で苦勞した点 合併・事業譲渡等の効果・デメリット

図表 91 ヒアリング調査対象（実施日順）

#	法人名	法人所在地	ヒアリング実施日
1	社会福祉法人A	中国地方・中核市	令和8年1月13日（火）14時～
2	学校法人B	九州地方・政令市	令和8年1月19日（月）10時～
3	学校法人C	関西地方・政令市	令和8年1月22日（木）15時半～
4	社会福祉法人D	九州地方・中核市	令和8年1月26日（月）10時～
5	社会福祉法人E	関東地方・一般市	令和8年1月26日（月）13時半～
6	株式会社F	特別区	令和8年1月29日（木）14時～
7	学校法人G	九州地方・町村	令和8年2月3日（火）13時～
8	社会福祉法人H	東北地方・一般市	令和8年2月17日（火）13時～

② 事業者ヒアリング調査結果

本項では、事業者を実施したヒアリングをもとに、事業者が合併・事業譲渡等を実施するに当たってのプロセスである「合併・事業譲渡等の経緯」、「自治体申請手続」、「仲介業者への対応」、「職員への処遇」、「利用者・地域への説明」「合併・事業譲渡等を実施した際の苦勞した点」「合併・事業譲渡等を実施した効果等」の7つに分けて紹介する。

ア. 社会福祉法人A

社会福祉法人Aでは、市内の企業主導型保育園を令和7年度に事業譲受した。譲受を検討するに当たって、事前調査（デューデリジェンス）は自社で簡易的に実施したが専門的なスキルが必要だったと感じた。事業譲受により、職員の働き方改革を受けモチベーションの向上につながり、これまで運営していた施設の職員や園児同士の交流ができるようになった。

図表 92 ヒアリング実施概要（社会福祉法人A）

譲受経緯	<ul style="list-style-type: none"> 企業主導型保育園を運営する株式会社が経営悪化により、保育施設を譲渡したいと考えた。株式会社の取引金融機関が事業譲渡の提案を令和6年6月上旬に行った。7月下旬までに企業主導型保育園の事業状況を照会し、8月に緊急理事会を開催（書面開催）し、決議・承認を行った。事前調査（デューデリジェンス）は自社で実施したが3か月ほどかかった。<u>当初譲渡元の決算日が11月末だったため11月30日の事業譲渡を予定していたが、事前調査（デューデリジェンス）や公益財団法人児童育成協会への申請等に時間がかかり、実際の譲渡は令和7年3月末となった。</u>
自治体申請手続	<ul style="list-style-type: none"> 市に9月末に相談し認可保育所への移行を依頼したが待機児童がないという理由で却下された。その後は自治体からの支援等はなかった。
仲介業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <u>当初事前調査（デューデリジェンス）をコンサル会社に依頼しようと考えていた。</u>取引金融機関から紹介を受けたが、企業売買には通じていた一方補助金等の調整が含まれる保育園売買に精通してなかったため依頼はせずに、自法人で実施した。
職員への処遇	<ul style="list-style-type: none"> 10月から処遇等を検討。3週間程かけ20人弱の職員に個別説明を実施。<u>園長以外は全員雇用したが、令和7年7月に園児への虐待や職員へのパワハラがあり1名主任が退職した。</u>賃金や給与体系等は自法人の方が進んでいたため自法人の規定等を適用。運営規定や重要事項説明書は当該園専用のものを改訂。 当初は夜間保育を行いつつ365日開園していて勤務環境が悪かった。現在は月～土。7時半～18時半（延長保育含めても19時半まで）で運営。
利用者・地域への説明	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年1月頃、利用者家族全員への集団説明会を開催。<u>経営理念が違うという理由や、これまで特別扱いを受けていた保護者がいたこともあり、保育園を転園する人も3人ほどいた。</u> 令和7年1月頃、これまで提携していた企業（2～30社）に訪問して説明を行った。
苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> <u>専門的な事前調査（デューデリジェンス）のスキルが必要だった。</u>虐待等の情報を事前に知っていた場合には、事前に手を打っていたり最悪の場合には譲受をしなかった可能性があった。 <u>助成金の仕組みに精通した事務員が退職したため難儀した。</u>退職日を延長してもらい、2月に新規職員を雇用したが2か月では精通しなかった。 どこに相談をすればよいかわからなかった。
効果・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 当時の企業主導型保育園は1法人1施設だったので、余剰人員を抱えないといけなかった。現在は<u>働き方改革を行い給料も上がり、職員のモチベーションが上がった。</u> 運営していた4施設の職員どうしのつながりや、イベント等で園児同士の交流もできシナジー効果があった。

イ. 学校法人B

学校法人Bでは、令和5年度に市内の法人（認可外施設）を吸収合併し、令和6年度に同じ都道府県内の別の市内の法人（私学助成園）を吸収合併した。自治体と調整し、認定こども園の分園や幼稚園から認定こども園への移行等を認めてもらった。正式な認可が合併の直前となり利用者への説明が直前となったが、事前に園職員となり改革を進めることで利用者に既に認識してもらえた。個人園を合併したため資産の帰属整理には苦慮した。

図表 93 ヒアリング実施概要（学校法人B）

※以下、令和5年度に市内の法人（認可外施設）を吸収合併したケースを①、令和6年度に同じ都道府県内の別の市内の法人（私学助成園）を吸収合併したケースを②として記載する

合併経緯	<p>① 令和3年9月に個人運営の認可外施設であった旧園に通う保護者から転園希望の連絡があり初めて廃園の意向を知った。当時の園長に園を閉じた後どうするのか確認し、相手の意向をヒアリングしながら吸収合併を行うこととした。令和4年夏頃から2・3回対面で事前協議を行い、令和5年4月現在運営する認定こども園の分園という形に整理した。事前調査（デューデリジェンス）は自社で実施。</p> <p>② 令和6年9月頃仲介サイトでマッチングを行い半年ほどで県の認可や売却条件をまとめた。事前調査（デューデリジェンス）は自社で実施。</p>
自治体申請手続	<p>① 令和4年夏前に市への事前相談を行った。その際、体力ある園が引き受ける重要性を訴え、認可外施設でなく認可園と同じ扱いにするよう強く求めた。幼稚園型の認定こども園が分園する例はおそらく全国初だったため、国にまで相談し、2～3か月ほどかかったが分園が認められた。県にも学校法人としての運営の許認可が必要になるが当初気づかず対応が少し遅れた。</p> <p>② 県をまたいで私学助成型幼稚園を買収する例は少なかったため、認可元を当初自法人が所在する県と考え書類作成を進めたが令和6年12月頃、認可元が合併を行う法人が所在する県と分かり作成し直した。認可は3月。幼稚園が所在する市にも対面で何回も話をし、令和6年10月から将来的な認定こども園化を含め相談した。国の資料を基に市に対し移行を求め令和8年度からの移行が認められた。</p>
仲介業者への対応	<p>① 保護者経由で話を聞いたため利用せず。</p> <p>② 地域分散をさせたい中、他県のM&A案件を知るために仲介サイトを利用。手数料は交渉の末100万円未満に抑えた。</p>
職員への処遇	<p>① 職員は誰も継続雇用を希望しなかったため継続雇用しなかった。</p> <p>② 令和7年2月頃面談を実施。継続雇用を前提とした合併だったため基本的には全員雇用としたが有期雇用とした（新規に雇用した職員は無期雇用）。また、給与は自法人の他施設と同様の基準としたが、賞与等は園の経営状況によるとした。</p>
利用者・地域への説明	<p>① 令和4年9月頃に利用者への説明を実施。保護者同士の人間関係や金銭的余裕がないこと等を理由に2・3名転園希望者がいた。</p> <p>② 令和7年3月中頃に利用者への説明を実施したが、令和6年9月末頃から副園長として入りICT化等を急速に進めていたことで保護者も事業譲渡を察していたようだった。転園希望者はいなかった。また、市から地域への説明をするよう言われたため、認可前の令和6年12月に市内の幼稚園が集まる会に参加した。</p>
苦労した点	<p>①②ともに自治体との調整に苦労した。</p> <p>② 個人園を合併したが、個人の家と幼稚園が一緒になっていたため、資産の帰属の整理（税務署への確認含む）に苦労した。</p>
効果・デメリット	<p>①②ともに利用者が求めるニーズを把握し、サービスとして提供するかを検討した。地域の実情を踏まえ園児が入りやすい環境を整えたことで、園児が大幅に増え収入も黒字化した。</p>

ウ. 学校法人C

学校法人Cでは、令和7年度に他県に所在する保育所を事業譲受した。事前に2年間園長及び法人理事となった後、事業譲受を行った。移行期間を設けたことで利用者の理解を得ることができた。職員処遇に当たっては一時的に給与水準を高くすることで人材確保に努めた。都道府県をまたいだケースだったため、手続書類の確保に苦慮した。

図表 94 ヒアリング実施概要（学校法人C）

譲受経緯	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年頃に理事長が交代するタイミングで関東進出を考えていた中、知り合いの地方議員経由で譲受の打診を受けた。令和4年11月から打診があり、令和5年1月から事業譲渡を前提した協議を開始し、<u>令和5年4月から当該園の園長となり、また理事として運営に入り、令和7年4月から事業譲渡を受けた。</u>移行期間は当初から2～3年を想定していた。職員・保護者・行政に対して1年で信頼を得ることは難しいため、初年度は行政・保護者・法人を知る1年と位置付けた。運営を任せてもらえたためスピード感を持って対応できた。 従来の運営方針を大幅に変えるつもりだったので、譲り受けを検討する段階ではデューデリジェンスは実施しなかった。
自治体申請手続	<ul style="list-style-type: none"> 譲受先の保育所が所在する市とやり取りをした。認可手続を実施する県からの依頼も市経由で連絡があったことで窓口が一元化して助かった。市は事業譲渡の経験が初めてだったが、手続が遅かったようには感じなかった。ただ、<u>認可手続に当たり、県は認可の前提として定款が必要と考えていたが、自法人が所在する都道府県は認可が出た後に定款を出すとしており、手続の順序が異なることで板挟みにあった。</u>
仲介業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 業者は用いなかった。
職員への処遇	<ul style="list-style-type: none"> 給与が低い一方で前運営法人や保護者からの要求が多く勤務環境が悪かったため令和5年2月末に職員の大量退職の意向があった。退職防止のための職員と打合せを行った。<u>給与水準を引き上げるなど給与規定や就業規則を改訂することで9名中7名の慰留に成功した。また近隣市に職員が流れないように、令和5年度は一時的に周辺よりも高い給与水準に設定し、追加職員（5名程度）の確保も行った</u> 規程等は基本的には自法人を用いたが、福利厚生等で従来より条件が悪化しないよう、社労士と相談し整備した。
利用者・地域への説明	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年2月に最初に実施した後、年度頭・年度末など<u>行事のたびに保護者説明会のたびに説明を行い、手続が整った段階で運営法人が変わること、園長が変わるが現在の主任が園長に変わること、現場の保育士はほとんど変わらないことを保護者に伝えたことで、入所者の転園はなかった。</u> 県の保育振興協議会の会長や事務局長に対し挨拶を行った。また近隣園に対しはがきで連絡した。
苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> <u>先方の理事会に入り、当時の法人の良くない点を調査する緊急動議を発議する準備が大変だった。理事会で他の理事とコミュニケーションをとる中で園の内情や信頼できる理事を把握した。</u>
効果・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月からの半年は厳しい運営だったが、令和6年1月頃から質の高い職員が定着して改善した。また、<u>園見学の際にどう変わるかを丁寧に説明し、法人が変わったことで市担当者が驚くほど園希望者が大幅に増加し、令和7年度の段階で経営は安定した。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東で唯一の事業所のため法人内の他の園とのやりとりがしづらいことが唯一のデメリットとなる
--	--

エ. 社会福祉法人D

社会福祉法人Dでは、令和5年度に市内の法人（保育所）を吸収合併した。退職職員が生じないよう新規採用等を行い、職員数を大幅に増やすことで職員の待遇改善や園児の受入可能数を増加させた。また園の情報発信を積極的に行い、入園者が増え経営改善につなげた。一方で、相手法人の理事会に参加できなかったこと等で合併の話が停滞したこともあった。

図表 95 ヒアリング実施概要（社会福祉法人D）

合併経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年始まってすぐ、理事長同士が元々継続的な付き合いがあったこともあり、<u>職員・経理労務業務面から運営協力依頼があった。その後職員（保育士3名、園長候補1名）を同年4月から3人出向・1人採用という形で派遣</u>した。先方の理事長が高齢なことから早期の合併を依頼され、行政や相手方理事長と協議を行った。<u>令和4年11月に合併の判断を行った</u>。先方の情報はたいてい知っていたのでデューデリジェンスは実施しなかった。財産は、増築箇所償還できていなかった負債を含め引き継いだ。
自治体申請手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年11月から市に相談し計3回ほど訪問した。市も合併の手続は初めてだったが、令和5年4月からの合併に向け、スムーズに対応してもらい処理期間は2～3か月ほどだった。<u>社会福祉法人の合併の手続も市の保育課からつなぎ県への連絡含め窓口を一本化されたことで楽だった</u>。 ・ <u>独立行政法人福祉医療機構にも施設廃止や法人廃止についての情報共有や退職手当共済等の関係で連絡</u>を行った（今回は該当なかったが、福祉医療機構から借り入れがあった場合は別途やり取りが必要となった。）。
仲介業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲介業者は手数料が高いため自前でできるのであればその方が良いと考えていた。
職員への処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員向け説明会を令和5年1月に実施。すでに職員を派遣していたので、合併する雰囲気を感じていたのではないかと。給与・待遇面を下げずに引き継いだ。これまで職員が少なく休憩や有休がとれないなど勤務環境が悪かったため、<u>運営法人が変わり待遇改善の期待度もあり、退職する職員はいなかった</u>。その後の給与体系や人事評価等は当法人の規定に合わせた。
利用者・地域への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者には令和5年2月から3月にかけて実施。<u>合併先だけでなく、既に運営している施設の保護者にも職員の移動等の可能性があることから説明</u>。 ・ 園周辺のコミュニティセンターや小学校などを1件1件回って挨拶した。
苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間で初めての経験だったので、<u>申請手続や関係者への調整に苦慮</u>した。もう少し長いスパンで計画的に行いたかった。特に相手法人の理事長の気分の波があり、話が戻ってしまうこともあった。また<u>相手法人の理事会に参加できなかったことで話が停滞したこともあった</u>。
効果・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残った職員に加え、職員を派遣や新規で採用し、合併当初の2.5倍にしたことで、園児を多く受け入れることができるようになった。既に運営している認定こども園が人気の中、<u>Instagramやホームページで積極的に発信</u>した。令和5年4月時点では少なかったが令和6年4月から埋まりだし令和7年4月は定員以上となるなど園児募集をスムーズに行えた。財務状況が良くなったことで積立に回すことができている。

オ. 社会福祉法人E

社会福祉法人Eでは、令和6年度に市内の小規模保育事業所を事業譲受した。保育所のみを運営していた法人が新たに小規模保育事業所を運営する形になったことで、両者の制度上の違い（連携園の必要性、保育料の徴収方法）や法人間の違い（有給等のルールや保育観）による混乱が生じた。事業譲渡までの1年間を準備期間としたことでこれらの違いに対応することができた。

図表 96 ヒアリング実施概要（社会福祉法人E）

譲受経緯	<ul style="list-style-type: none"> 元々NPO 法人が法人スタッフの子供を預けられるよう開園していたが、預かる機会がなくなり職員を補充できないため閉園を決めていた。NPO 法人代表が本法人の理事であり、譲渡のおよそ1年前に理事会で譲受できないか依頼があった。職員全員が雇用されたが、令和6年度は前法人が運営したため全員前法人に出向という形式をとった（現園長は令和6年2月から主任として出向）。1年間の出向後、令和7年4月から運営法人が変更となった。
自治体申請手続	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年秋から冬にかけて市に相談した。当初、既にある保育園の分園にする予定だったが、市から小規模保育事業所にしてほしい旨依頼があった。申請書類のうち旧園が作成していた書類の中に手書きの書類があったため、書類を初めから打ち込みをし直す必要などが多くあり、提出の際に苦労した。
仲介業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 仲介業者は利用しなかったが、経理の整理に当たっては委託会社に作業を依頼した。前法人と同じマネジメント会社を使っていたためやり取りは便利だった。
職員への処遇	<ul style="list-style-type: none"> 前法人の職員7名は全員雇用した。令和6年に1月に金額を提示し処遇や雇用面が現状より悪くならないようにした。有給消化や休憩の取り方等で前法人とルールが異なったため初年度は混乱が生じた（例えば本法人はこれまでタイムカードを使用していなかったが、前法人は使用していたためタイムカードを使用するようにした等）。また、前法人と保育観が違うことで体調を崩す職員もいた。令和6年度は前保育園のルールに従うことを明確にし、職員の不安を改善するように努めた。
利用者・地域への説明	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年の年度前に文書で発信した後、令和6年5月頃の春の懇談会で両法人の施設長が直接保護者に挨拶した。転園を希望する保護者はいなかった。 連携園には何度か挨拶に行ったが、前法人は1園のみでよかったが定員が増えたことで3名分の受け入れ確保が必要となった。市と相談して公立園で3枠確保できたが、年度明けで数か月たってから決まったため、当初見学者には連携園がない旨伝えていた。
苦労点	<ul style="list-style-type: none"> これまで運営していた保育所（児童発達支援センター併設）と譲受した小規模保育事業所にはルールの違いがあった。例えば小規模保育事業所は保育料を施設に直接払う形のため、ほぼ1年間は引き落としの準備に時間がかかり保護者と現金でやり取りをせざるを得なかった。また、連携園の認識がなく連携園の確保に苦労した。
効果・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が譲渡前の13名から19名に増えたため経営は安定した。既存の保育所と新たな小規模保育事業所で合同研修を行うことで違いを認識できた。 （デメリット）これまでの園ではアレルギーを持つ子供を受け入れていなかったが、新しい園では受け入れることになるため、職員のストレスや不

	<p>安が増え、感情面でのサポートが必要となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 考え方の相違によるストレス等により体調を崩した1名が退職、1名が異動前の園に戻った。
--	--

カ. 株式会社F

株式会社Fでは、令和5年度に法人所在地とは別の特別区の小規模保育事業所（1か所）を事業譲渡し、令和7年4月に法人所在地とは別の特別区・別の県に所在する小規模保育事業所（計2か所）を事業譲受、令和7年5月に別の県に所在する小規模保育事業所（3か所）を事業譲受した。一部園は譲受の話が出てから3か月ほどで事業譲受を実施したため、自治体ごとに申請書類が違うことに苦労を感じた。賃金体系等は前園を踏襲しているため、法人内で所属園によって賃金体系が異なる。

図表 97 ヒアリング実施概要（株式会社F）

※以下、令和5年度に法人所在地とは別の特別区の小規模保育事業所（1か所）を事業譲渡したケースを①、令和7年4月に法人所在地とは別の特別区・別の県に所在する小規模保育事業所（計2か所）を事業譲受したケースを②、令和7年5月に別の県に所在する小規模保育事業所（3か所）を事業譲受したケースを③として記載する

譲渡及び譲受経緯	<p>① もともと知り合いだった不動産会社が保有事業を拡大する意向を持っていたため令和5年4月に事業譲渡した。</p> <p>② 代表者同士が知り合いだった。上場企業で小規模保育事業所を切り離す方針だったため譲受した。入園者が獲得できるか否かや保育園の運営方針を確認し現場見学を実施。事前協議は1回実施。令和7年4月譲受。</p> <p>③ 仲介業者を通じて紹介を受けた。<u>当初別の企業が譲受予定だったが譲受の2か月前に断ったため急きょ譲受の話が生じた。</u>入園者が獲得できるか否かや保育園の運営方針を確認し現場見学を実施。事前協議は1回実施。令和7年5月譲受。</p>
自治体申請手続	<p>① 令和4年8月に最初の打合せを行った。事業所が存在した<u>区は会社分割という整理をした。</u></p> <p>② 令和6年冬に自治体に訪問し、申請書類等を作成し提出。</p> <p>③ <u>令和7年2月に法人から話を受けた後市に相談し、2か月ほどで書類を作成し5月からの運営開始を行った。</u>前法人が資金ショートし職員への給与未払い状態が続いたため急いで譲渡を進める必要があった。<u>申請書が自治体によって書類やフォーマットが異なるため作成に時間を要した。</u></p>
仲介業者への対応	<p>③のみ仲介業者が存在した。3園合計で500万円ほどだったが特段メリットは感じなかった。</p>
職員への処遇	<p>① 全職員が雇用された。職員説明は令和5年1～2月に実施した。</p> <p>②③ 園長以外の職員はすべて雇用した。②は令和6年11月頃、③は令和7年3月に説明した。職員への個別面談を実施し代表による会社説明も行った。<u>賃金体系は前園を踏襲しているため、グループ内異動があり給与を見せ合うと違いが見えてしまうリスクはある</u>が現時点で問題は生じていない。</p>
利用者・地域への説明	<p>① 令和4年12月に文書で運営事業者の変更を通知。ハレーションが生じなかったためそれ以上の対応はせず。</p> <p>②③ 保護者説明会を対面実施。②は令和7年1・2月、③は令和7年3月に実施した。法人が変わることによる転園者はなし。</p> <p>②③ 嘱託医や連携園には説明を行った。</p>

苦勞した点	<ul style="list-style-type: none"> ① 特になし ② 辞めた園長の補填 ③ 短期間での申請書類の提出
効果・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ① 年間収支の赤字を改善できた（毎年 2000 万円ほど） ② 前法人は戦略的に撤退したため譲渡前から赤字は発生していなかったため黒字経営できている。 ③ 園児の確保は行えており黒字経営できている。前法人の園長が多角経営したことにより赤字が発生していたのでは。

キ. 学校法人G

学校法人Gでは、令和6年度に市内の小規模保育事業所を事業譲受した。社会福祉法人が運営していた小規模保育事業所を学校法人が譲り受けた。自治体職員の能力が高く申請等の手続をスムーズに行えた。社会福祉法人時代から運営は外部委託しており、譲受後も引き続き同じ委託会社に運営を委託したため、制度面の変更等を最小限に抑えられた。

図表 98 ヒアリング実施概要（学校法人G）

譲受経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年3月頃、町内で顔見知りだった社会福祉法人から経営悪化を理由に小規模保育事業所1園の事業譲渡を依頼された。<u>社会福祉法人が施設を設立した際に公金が投入されていたため完全無償を条件として</u>令和6年10月譲受。事前調査（デューデリジェンス）は調査費が高いため外部には委託しなかった。社会福祉法人が運営した当時定員が埋まらず赤字だったが、定員まで実員が入れば黒字になると判断した。 ・ 元々社会福祉法人は外部の株式会社に運営を委託しており、譲受後も運営は同じ株式会社に委託し毎月委託費を支払っている（<u>運営を委託会社が引き続き行うことを譲受の条件としていた</u>）。
自治体申請手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年春に相談。設立当初の設備費を自治体が負担していたので返金が必要か社会福祉法人は懸念していたが設備費の返金は不要と整理された。認可等の手続は町では初めてだったが、<u>町職員が優秀で、譲受に当たっての必要事項や現在の進捗状況等を適切に示したことで、事業者がやらなければならないことが明確となり負担感はあまり感じなかった</u>。ただ、<u>担当職員は現在は異動してしまい、町内でどこまで知識面の引継ぎがされているか不明</u>。自治体対応についてもマニュアル化が必要と考える。寄附行為変更の手続については、文言を一部変更したのみで特段負担は感じなかった。
仲介業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者は用いなかった。
職員への処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>運営は引き続き同じ株式会社が行ったため、職員の雇用条件や給与体系等の制度面の変更を基本的には行わずにすんだ</u>。職員数は園児の実員に応じて委託会社が差配を行っている。
利用者・地域への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営会社から保護者に手紙を出し質問ある場合には対応することを想定していたが特段質問はなかった。利用者が減少することもなかった。<u>運営会社自体は変わらなかったことでサービス面での変更点が生じなかったことで利用者の不安が生じなかった可能性もある</u>。 ・ 社会福祉法人が運営していた時の連携園に当法人が運営する認定こども園（幼保連携型）が含まれており、連携園の新規開拓等は必要なかった。

苦勞した点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産・負債の移管手続の関係で苦慮した。結果として、負債は自治体の調整で返金不要となり、無償譲渡となったため社会福祉法人が運営していた事業所の資産は無償で譲り受けた。 ・ <u>譲渡法人が社会福祉法人であることによる特段の苦勞は感じなかった。</u>
効果・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型の認定こども園は人気があるため、小規模保育事業所に入ること認定こども園に入れるかもしれないというインセンティブを与えられたのでは。運営会社も入園者を増やすための努力を続けていることもあり社会福祉法人が運営法人の際に埋まらなかった実員を確保できている。 ・ (デメリット) 既存園と譲受した園のリスク担当者が重複するため、トラブルが発生した際の対応が大変となる。

ク. 社会福祉法人H

社会福祉法人Hでは、令和4年度に市内の法人(保育所)を吸収合併した。平成28年に合併協議が行われ一度流れたが、急速な人口減少等を踏まえ、共倒れになることを避けるために令和4年に法人合併した。法人合併後施設統合期間を1年設けた。両園の保護者が安心して預けられるような取り組みを実施し、地域とのつながりも持つ取組を実施した。

図表 99 ヒアリング実施概要(社会福祉法人H)

合併経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年に相手先の法人から依頼を受け合併(対等合併)の協議を行ったが、児童の急速な減少を予測できない中で、合併による運営が変化することを危惧していたこともあり打診を断った。<u>その後少子化が予想以上に進行する中で、令和2年11月に相手先の法人が吸収合併の依頼があり、令和4年4月に法人合併した。その後施設統合の準備を1年行い、令和5年4月1日に保育所も統合した。</u>当初当法人は吸収合併した場合に運営が可能か危惧したが、地域全体の損失にならないようにするために、吸収合併を選択した。
自治体申請手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年末に両法人理事長と園長で市に相談した。市も合併手続は初めてだったため、合併を機に新たに契約した司法書士と相談しながら申請書類の作成等を行った。<u>両法人ともに事務職員がいなかったため両園長が手分けして作成した。</u>
仲介業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲介業者がいることも知らず、検討する時間もなかったが、司法書士等にサポートを受けたので結果としては不要だった。
職員への処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年6月から職員全員に個別面談を実施。廃園となる園の保育所職員は、①保育の違いについていく自信がない、②慣れ親しんだ保育園から移るのが怖い、③通勤距離が長くなる等の理由で、保育士3名、パート職員半数ほどが退職。もう一方の保育所職員は誰もやめていない。 ・ <u>両園の保育内容をすり合わせるための研修を数回実施した。</u>賃金等は金銭的に高かった法人に合わせた。
利用者・地域への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>合併当初、主任保育士を2名おき両園の保育士から配置することで、両園の保護者が安心して預けられる体制を整えた。</u> ・ 令和3年4月に保護者に対しどちらの園舎を利用するかの意向調査を行った。施設統合が決まった後、<u>保護者も含め植樹を行うなど関係性の構築に努めた。</u>日曜日に園庭開放を行い、近所に住んでいた園長が廃園となる保育所に通う保護者と会話する機会もあった。 ・ 地域に対しては、当初全5回の説明会を企画していたが、コロナが蔓延したため実施できなかった。その後、<u>園児の様子や地域とのつながりの様子な</u>

	<p>どを記載した「通信」を全戸配布することで、地域とのつながりを持てる取組を行った。</p>
苦勞した点	<ul style="list-style-type: none"> • <u>合併後にどちらの園舎を使用するかで揉めた。</u>保護者の登降園の負担、職員の通勤、安全性を考慮し、最終的には水害やがけ崩れ等の危険がない園舎を使用することになった。
効果・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> • <u>両法人が運営していた保育所とも定員割れしていた中で吸収合併を行わなければ2つとも廃園になっていた可能性がある。</u>地域のために社会福祉法人として役に立てたと考えている。

4. 関係団体に対するヒアリング調査

本章では、ガイドラインの内容に関する関係団体へのヒアリング調査の結果について記載する。

(1) 調査概要

調査の概要は次のとおりである。関係団体に対するヒアリング調査は、主にガイドライン案の内容について関係団体より意見を聴取することを目的として実施した。調査は、保育三団体（社会福祉法人日本保育協会、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会、公益社団法人全国私立保育連盟）、特定非営利活動法人全国認定こども園協会、特定非営利活動法人全国小規模保育協議会に、ガイドライン案を電子メールにより送付・照会し、内容確認及び意見聴取を行った。

また、ガイドライン作成の参考とするため、特定非営利活動法人全国小規模保育協議会に対し、小規模保育事業者が合併・事業譲渡等を行う際に抱える課題や実務上の留意点について追加のヒアリングを実施した。

さらに、検討委員会において、企業主導型保育施設においても合併・事業譲渡等が進んでいる現状を踏まえ、検討委員より、アンケート調査の対象外としていた企業主導型保育施設についても実態を把握すべきとの指摘があったことから、公益財団法人児童育成協会に対し、追加ヒアリング調査を行った。

図表 100 調査概要

調査対象	<ul style="list-style-type: none"> 保育三団体（社会福祉法人日本保育協会、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会、公益社団法人全国私立保育連盟）、特定非営利活動法人全国認定こども園協会、特定非営利活動法人全国小規模保育協議会
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 電子メールによる照会
調査項目	<p>ガイドライン全体に対する確認観点</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育事業者の立場から見て内容が分かりやすい構成となっているか。 誤解を招く表現や分かりにくい記載はないか。専門用語が多すぎないか、流れが理解しやすいか。 <p>個別の章に対する確認観点</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育事業者に対する合併・事業譲渡等を検討する際のポイントが具体的に整理されているか。（第1章 合併・事業譲渡等の検討のポイント） 合併・事業譲渡等の課題とその対応方法が実態に即して記載されているか。（第2章 合併・事業譲渡等の課題と解決に向けた取組） 事業譲渡及び合併の手続の流れが実際の現場で活用できる内容となっているか。（第3章 事業譲渡の手引き、第4章 合併の手引き） 手続を進める上で不足している情報や追加すべき事項はないか。（第1章、第3章、第4章）

(2) 調査結果

関係団体ヒアリングで得られた主な指摘とそれを踏まえた修正内容を整理し、検討委員並びにこども家庭庁からの助言を踏まえ、ガイドラインに反映した。特定非営利活動法人全国小規模保育協議会及び公益財団法人児童育成協会へのヒアリング調査結果は、以下のとおりである。

① 特定非営利活動法人全国小規模保育協議会

特定非営利活動法人全国小規模保育協議会へのヒアリングは、こども家庭庁からの推薦を受けて実施した。団体理事1名のヒアリング実施概要は以下のとおり。

なお、本ヒアリングにおいては、主に小規模保育事業所A型及びB型を想定した内容として意見が述べられていた。一方で、「合併・事業譲渡後の工夫点」として挙げられた保護者対応や、「合併・事業譲渡に係る課題」として整理した「内装整備費用等の補助金を受給している場合の取扱い」及び「行政との調整に一定期間を要するという認識が薄い事業者がいる」ことについては、小規模保育事業の類型を問わず共通する課題として言及された。

図表 101 ヒアリング実施概要

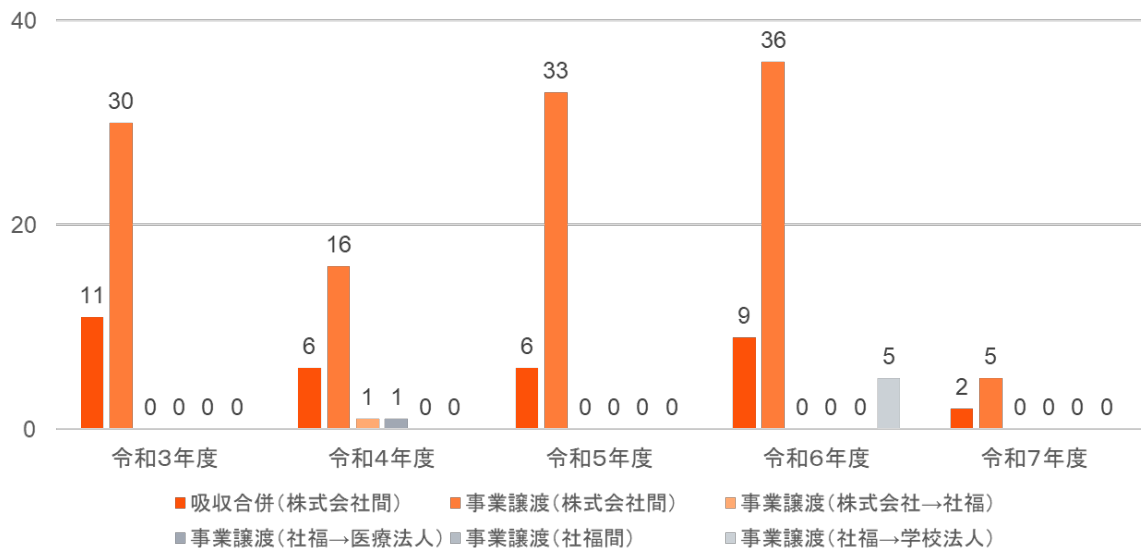
<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在は専用窓口を置く形式ではなく、理事・会員間のネットワークを通じて現場の相談を把握する形をとっている。小規模保育の現場課題は地域差・個別性が大きいと、まずはこうしたネットワークベースでの把握が実態に即している面がある。一方で、今後は委員会活動等を通じて知見を整理し、より再現性のある支援につなげていく必要がある。 経営面に関しては、一般的には、利用率が8割を下回ると経営的に厳しくなるとの認識が示された。そのため、利用率向上に向けた対応として、保育園の多機能化や、地域ニーズの高い事業への転換・拡充等が論点となることが多い。
<p>マッチング支援について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個々の関係性の中で、合併・事業譲渡に関する相談を受けて初期的な意見交換を行うことはあるが、その後の具体的なアクションについては各事業者の判断に委ねている。 一方で、相談体制の構築については、現在検討中である。
<p>合併・事業譲渡後の工夫点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 合併・事業譲渡後の運営に関しては、経営安定化を図るため、児童発達支援や医療的ケア児対応、学童等を組み合わせるなど、事業の多角化を進めている事例がある。特に首都圏では賃料負担が大きく、保育事業単体では収支確保が難しい。 保護者対応については、経営主体の変更に対する不安を軽減するため、丁寧な説明会の実施や、一定期間旧経営者が理事等として関与を継続するなど、段階的な引継ぎを行っている事例がある。
<p>合併・事業譲渡に係る課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人形態によって事業譲渡の取扱いに差異が生じる。例えば、NPO法人の事業譲渡の場合、特定非営利活動促進法において「特定の者への利益供与が禁止されている」ことから、事業譲渡を行う際には、譲渡法人及び譲受法人のいずれにおいても特定の者が利益を得ることがないように、譲渡価格が適正な対価であるかについて慎重な確認が求められる。例えば、赤字や早期撤退を希望する法人が無償で事業を譲渡しようとするケースも想定されるが、このような場合には、特定の法人への利益供与とみなされる可能性があるため、無償または著しく低額での譲渡が困難となる場合がある。

	<ul style="list-style-type: none"> • 経営状況に関しては、経営悪化により負債が増加し、やむを得ず短期間で事業終了を検討せざるを得ないケースがある。本来であれば、利用児童および保護者への影響を踏まえ、一定期間をかけて準備・説明を行うことが望ましいものの、資金的余裕がない中で迅速な判断を迫られる場合がある。さらに、内装整備費用等の補助金を受給している場合には、その取扱いが論点となることがある。 • 自治体の制度運用による取扱いの差異が生じる。小規模保育事業所は市区町村が認可権者であるため、法人変更を伴う場合の手续や、新規認可扱いとなるか否かの判断等について、自治体ごとに対応が異なる実態がある。 • 認可制度や行政手続に関する理解が十分でないまま事業を開始した事業者も存在し、行政との調整に一定期間を要するという認識が薄い事業者がいる。
--	--

② 公益財団法人児童育成協会

直近5年間における合併・事業譲渡の件数は、株式会社間の事業譲渡が120件と最も多く、次いで、株式会社間の吸収合併が34件となった。そのほか、社会福祉法人から学校法人への事業譲渡が5件、社会福祉法人から医療法人への事業譲渡、株式会社から社会福祉法人への事業譲渡がそれぞれ1件ずつだった。

図表 102 令和3年度から令和7年度の間承認された企業主導型保育施設に係る合併・事業譲渡件数



企業主導型保育事業者における合併・事業譲渡等についても、他の法人種別と同様、利用者保護や運営継続性の確保の観点に配慮した審査となっていた。

年2回のエントリー機会が設けられ当該期間内に申請を行う仕組みとなっている。エントリーに先立ち、事業者は事前に協会へ連絡を行うよう事業者に促している運用となっていた。

図表 103 ヒアリング実施概要

<p>合併・事業譲渡の経緯や目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主に、①譲渡元の財務状況が厳しい（児童が集まらないなど）、②組織再編での合併・事業譲渡が多い、の2点が挙げられる。通常の譲渡は審査委員会を通すので経済的合理性だけでは通らない。運営破綻を理由としたものが多い印象である。
<p>事業譲渡・合併を行ったことによる効果及び課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 合併・事業譲渡の効果は経営の合理化が図られることなどがある。立てた保育所をどう残していくかという意味での合理化が必要である。合併・事業譲渡等により保育士の融通がしやすくなったり、経営の効率化をしやすくなったりするように考えていると感じている。 課題は、事業者が合併・事業譲渡等が承認される要件を理解されていない点である。
<p>不承認理由・財務状況の確認において慎重に審査している点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 承認をしない理由は、主に、①審査基準を満たさないこと、②譲渡理由の合理性がないこと、の2点が挙げられる。①については、譲渡先が安定的な保育ができそうにない場合、保育の実績があるか、財務状況として赤字でないか等について確認をしている。②については、助成金の申請時に一定の計画性をもって申請してもらっていることからその責任を果たしてもらう必要があると考えている。保育施設の運営ができないことについての合理的理由が必要。 財務状況の確認において特に慎重に審査している点は、債務超過であるか、赤字が3期連続であるかどうか。また、助成の審査に当たって1か月から2か月運営費の支給が止まるため、1か月以上の運営費を預金で持っていることが要件となっている。そのほかには、財務状況が不安定だと運営を任せられない。
<p>利用者保護や運営継続性の観点における配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者保護や運営継続性の観点から、利用者への不利益にならないよう丁寧に説明していただくことを必要とする。保育の内容が変わるようなドラステックな修正をすると利用者の不利益につながるため、保育の質や全体的な計画の審査を行っている。
<p>書類提出のスケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類の数については、譲渡元は10～20弱、譲渡先は20弱の量が必要になる。 事業譲渡は、第三者委員からなる審査委員会により審査される。審査は年2回のエントリー機会を設定している。事業者にはエントリーの6か月前に連絡をいただくようにしている。 合併や分社は令和5年5月から協会の二次審査以降は免除となった。合併や分社の3か月前に書類を提出することを依頼している。

5. 「保育所等の合併・事業譲渡等に関するガイドライン」の作成

本章では、ガイドラインの作成目的及び作成方針について記載する。

(1) ガイドラインの作成目的

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ」においては、中山間地域や離島を中心にこどもが少ない地域においては、定員充足率の低下が深刻化し、安定的な運営が困難になる施設や、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性があるとされている。そこで、こうした地域において、質の高い保育の提供を前提に保育機能の維持・確保を進めていくためには、市町村が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携、法人の合併や事業譲渡、統廃合等を進めていく必要があるとされている。また、地域における就学前人口の減少に伴い、事業譲渡・合併や統廃合についても必要に応じて進めていく必要があり、円滑に事業譲渡・合併を進めることができるよう、国として、分かりやすいガイドラインの作成等の支援策を進めていく必要があるとされている¹。

また、「規制改革実施計画」においては、合併・事業譲渡等の事例及びその内容について事業者による情報収集を容易にすることで、介護事業者等が自らの経営力強化等の選択肢として、合併・事業譲渡等を前向きに検討・実施可能なものであることの理解を促すとともに、事業者が合併・事業譲渡等を行う場合に必要な手続に関する手順や処理期間、合併・事業譲渡等の事例、合併、事業譲渡等に至った経緯、目的、効果等を記載したガイドライン等を作成・公表する²こととされている。

上記を背景として、保育事業者が合併・事業譲渡等を行う場合に必要な手続に関する手順等を知り、検討や実施につなげることを目的とするガイドラインを作成する。

(2) ガイドラインの作成方針

既に社会福祉法人の合併・事業譲渡等については、「合併・事業譲渡等マニュアル（令和6年9月19日改訂版）」があるため、上記マニュアルを参照しつつ、下記を考慮してガイドラインを作成することとした。

- ① 保育所等を運営する法人は、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、株式会社等、法人格に違いがあり、法人格別の根拠法にのっとり対応をする必要がある
- ② 保育所等には保育所、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型）、小規模保育事業所等サービス種別に違いがあり、サービス種別ごとに根拠法が異なるため、サービス種別別の根拠法にのっとり対応をする必要がある
- ③ 保育施設のガイドラインとして、保育分野の特性を踏まえて記載する必要がある

¹ 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ」（令和7年7月25日）
「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 p.15-p.16

² 「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）pp57-58

(3) ガイドラインの構成

ガイドラインの構成は以下のとおりである。

図表 104 ガイドライン構成

目次

はじめに

- 1) 保育所等の事業を取り巻く現状
- 2) 保育所等の合併・事業譲渡等で得られる効果
- 3) 本ガイドラインの活用にあたって

第1章 保育所等における合併・事業譲渡等について

1. 1 保育所等における合併・事業譲渡等の視点
 - 1) 合併・事業譲渡等の目的の明確化
 - 2) 合併・事業譲渡等の相手となる法人・事業所の事前調査
 - 3) 事業継続可能性の判断
1. 2 保育所等の合併、事業譲渡等の現状

第2章 事業譲渡等

2. 1 事業譲渡等実施のポイント
 - 1) 事業譲渡等とは
 - 2) 保育所等の事業譲渡等の手続の整理
 - 3) 保育所等の公益性に着目した留意点
 - 4) 不適切事例
2. 2 事業譲渡等の手続の解説
 - 1) 調査・検討の準備
 - 2) 事前調査（デューデリジェンス）
 - 3) 事業譲渡等の合意形成
 - 4) 保育所等の所轄行政庁による認可・認定手続
 - 5) 事業に係る各種手続
 - 6) 会計・税務処理
 - 7) 職員への説明 人事・労務関連
 - 8) 保護者等への説明
 - 9) 地域への説明
 - 10) 規程・マニュアル類、システムなどの整備

第3章 合併

3. 1 合併実施のポイント
 - 1) 合併とは
 - 2) 保育所等を運営する法人の合併の手続の整理
 - 3) 保育所等の公益性に着目した留意点
3. 2 合併の手続の解説
 - 1) 調査・検討の準備
 - 2) 事前調査（デューデリジェンス）
 - 3) 合併の合意形成
 - 4) 保育所等の所轄行政庁による認可・認証手続

- 5) 会計・税務処理
- 6) 職員への説明 人事・労務関連
- 7) 保護者等への説明
- 8) 地域への説明
- 9) 規程・マニュアル類、システムなどの整備

資料編

標準様式案

(4) ガイドライン

作成したガイドラインは別冊「保育所等の合併・事業譲渡等に関するガイドライン」のとおりである。

6. 標準様式案の検討

本章では、全国の自治体において、事業者が合併・事業譲渡等を行う際の認可等の各種手続に際し提出を求めている書式を把握し、標準様式案を作成した結果について記載する。

(1) 標準様式案の作成目的

事業者等が合併・事業譲渡等を行う際に、自治体が、独自の規程に係る様式や添付書類を有する場合、事業者が合併・事業譲渡等を行う際に必要な手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重いという指摘がある³。

事業者へのアンケート調査で様式や添付書類が自治体ごとに異なることへの負担感を質問したところ、負担に感じた（非常に負担だと感じた＋少しだけ負担に感じた）と回答したのは、無回答を除くと、都道府県では73.7%、市区町村では64.9%に上った（p42 参照）。また、事業者へのヒアリング調査でも、複数の自治体に所在する事業所を事業譲受した際に、自治体ごとに書類が異なることで負担に感じたという声が聞かれた。

上記を背景として、事業者が合併・事業譲渡等を行う際の事務負担を軽減すること等を目的として全国の自治体で標準となる様式案を作成する。

(2) 標準様式案の検討概要

標準様式案に係る検討事項は次のとおりである。

① 認可・確認等の各手続に係る法的根拠及び作成した標準様式案一覧

まず、保育所、認定こども園（幼保連携型、幼保連携型以外）、小規模保育事業所それぞれにおいて、施設の設置及び廃止に当たっての根拠法を整理したうえで（図表 105）、事業者が合併・事業譲渡等を行う際に、根拠法に基づく認可又は認定及び認可・認定の廃止、並びに根拠法に基づく確認及び確認辞退（以下、「認可等」という。）の各手続に係る申請書を一覧化し標準様式案を作成することとした（図表 106）。

図表 105 保育所等における施設設置時・廃止時の法的根拠

	施設設置		施設廃止	
	認可・認定	確認	認可・認定廃止	確認辞退
保育所	児童福祉法第 35 条第 4 項に基づく認可【都道府県】	(特定教育・保育施設) 子ども・子育て支援法第 27 条に基づく確認	児童福祉法第 35 条第 12 項に基づく廃止【都道府県】	(特定教育・保育施設) 子ども・子育て支援法第 36 条に基づく確認
認定こども園 (幼保連携型)	認定こども園法第 17 条に基づく認可【都道府県】	【市町村】 (特定子ども・子育て支援施設) 子ども・子育て支援法	認定こども園法第 17 条に基づく廃止【都道府県】	辞退【市町村】 (特定子ども・子育て支援施設) 子ども・子育て支援法
認定こ	認定こども園法第 3	第 58 条の 2 に基づく	※明確な法的根拠な	第 58 条の 6 に基づく

³ 「規制改革実施計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）pp57-58

ども園 (幼保 連携型 以外)	条第1項に基づく認定 【都道府県】	確認【市町村】	し	確認辞退【市町村】
小規模 保育事 業所	児童福祉法第34条の 15第2項に基づく認 可【市町村】	(特定地域型保育事業者) 子ども・子育て支援法 第29条に基づく確認 【市町村】	児童福祉法第34条の 15第7項に基づく廃 止【市町村】	(特定地域型保育事業者) 子ども・子育て支援法 第48条に基づく確認 辞退【市町村】

図表 106 標準様式案一覧

	認可	廃止(休止)	特定施設確認申請	特定施設確認辞退
保育所	・児童福祉施設(保育所)設置認可申請書【都道府県・市町村】	・児童福祉施設(保育所)廃止(休止)承認申請書【都道府県・市町村】	・特定教育・保育施設確認申請書【市町村】 ・特定子ども・子育て支援施設等確認申請書【市町村】	・特定教育・保育施設確認辞退届出書【市町村】 ・特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届【市町村】
幼保連 携型認 定こど も園	・幼保連携型認定こども園設置認可申請書【都道府県・市町村】 ・幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書【都道府県・市町村】	・幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書【都道府県・市町村】 ・幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書【都道府県・市町村】	・特定教育・保育施設確認申請書【市町村】 ・特定子ども・子育て支援施設等確認申請書【市町村】 (※既にあるため新規作成せず)	・特定教育・保育施設確認辞退届出書【市町村】 ・特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届【市町村】 (※既にあるため新規作成せず)
認定こ ども園 (幼保 連携型 以外)	・認定こども園認定申請書【都道府県・市町村】		・特定教育・保育施設確認申請書【市町村】 ・特定子ども・子育て支援施設等確認申請書【市町村】 (※既にあるため新規作成せず)	・特定教育・保育施設確認辞退届出書【市町村】 ・特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届【市町村】 (※既にあるため新規作成せず)
小規模 保育事 業所	・家庭的保育事業等認可申請書【市町村】	・家庭的保育事業等廃止(休止)承認申請書【市町村】	・特定地域型保育事業者確認申請書【市町村】	・特定地域型保育事業者確認辞退届出書【市町村】

② 標準様式案に含める項目

標準様式案を作成するにあたり、図表 106 で記載した種類について、都道府県・政令市・中核市・一般市町村の記載項目、記載内容を調査したところ、各自治体が定めている項目は様々であった。そのため、標準様式案に含める項目として、図表 107～図表 110 に記載したように根拠法令で定められている事項に限定して作成した。

図表 107 施設設置時・廃止時提出書類の根拠法令に基づく必要要素（保育所）

<p>児童福祉法に基づく認可</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称、種類及び位置 ・ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 ・ 運営の方法（保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程） ・ 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴 ・ 収支予算書 ・ 事業開始の予定年月日 ・ 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類 ・ 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあつては、その法人格を有することを証する書類 ・ 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約 <p>【児童福祉法施行規則第 37 条】</p>
<p>児童福祉法に基づく廃止</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止又は休止の理由 ・ 入所させている者の処置 ・ 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分 ・ 休止しようとする者にあつては休止の予定期間 <p>【児童福祉法施行規則第 38 条】</p>
<p>子ども・子育て支援法に基づく確認</p>
<p>（特定教育・保育施設）</p> <p>次に掲げる事項を記載した申請書又は書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所 ・ 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 ・ 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・ 認定こども園、幼稚園又は保育所の認可証又は認定証等の写し ・ 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 ・ 法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数 ・ 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・ 運営規程 ・ 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 ・ 当該申請に係る事業に係る資産の状況 ・ 法第三十三条第二項の規定により教育・保育給付認定子どもを選考する場合の基準 ・ 当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項 ・ 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十三条第二項において「誓約書」という。） ・ 役員の氏名、生年月日及び住所 ・ その他確認に関し必要と認める事項 <p>【子ども・子育て支援法施行規則第 29 条】</p> <p>（特定子ども・子育て支援施設）</p> <p>次に掲げる事項を記載した申請書又は書類</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・施設又は事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称、子ども・子育て支援施設等の種類及び設置の場所 ・設置者又は申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・当該申請に係る事業の開始の予定年月日 ・設置者又は申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の認可証の写しその他の子ども・子育て支援施設等であることを証する書類 ・施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・法第五十八条の十第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（次条第二項において「誓約書」という。） ・役員の氏名、生年月日及び住所 ・その他確認に関し必要と認める事項 <p>【子ども・子育て支援法施行規則第53条の2】</p>
子ども・子育て支援法に基づく確認辞退
法令に明確な必要書類の記載なし

図表 108 施設設置時・廃止時提出書類の根拠法令に基づく必要要素（認定こども園（幼保連携型））

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認可
認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項を記載した書類及び法第十三条第一項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添付
<ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・名称 ・所在地 ・園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面 ・幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（「園則」） ・経費の見積り及び維持方法 ・開設の時期 <p>【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条】</p>
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく設置者変更
変更前及び変更後の第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類
<ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・名称 ・所在地 ・園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面 ・幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（「園則」） ・経費の見積り及び維持方法 <p>【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第18条】</p>
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく廃止
<ul style="list-style-type: none"> ・廃止又は休止の理由 ・園児の処置方法 ・廃止の期日又は休止の予定期間

<p>・財産の処分</p> <p>【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第17条】</p>
<p>子ども・子育て支援法に基づく確認</p>
<p>(特定教育・保育施設)</p> <p>次に掲げる事項を記載した申請書又は書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所 ・設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・当該申請に係る事業の開始の予定年月日 ・設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・認定こども園、幼稚園又は保育所の認可証又は認定証等の写し ・建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 ・法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数 ・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・運営規程 ・利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態 ・当該申請に係る事業に係る資産の状況 ・法第三十三条第二項の規定により教育・保育給付認定子どもを選考する場合の基準 ・当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項 ・法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十三条第二項において「誓約書」という。） ・役員 の氏名、生年月日及び住所 ・その他確認に関し必要と認める事項 <p>【子ども・子育て支援法施行規則第29条】</p> <p>(特定子ども・子育て支援施設)</p> <p>次に掲げる事項を記載した申請書又は書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設又は事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称、子ども・子育て支援施設等の種類及び設置の場所 ・設置者又は申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・当該申請に係る事業の開始の予定年月日 ・設置者又は申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の認可証の写しその他の子ども・子育て支援施設等であることを証する書類 ・施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・法第五十八条の十第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（次条第二項において「誓約書」という。） ・役員 の氏名、生年月日及び住所 ・その他確認に関し必要と認める事項 <p>【子ども・子育て支援法施行規則第53条の2】</p>
<p>子ども・子育て支援法に基づく確認辞退</p>
<p>法令に明確な必要書類の記載なし</p>

図表 109 施設設置時・廃止時提出書類の根拠法令に基づく必要要素（認定こども園（幼保連携型以外））

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定
<p>次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 施設の名称及び所在地 ・ 保育を必要とする子どもに係る利用定員（満三歳未満の者に係る利用定員及び満三歳以上の者に係る利用定員に区分するものとする。） ・ 保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員（満三歳未満の者に係る利用定員及び満三歳以上の者に係る利用定員に区分するものとする。） ・ その他主務省令で定める事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育機能施設の別 ➢ 認定こども園の名称 ➢ 認定こども園の長（認定こども園の事業を管理する者をいう。）となるべき者の氏名 ➢ 教育又は保育の目標及び主な内容 ➢ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第二条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの <p>【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 4 条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 8 条】</p>
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく廃止
法令に明確な必要書類の記載なし
子ども・子育て支援法に基づく確認
<p>（特定教育・保育施設）</p> <p>次に掲げる事項を記載した申請書又は書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所 ・ 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 ・ 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・ 認定こども園、幼稚園又は保育所の認可証又は認定証等の写し ・ 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 ・ 法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数 ・ 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・ 運営規程 ・ 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・ 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態 ・ 当該申請に係る事業に係る資産の状況 ・ 法第三十三条第二項の規定により教育・保育給付認定子どもを選考する場合の基準 ・ 当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項 ・ 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十三条第二項において「誓約書」という。） ・ 役員の氏名、生年月日及び住所 ・ その他確認に関し必要と認める事項

<p>【子ども・子育て支援法施行規則第 29 条】</p> <p>(特定子ども・子育て支援施設)</p> <p>次に掲げる事項を記載した申請書又は書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設又は事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称、子ども・子育て支援施設等の種類及び設置の場所 ・設置者又は申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・当該申請に係る事業の開始の予定年月日 ・設置者又は申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の認可証の写しその他の子ども・子育て支援施設等であることを証する書類 ・施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・法第五十八条の十第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（次条第二項において「誓約書」という。） ・役員の氏名、生年月日及び住所 ・その他確認に関し必要と認める事項 <p>【子ども・子育て支援法施行規則第 53 条の 2】</p>
子ども・子育て支援法に基づく確認辞退
法令に明確な必要書類の記載なし

図表 110 施設設置時・廃止時提出書類の根拠法令に基づく必要要素（小規模保育事業所）

<p>児童福祉法に基づく認可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称、種類及び位置 ・建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 ・事業の運営についての重要事項に関する規程 ・経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴 ・収支予算書 ・事業開始の予定年月日 <p>【児童福祉法施行規則第 36 条の 36】</p>
<p>児童福祉法に基づく廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止又は休止の理由 ・現に保育又は乳児等通園支援を受けている児童に対する措置 ・廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分 ・休止しようとする者にあつては休止の予定期間 <p>【児童福祉法施行規則第 36 条の 37】</p>
<p>子ども・子育て支援法に基づく確認</p> <p>(特定地域型保育事業者)</p> <p>次に掲げる事項を記載した申請書又は書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地 ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・当該申請に係る事業の開始の予定年月日 ・申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業の認可証等の写し ・事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要 ・満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分ごとの利用する小学校就学前子どもの数 ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ・運営規程 ・利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態 ・当該申請に係る事業に係る資産の状況 ・法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子どもを選考する場合の基準 ・当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項 ・法第五十二条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第四十一条第二項において「誓約書」という。） ・役員の名、生年月日及び住所 ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第四十二条第一項各号に掲げる事項に係る連携施設（同条第二項の場合にあっては、同条第一項第一号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第三項に規定する保育内容支援連携協力者とし、同条第四項の場合にあっては、同条第一項第二号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第五項に規定する代替保育連携協力者とする。）又は同条第八項に規定する居宅訪問型保育連携施設（別表第一第二号トにおいて「居宅訪問型保育連携施設」という。）の名称 ・その他確認に関し必要と認める事項
【子ども・子育て支援法施行規則第 39 条】
子ども・子育て支援法に基づく確認辞退
法令に明確な必要書類の記載なし

(3) 標準様式案

上記方針に基づき作成した標準様式案は付録 2 の通り。

7. 考察

本章では、事業者及び自治体へのアンケート並びにヒアリング調査の結果を踏まえ、保育事業者が合併・事業譲渡等において感じる課題や保育事業者による合併・事業譲渡等の手続において各自自治体が設けている独自の運用ルールや運用実態を整理した。

その上で、課題を分析し、検討委員会での議論を踏まえながら、改善に向けた対応方策について考察を行った。

(1) 事業者における課題及び対応方策

事業者に対するアンケート調査及びヒアリング調査の結果、事業者が実施する合併・事業譲渡等に係る一連の手続の中で様々な課題が存在していることが確認された。具体的に①事前調査（デューデリジェンス）の実施が不十分だったこと、②自治体への申請手続、③合併・事業譲渡後の法人内部の配慮事項、④合併・事業譲渡時の保護者・地域への配慮事項、⑤合併・事業譲渡等を実施することに伴う効果の5点について、課題の内容および考えられる対応方策について整理する。

① 事前調査（デューデリジェンス）の実施

ヒアリング調査では、多くの事業者が、金銭的理由や既に財政状況等についての基礎的な情報を認識しており、外部に依頼する必要性を感じなかったことを理由に自法人で事前調査（デューデリジェンス）を実施していたことがわかった。また、事前調査（デューデリジェンス）を行うコンサルティング企業を銀行から紹介されたが、保育施設の合併・事業譲渡等への知見がないため依頼ができなかった例も存在した。事前調査（デューデリジェンス）を実施する際に、財務面、労務面に加えて、保育の質と職場の文化に対する見識が必要なことから、地域によっては保育事業の合併・事業譲渡等に精通した事前調査（デューデリジェンス）を行える主体が少ない課題も見られた。そのほか、事前調査（デューデリジェンス）を十分に実施できなかった結果、事業譲渡が決まった後に問題がある職員が在籍していることがわかり、当該職員への対応に苦慮した例も存在した。

事業譲渡後も安定した保育サービスを提供するためには事前調査（デューデリジェンス）を行える主体の確保が必要である。

事前調査（デューデリジェンス）が十分に行えない場合でも、合併先や事業譲渡元となる法人への出向を1年程度行うことで、合併や事業を譲受する前に施設のルールや役員、施設で働く職員等を事前に把握でき、合併や事業の譲受に向けた準備作業に取り組めることから手段の一つとして検討すべきである。

ヒアリング調査では、事業者が合併・事業譲渡等を実施する際に事業者が合併・事業譲渡等の内容や必要書類等が分からず困ったという例が見られた。そのため、事業者が合併や事業譲渡等を実施するに当たって全体の流れを理解できるよう、事業者に本ガイドラインを周知することが必要である。また、事業者へのヒアリング調査を行った際に自治体にとって初めての合併・事業譲渡等だったという例が見られたことから、自治体職員も本ガイドラインの記載事項を把握することが必要である。

② 自治体への申請手続

ヒアリング調査では、自治体ごとに提出書類が異なることで、事業者にとっては書類作成に時間がかかったという例があった。自治体においても合併・事業譲渡等への対応が初めての自治体もあり手続に時間がかかる可能性もあることから、余裕を持った準備が必要となる。特に、都道府県をまたいで合併・事業譲渡等を実施する場合、自治体間での手続の違いにより必要書類の確保の手間が生じた例があったことから、さらに余裕を持ったスケジュール感で作業することが必要となる。

また、保育所等の所轄行政庁と法人の所轄庁の担当部局、給付確認及び財産処分の所轄庁が異なるケースが多いため、それぞれの部局に対する対応が必要か否かは自治体への相談が必要である。特に、都道府県をまたいで合併・事業譲渡等を実施する場合、合併・事業譲渡等の対象事業所が所在する自治体だけでなく、事業者が所在する都道府県への手続が必要か否かを確認する必要がある（詳細はガイドラインの「2.1 事業譲渡等実施のポイント 2）保育所等の事業譲渡等の手続の整理」を参照されたい）。

③ 合併・事業譲渡後の法人内部の配慮事項

ヒアリング調査では、施設職員が確保できないことがボトルネックとなって園児の受け入れができなかった保育施設において、事業譲受後に施設職員の待遇改善を行うことで施設職員を新たに確保し、結果として園児の実員を増やした例があった。

施設職員を確保できるか否かは園児の受け入れ数を左右するため、勤務環境や処遇を改善して職員を確保し園児の実員を増やすことで、保育ニーズを充足させるとともに経営状況を安定させることができる。既存職員（事業譲渡等以前から当該保育所に勤務していた職員）と利用者の関係が構築できている場合に事業譲渡等により既存職員が退職しないようにするためには、譲受法人等で雇用する等し、かつ職員の賃金等、待遇面を下げないことの検討も必要である。設置主体（＝職員の雇用主）が変わり、事業者の法人理念や保育に対する考え方が変わることで、戸惑いを感じる施設職員がいる可能性もあることから、施設職員に対しては丁寧なケアが必要となる。なお、既存職員の雇用確保の観点から、立地によっては、近隣施設だけでなく近隣市や都市部の施設と比較した際に優位性を持てるような賃金水準にしている例も見られた。

④ 合併・事業譲渡時の保護者・地域への配慮事項

ヒアリング調査では、事業譲渡以前の行事のたびに保護者説明を行い、設置主体法人は変わっても現場の保育士は引き続き雇用されほとんど変わらないことを保護者に繰り返し伝えたことで、結果として利用者の転園がなかったケースが見られた。他にも保育所の運営管理を別会社に委託していた法人から事業を譲り受けたケースのヒアリングでは、設置主体は変わっても運営管理を行う法人も保育サービス面での変更点も生じなかったことで、利用者の不安が生じなかったと思われるとされていた。

上記のような事例から、合併・事業譲渡後も保護者・利用者に安心して利用してもらうためには、施設職員の異動を少なくするなど、利用者に変更点が生じない、または生じる場

合にも前もってどの部分が変わるのかを示し、丁寧に説明することが重要となる。

また、地域への説明として、ヒアリング調査では、近隣の保育施設等への挨拶を行い事前の関係構築を行ったケースがあった。地域との関係性を構築することは今後の保育所等の運営を円滑に行ううえで重要となることから、早期に関係性を構築することが重要ではないか。

⑤ 合併・事業譲渡等を実施することに伴う効果

今後も利用者が増加する地域では、必要に応じて事業譲渡や合併を行うことで保育機能の確保・強化や利用者に対する保育保障が図られる。一方、今後、保育所等利用者が減少すると見込まれる地域では、経営が悪化している保育所等の吸収合併や事業譲渡等を行うことで、事務部門等の効率化が図れ、共倒れを防ぐことができる。

今後利用者の減少が見込まれる地域で、事業者独自で合併や事業譲渡等を判断することが難しい場合には、事業者が自治体と相談して一体となって合併・事業譲渡等の選択肢も含めた適当な保育施設のあり方を検討していくことが必要ではないか。

定員充足率が低い保育所等の事業譲渡等ないし合併を行った場合には、事業を譲受又は合併を行う事業者がどのように質の高い保育を行うのかを示すことで、入所希望者を集め、経営状況の安定につなげることができる。その際、SNS やホームページ等の媒体を活用し施設の情報を積極的に発信することで新規利用者の拡大につなげられる。

(2) 自治体独自の運用ルール

自治体に対するアンケート調査及びヒアリング調査の結果、合併・事業譲渡等に係る事前相談の運用方法については、自治体ごとに独自の工夫や運用ルールが設けられていることが確認された。具体的には、①事前協議の実施、②事前相談終了時期に関する明確な目安の設定、③事前相談の多段階化等が挙げられた。

① 「事前協議（書面による認可等に必要な書類の提出）」の実施

ある政令指定都市では、書面による「事前協議」を実施している。具体的には、合併・事業譲渡等を検討している段階でまず保育事業者から相談を受け、前年度7月頃を目途に保育事業者に対して、事前協議書類の提出を求めている。事前協議書類は、追加で作成しているものではなく、認可に必要な書類をまとめたものであり、特段追加で様式等を作成しているわけではなかった。当該書面に基づき、認可基準を満たす見込みがあるか、設置基準や人員配置に大きな問題がないか、などについて自治体内部で判断を行った上で、8月に認可の内定（認可予定の事前確定）を出している。

このように、正式な相談に進む前段階で保育施設運営の適格性を見込みを確認する運用は、手続の効率化や後戻りの防止という観点から有効な取組と考えられる。

② 事前相談終了時期に関する明確な目安の設定

ある市区町村では、4月1日から新法人による小規模保育事業の運営開始を想定する場

合、前年度8月頃までに事前相談を終了していることが望ましいという目安を設けている。その理由としては、翌年度の保育施設利用申込み案内冊子の最終校正が8月中旬～下旬に確定すること、や利用調整業務との整合を図る必要があることが挙げられた。

③ 事前相談回数の多段階化

事前相談の回数については、明確な回数基準を設けていない自治体がある一方で、合併・事業譲渡を検討する保育事業者に対して、4～5回程度実施している自治体も存在した。具体例としては、以下のような段階的な確認が行われている。

1回目	両法人による事業概要の説明
2回目	児童処遇および職員処遇の確認
3回目	処遇方針の確定内容や保護者説明会実施内容等の報告
4回目	補助金・財産処分関係の確認
その後、認可申請に向けたやり取りを複数回実施	

第2回目の事前相談において、保護者説明会の実施予定日程の確認を行うとともに、合併・事業譲渡等に伴う在園児の処遇方針や、現在勤務している職員の職務内容および継続勤務の見込みについて事業者から説明を求めている。特に、利用者保護の観点から、保護者への説明時期を早期に設定することが重要であるとの考えのもと、説明会の開催時期について具体的な確認を行っている点が特徴的である。

第3回目の事前相談においては、保護者説明会の実施結果について報告を求め、保護者からどのような意見や質問が寄せられたのか、またそれに対してどのように対応する予定であるのかについて確認している。あわせて、職員の継続勤務については、第2回目では「継続予定」との説明があった場合であっても、第3回目では改めて本人の意思が確認されているかを確認するなど、より具体的な状況把握を行っている。

このように、事前相談の各段階において、利用児童および職員双方の処遇が適切に確保されているかを継続的に確認する運用がなされている事例が見られた。

(3) 自治体の手続上の課題及び対応方策

合併・事業譲渡等に係る手続において自治体が抱える課題については、自治体へのアンケート調査およびヒアリング調査の結果、並びに検討委員会における議論を踏まえると、主として、①時間軸に起因する課題、②審査判断基準等に起因する課題、③認可権限の分散に伴う広域調整に係る課題の三類型に整理することができる。以下、それぞれの類型ごとに、具体的な課題の内容および今回調査で把握した限りの課題について考えられる対応方策について整理する。

なお、審査判断基準等に起因する課題のうち、「最低限確認すべき事項および判断基準の未整理」に関しては、特に譲受法人の適格性判断に係る論点が挙げられる。もっとも、この適格性判断の問題は、法人格が包括的に承継される合併の場合よりも、新たな法人が施設運営主体となる事業譲

渡の場合において、より顕在化しやすいものである。

また、検討会においては、本調査の結果を踏まえ、今後、より多くの自治体を対象とした調査を通じて自治体の課題について幅広く実態把握を行うことの必要性が指摘された。

【時間軸に起因する課題】

① 法人側スケジュールと行政手続の時間軸の不一致による実務負担の増加

ヒアリング調査においては、合併・事業譲渡等が発生した際、法人側のスケジュールに合わせて短期間で認可手続等を進める必要があり、対応が負担となっているとの意見が挙がった。

その背景には、法人側が合併・事業譲渡等に要する行政手続の工程や所要期間を十分に把握していない場合があることも影響していると考えられる。

特に、新年度（4月1日）からの運営開始を想定する場合、事前相談、提出書類の整備、審議会への付議、財産処分の確認等に一定の期間を要するにもかかわらず、その工程が合併・事業譲渡等を行う事業者に事前に共有されていないことで、結果として自治体が短期間での対応を求められる構造になってしまっている。

本事業で策定するガイドラインにおいては、各段階で確認すべき事項および提出書類の整理などを示すことにより、法人側と自治体側が手続の全体像をあらかじめ共有し、余裕をもって事前に協議・相談ができる環境を整備することが重要である。

これにより、法人側が行政手続の時間軸を踏まえた計画を立てることが可能となり、結果として自治体の実務負担の軽減および手続の円滑化につながることを期待される。

【審査判断基準等に起因する課題】

② 最低限確認すべき事項および判断基準の未整理

自治体に対するアンケート調査の結果から、合併・事業譲渡等に特化した手引きや整理資料を整備していない自治体が多く、担当者ごとの判断に依存する傾向があることが明らかとなった。その結果、確認事項が十分に共有されず、実務が属人化する可能性があることが懸念されている。

その他にも、自治体に対するヒアリング調査において、他自治体に所在する法人が事業譲渡を受ける場合、当該法人の運営実績や財務状況、過去の指導監査結果等を十分に把握することが難しく、施設運営の適正性をどのような基準で判断すべきか不明瞭であるとの指摘があった。特に、譲渡側の自治体においては、譲受法人の情報を自ら保有していないことから、適格性判断に慎重にならざるを得ない状況が見られる。

こうした状況は全国的に起こりうるため、方策としては、法人適格性、財産処分、利用者保護、補助金の取り扱い等について、最低限確認すべきポイントを国が体系的に整理し、手続プロセスを可視化することが考えられる。

また、法人の適格性については、最低限確認すべき事項（例：過去の指導監査結果、財務状況、人員配置状況、重大事故の有無等）を整理したチェックリストの提示や、自治体間での情報照会の全国統一の仕組みの整理が有効であると考えられる。

③ 財産処分および補助金返還判断の難しさ

自治体に対するヒアリング調査結果から、施設整備費補助金等を受給している施設においては、財産処分に該当するか否か、また補助金返還が必要となるか否かの判断に時間を要するとの意見があった。特に、処分制限期間の確認や補助履歴の把握に時間がかかることが、手続全体の遅延要因となる場合がある。

考えられる方策としては、補助金返還の可否を判断するためのフローチャートやチェックリストを国が整理し提示することにより、早期の論点整理を可能とし、交付主体への照会を円滑にすることが期待される。

④ 賃貸物件における契約残存期間要件への対応の難しさ

民間から建物の貸与を受けて保育所を運営している場合、国通知においては、建物の賃貸借契約期間が原則として10年以上確保されていること等により、安定的な事業継続性が担保されることが求められている。

しかし、自治体に対するヒアリング調査結果においては、合併・事業譲渡等に伴う認可手続の時点で、既存契約の残存期間が10年を下回っているものの、契約期間がなお一定程度残存している場合には期間延長の変更契約が直ちには困難な場合が存在することが指摘された。

特に、既存施設が長年運営されている場合、当初は10年以上の契約であっても、合併時点では残存期間が10年未満であることが多く、この点が認可審査上の懸念事項となっている。その結果、建物賃貸借契約を更新予定であっても形式的に基準を満たしていないと判断される可能性がある。これを防止するために、契約期間の延長交渉を所有者と行う場合には、その分覚書の締結等に時間を要することから結果として認可等に至る手続の遅延が生じる場合がある。このような賃貸借契約の残存期間が10年未満という合併・事業譲渡のケースにおいては、自治体における取扱いが必ずしも明確でないことから実務上の混乱が生じていることも指摘された。

考えられる方策としては、合併・事業譲渡等においては、単に残存期間の長短のみで判断するのではなく、契約更新が予定されていることを確認するなど、実質的な事業継続性の観点から判断する枠組みを国が整理・明示することが求められる。

【認可権限分散による広域調整に対する課題】

⑤ 都道府県をまたぐ事例における調整負担

都道府県をまたぐ合併・事業譲渡等においては、複数の自治体との調整が必要となり、書類のやり取りや情報照会に時間を要したとの意見があった。特に、提出書類が紙媒体中心である場合には、確認作業が煩雑となる傾向がある。

考えられる方策としては、全国的な照会様式の標準化や電子的手段の活用等により、調整の効率化を図る余地があると考えられる。

付録 1 - 1 都道府県向け自治体アンケート調査項目

令和 7 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」
都道府県アンケート設問項目

通し番号	調査票の概要							
	番号	大問タイトル	番号	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分岐
		調査の趣旨・回答に関するお願い	1	【本調査の目的】 本調査は、子ども家庭庁令和 7 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」の一環として実施します。本事業は、保育所等の合併・事業譲渡等に関する状況を把握し、課題を整理、分析することを目的として実施します。	-	-	-	-
			2	【本調査の調査対象及び回答対象】 本調査は、都道府県、市区町村・保育所等運営事業者（含む）を調査対象として実施します。	-	-	-	-
			3	本調査は 5 つの大問があります。大問 2・3 は令和 3 年度から令和 7 年度までの間に行われた、貴自治体内の保育所等の事業者が関係する合併・事業譲渡等についてお尋ねするものです。 保育所等：本アンケートでは、保育所、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型）、小規模保育事業所を対象としています。 合併：複数の法人が、吸収合併または新設合併により統合すること。 事業譲渡等：事業を継承していくため、当該事業に関する組織的な財産を他の法人に譲渡・譲受すること。 本アンケートでは、事業譲渡と事業譲受を総称して「事業譲渡等」と呼びます。	-	-	-	-
			4	【ご回答いただくにあたって】 ・回答の所要調査が複数にまたがる場合、お手数ですが、1 つの調査票にまとめてお送りください。 ・特段の指示がない限り、令和 7 年 4 月 1 日時点の値をお答えください。 ・ご回答いただいた内容は匿名にて集計し、結果を PwC コンサルティング合同会社のホームページ上に開示いたします。個人・部署名等が特定されることはありません。	-	-	-	-
			5	【回答期日】 ・2025 年 12 月 5 日（金）までにご回答をお願いいたします。 【ご回答方法】 ・本フォームに回答を入力の上、ご回答ください。 ※回答目安時間：15 分程度	-	-	-	-
			6	【お問い合わせ先】 本調査の目的や内容、データの取扱い、ご回答方法等についてご不明な点などがありましたら、以下までお問い合わせください。 事務局：保育所等の合併・事業譲渡等アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス） メールアドレス：inquiry@researchworks.co.jp 調査実施主体 PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 井上 泰輔、藤井 穂 住 所：〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー	-	-	-	-
1	1 自治体基礎項目	1	都道府県名をご回答ください。	必須	選択（単一回答）	(47 都道府県を選択肢にする)		
2		2 回答者のお名前・ご所属（部署名・課室名）・役職をご回答ください。	必須	記述	-			
3		3 連絡先電話番号をご回答ください。	必須	記述	-			
4		4 連絡先メールアドレスをご回答ください。 確認のため、再度ご入力ください。	必須	記述	-			
5		5 令和 3 年度から令和 7 年度までの間において、貴自治体が所轄する保育所等施設の運営事業者が関連する、合併・事業譲渡等は行われましたか。	必須	選択（単一回答）	①合併が行われた事例がある ②事業譲渡等が行われた事例がある ③合併・事業譲渡等ともに行われた事例がある ④合併・事業譲渡等ともに行われなかった ⑤把握していない	①と回答した場合大問 2、4、5 を回答 (大問 3 は無回答で可) ②と回答した場合大問 3、4、5 を回答 ③と回答した場合大問 2～5 を回答 ④、⑤と回答した場合大問 4・5 を回答		
2	2 合併に関する事項について	1	【大問 2】ここからは、令和 3 年度から令和 7 年度までの間において、貴自治体が所轄する保育所等施設の運営事業者が関連する合併が行われた都道府県のみをご回答ください。	-	-	-	-	
6		1 把握されている合併の件数を記載ください。 ※ 1 貴自治体が所轄する事業者同士が合併した場合は 1 件と数えてください。 ※ 2 把握されていない場合は全て 0 件と記載ください。	任意	記述	・令和 3 年度（ ）件 ・令和 4 年度（ ）件 ・令和 5 年度（ ）件 ・令和 6 年度（ ）件 ・令和 7 年度（ ）件			
7		1 合併事例ごとに、①事業者の法人格、②合併が行われた年度、③合併の種類、④合併の目的を把握している範囲で回答ください。 ※ 1 貴自治体が所轄する事業者同士が合併した場合は、合併後に存続した事業者についてご記入ください ※ 2 後日、事務局より内容についてお伺いする場合がございますので、どの事業者について回答しているのかを記録しておいていただけますと幸いです。 ※ 3 複数の事例がある場合は、最大 3 事例についてお答えください。	-	-	-	-		
8		2 事業者の法人格	任意	選択（単一回答） + 記述	①社会福祉法人 ②株式会社・有限会社 ③学校法人 ④NPO 法人 ⑤宗教法人 ⑥社団法人・財団法人（公益・一般） ⑦個人事業主 ⑧その他（具体的に）			
9		3 合併が行われた年度	任意	選択（単一回答）	①令和 3 年度 ②令和 4 年度 ③令和 5 年度 ④令和 6 年度 ⑤令和 7 年度			
10	4 合併の種類	任意	選択（単一回答）	①吸収合併 ②新設合併				
			5 新設合併を行った目的	任意	選択（複数回答） + 記述	①人材確保・育成のため ②後継者不足のため ③財務状態の安定のため ④将来の投資（再投資）に備えるため ⑤事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため ⑥事業の規模の拡大のため ⑦事業者の救済のため ⑧利用を促進するため ⑨利用者を増やすため ⑩地域ニーズに対応するため ⑪経営上の都合により、関係事業者（いわゆるグループ事業者）内で合併した ⑫その他（具体的に） ⑬把握していない		

番号	番号	大問タイトル	番号	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分岐
11			6	吸収した目的	任意	選択（複数回答） +記述	①人材確保・育成のため ②後継者不足のため ③財務状態の安定のため ④将来の投資（再投資）に備えるため ⑤事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため ⑥事業の規模の拡大のため ⑦事業者の救済のため ⑧利用者保護のため ⑨利用者を増やすため ⑩地域ニーズに対応するため ⑪経営上の都合により、関係事業者（いわゆるグループ事業者）内で合併した ⑫その他（具体的に） ⑬把握していない	
12			7	吸収された理由	任意	選択（複数回答） +記述	①人材確保・育成のため ②後継者不足のため ③財務状態の安定のため ④将来の投資（再投資）に備えるため ⑤事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため ⑥事業の規模の拡大のため ⑦事業者の救済のため ⑧利用者保護のため ⑨利用者を増やすため ⑩地域ニーズに対応するため ⑪経営上の都合により、関係事業者（いわゆるグループ事業者）内で合併した ⑫その他（具体的に） ⑬把握していない	
13			8	事例1（又は2）については以上です。事例2（又は3）について回答しますか？	必須	選択（単一回答）	①事例1（又は2）で事例の回答を終了する ②事例2（又は3）を回答する	「②事例2（又は3）を回答する」に回答した場合、2-2に戻る
14	3	事業譲渡等に関する事項について	-	【大問3】ここからは、令和3年度から令和7年度までの間において、貴自治体が所轄する保育所等施設の運営事業者が関連する事業譲渡等が行われた都道府県のみご回答ください。事業譲渡等が行われていない自治体におかれましては、大問4にお進みください。	-	-	-	-
14			1	把握されている事業譲渡等の件数を記載ください。 ※1 1つの契約で複数の施設・事業所が事業譲渡等された場合は1件として回答ください。 ※2 把握されていない場合は全て0件と記載ください。	任意	記述	-令和3年度（ ）件 -令和4年度（ ）件 -令和5年度（ ）件 -令和6年度（ ）件 -令和7年度（ ）件	
15			-	事業譲渡等の事例ごとに、①事業者の法人格、②事業譲渡等が行われた年度、③譲渡又は譲受の別、④相手先の法人格、⑤事業譲渡等を行った目的（譲渡目的・譲受目的）を把握している範囲でご回答ください。 ※1 1つの契約で複数の施設・事業所が事業譲渡等された場合は1件として回答ください。 ※2 後日、事務局より内容についてお伺いする場合がございますので、どの事業者について回答しているのかを記録しておいていただけますと幸いです。 ※3 複数の事例がある場合は、最大3事例についてお答えください。	-	-	-	
15			2	事業者の法人格 ※単一自治体内の事業者同士の事業譲渡の場合、譲渡法人の法人格を回答ください。	任意	選択（単一回答） +記述	①社会福祉法人 ②株式会社・有限会社 ③学校法人 ④NPO法人 ⑤宗教法人 ⑥社団法人・財団法人（公益・一般） ⑦個人事業主 ⑧その他（具体的に） ⑨把握していない	
16			3	事業譲渡等（譲渡又は譲受）が行われた年度	任意	選択（単一回答）	①令和3年度 ②令和4年度 ③令和5年度 ④令和6年度 ⑤令和7年度	
17			4	譲渡又は譲受の別	任意	選択（複数回答）	①譲渡 ②譲受	
18			5	相手先の法人格 ※単一自治体内の事業者同士の事業譲渡の場合、譲渡法人の法人格を回答ください。	任意	選択（単一回答） +記述	①自治体（公営） ②社会福祉法人 ③株式会社・有限会社 ④学校法人 ⑤NPO法人 ⑥宗教法人 ⑦社団法人・財団法人（公益・一般） ⑧個人事業主 ⑨その他（具体的に） ⑩把握していない	
19			6	事業譲渡等を行った目的（譲渡した目的） ※譲受の場合、回答は不要です。	任意	選択（単一回答） +記述	①人材不足のため ②後継者不足のため ③財務状態の改善のため ④事業の集中のため ⑤事業規模の縮小のため ⑥利用者保護のため ⑦その他（具体的に） ⑧把握していない	
20			7	事業譲渡等を行った目的（譲受した目的） ※譲渡の場合、回答は不要です。	任意	選択（単一回答） +記述	①人材確保・育成のため ②財務状態の安定のため ③固定コストの削減のため ④将来の投資（再投資）に備えるため ⑤事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため ⑥事業の規模の拡大のため ⑦利用者を増やすため ⑧地域ニーズに対応するため ⑨救済のため（事業者経理の安定のため） ⑩救済のため（利用者保護のため） ⑪その他（具体的に） ⑫把握していない	
21			8	事例1（又は2）については以上です。事例2（又は3）について回答しますか？	必須	選択（単一回答）	①事例1（又は2）で事例の回答を終了する ②事例2（又は3）を回答する	「②事例2（又は3）を回答する」に回答した場合、3-2に戻る
	4	合併・事業譲渡等に関する事前相談等の実態把握について	-	【大問4】ここからは、合併・事業譲渡等に関する事前相談等の実態把握状況についてお伺いします。	-	-	-	
			-	事業者が合併・事業譲渡等を行うに際して、児童福祉法による認可、認定など国法による認可又は認定（以下、「認可等」）の申請を行う場合、自治体との事前相談等を必須としていますが、各事項について回答ください。	-	-	-	

通し番号	番号	大問タイトル	番号	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分岐
22			1	【事前相談】	任意	選択（複数回答） +記述	（マトリクス横軸） ・保育所の合併 ・保育所の事業譲渡等 ・認定こども園（類型を問わず）の合併 ・認定こども園（類型を問わず）の事業譲渡等 選択肢（マトリクス横軸） ①必須にしている ②必要に応じて実施している ③不要としている 「必要に応じて実施している」場合、どのような場合に必要となるのかを下記に記入してください	
23			2	【貴自治体が設ける会議体や審査機関等での協議・審査】	任意	選択（複数回答） +記述	（マトリクス横軸） ・保育所の合併 ・保育所の事業譲渡等 ・認定こども園（類型を問わず）の合併 ・認定こども園（類型を問わず）の事業譲渡等 選択肢（マトリクス横軸） ①必須にしている ②必要に応じて実施している ③不要としている 「必要に応じて実施している」場合、どのような場合に必要となるのかを下記に記入してください	
24			3	【その他実施している事項】	任意	選択（複数回答） +記述	（マトリクス横軸） ・保育所の合併 ・保育所の事業譲渡等 ・認定こども園（類型を問わず）の合併 ・認定こども園（類型を問わず）の事業譲渡等 選択肢（マトリクス横軸） ①必須にしている ②必要に応じて実施している 「必要に応じて実施している」場合、どのような場合に必要となるのかを下記に記入してください	
25			4	上記の問につきまして、【その他実施している事項】の具体的な内容をご記載ください。	任意	記述		
26			5	「事前相談」を「必須にしている」又は「必要に応じて実施している」と回答した場合、①事前相談の実施時期、②実施方法、③実施理由、④事前提出書類、⑤事前提出書類が必要な理由、⑥都道府県と市区町村で提出書類の統一を図る等の連携を行っているかを回答ください。【事前相談】を「不要としている」と回答した場合、大問5にお進みください。	必須	選択（単一回答）	①事前相談について回答する ②大問5に進む	
27			-	事前相談の実施時期、実施方法、実施理由、事前提出書類、事前提出書類が必要な理由を回答ください。	-	-	-	
28			6	実施時期	任意	記述	・保育所 ・認定こども園（類型を問わず）	
29			7	実施方法	任意	選択（単一回答） +記述	（マトリクス横軸） ・保育所 ・認定こども園（類型を問わず） 選択肢（マトリクス横軸） ①対面のみ可 ②オンラインのみ可 ③両方可 ④その他（詳細を具体的に）	
30			8	事前相談の実施理由	任意	選択（複数回答） +記述	（マトリクス横軸） ・保育所 ・認定こども園（類型を問わず） 選択肢（マトリクス横軸） ①保護者に対する周知が必要のため ②会議体や審査機関等での審議に係る準備のため ③予算確保が必要のため ④職員体制の確立が必要のため ⑤保育所等の利用調整の検討が必要のため ⑥その他（詳細を具体的に）	
31			9	事前提出書類	任意	選択（複数回答） +記述	（マトリクス横軸） ・保育所 ・認定こども園（幼保連携型） ・認定こども園（幼保別型） ・認定こども園（保育所型） （マトリクス横軸） ①概要資料 ②検討スケジュール ③計画図面等 ④設備基準適合状況 ⑤職員配置計画 ⑥その他（具体的に） ⑦特段必要なし	
32			10	事前提出書類が必要な理由	任意	記述		
32			11	都道府県と市区町村で提出書類の統一を図る等の連携を行っているか	任意	選択（単一回答）	①行っている ②行っていない	
5	合併・事業譲渡等に関する認可手続き等の実態把握		-	【大問5】事業者が合併・事業譲渡等を行うに際して、認可等を行う場合の申請書類を回答してください。 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	-	-	-	

通し番号	番号	大問タイトル	番号	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分類
34			1	申請書類【保育所】 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） +記述	児童福祉施設（保育所）設置認可申請書 児童福祉施設（保育所）廃止・休止承認申請書 特定教育・保育施設確認申請書 特定教育・保育施設確認申請書 特定子ども子育て支援施設等確認申請書 最低基準調書 各室面積表 施設の配置図位置図及び平面図 土地建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 賃貸借契約書 建築基準法の規定による確認済証 建築基準法の規定による検査済証 消防用設備等検査済証 施設内外の写真 避難設備、乾落防止用設備の写真 揮発性有機化合物等の室内濃度測定結果 職員一覧表 施設長の履歴書 施設長の資格を有することの証明書 職員の資格証 職員の勤務体制表 嘱託医、嘱託歯科医との嘱託契約書 運営規程 給食の提供に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 収支予算書 預金残高証明書 直近3年度の決算書 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 定款又は寄附行為 法人代表者の履歴書 役員一覧表 契約書 施設型給付費の請求について 重要事項説明書 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 運営委員会規約 運営委員一覧表 運営委員就任承諾書 運営委員の履歴書 その他（具体的に）	
			2	申請書類【認定こども園（幼保連携型）】 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） +記述	幼保連携型認定こども園設置認可申請書 幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書 特定教育・保育施設確認申請書 特定教育・保育施設確認申請書 特定子ども子育て支援施設等確認申請書 最低基準調書 各室面積表 施設の配置図位置図及び平面図 土地建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 賃貸借契約書 建築基準法の規定による確認済証 建築基準法の規定による検査済証 消防用設備等検査済証 園舎内外の写真 避難設備、乾落防止用設備の写真 揮発性有機化合物等の室内濃度測定結果 職員一覧表 園長の履歴書 園長の資格を有することの証明書 職員の免許・資格証 職員の勤務体制表 学校医、学校歯科医、学校薬剤師との嘱託契約書 園則 運営規程 給食の提供に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 収支予算書 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 定款又は寄附行為 法人代表者の履歴書 役員一覧表 契約書 施設型給付費の請求について 重要事項説明書 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 その他（具体的に）	
35			3	申請書類【認定こども園（幼稚園型）】 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） +記述	認定こども園認定申請書 認定こども園設置者変更認可申請書 特定教育・保育施設確認申請書 特定教育・保育施設確認申請書 特定子ども子育て支援施設等確認申請書 最低基準調書 各室面積表 施設の配置図位置図及び平面図 土地建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 賃貸借契約書 建築基準法の規定による確認済証 建築基準法の規定による検査済証 消防用設備等検査済証 園舎内外の写真 避難設備、乾落防止用設備の写真 揮発性有機化合物等の室内濃度測定結果 職員一覧表 園長等の履歴書 園長等の資格を有することの証明書 職員の免許・資格証 職員の勤務体制表 学校医、学校歯科医、学校薬剤師との嘱託契約書 保育教諭等の資格の特例に関する調書 園則 運営規程 給食の提供に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 収支予算書 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 定款又は寄附行為 法人代表者の履歴書 役員一覧表 契約書 施設型給付費の請求について 重要事項説明書 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 その他（具体的に）	

通し番号	番号	大問タイトル	番号	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分岐
36	4		4	申請書類【認定こども園（保育所型）】 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） +記述	認定こども園認定申請書 認定こども園設置者変更認可申請書 特定教育・保育施設権認申請書 特定教育・保育施設権認申請書 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 最低基準調書 各室面積表 施設の配置図位置図及び平面図 土地建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 騒音規制図書 建築基準法の規定による確認済証 建築基準法の規定による検査済証 消防用設備等検査済証 園舎内外の写真 遊戯設備、転落防止用設備の写真 揮発性有機化合物等の室内濃度測定結果 職員一覧表 園長の履歴書 園長の資格を有することの証明書 職員の免許・資格証 職員の勤務体制表 福祉士、福祉士補、福祉士補候補との委託契約書 運営規程 給食の提供に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 収支予算書 預金残高証明書 直近3年間の決算書 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 定款又は寄附行為 法人代表者の履歴書 役員一覧表 誓約書 施設型給付費の請求について 重要事項説明書 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 その他（具体的に）	
	-		-	事業者が合併・事業譲渡等を行うに際して、認可等を行う場合の申請書類のうち、貴自治体で様式案が定められている書類を回答してください。 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	-	-	-	
37	5		5	様式案が定められている申請書類【保育所】 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） +記述	児童福祉施設（保育所）設置認可申請書 児童福祉施設（保育所）廃止・休止承認申請書 特定教育・保育施設権認申請書 特定教育・保育施設権認申請書 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書最低基準調書 各室面積表 建築基準法適合証明書 職員一覧表 職員の勤務体制表 給食の提供に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 役員一覧表 誓約書 施設型給付費の請求について 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 運営委員一覧表 運営委員就任承諾書 履歴書（施設長、法人代表者、運営委員） その他（具体的に）	
38	6		6	様式案が定められている申請書類【認定こども園（幼保連携型）】 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） +記述	幼保連携型認定こども園設置認可申請書 幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書 特定教育・保育施設権認申請書 特定教育・保育施設権認申請書 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書最低基準調書 各室面積表 職員一覧表 園長の資格を有することの証明書 職員の勤務体制表 保育教諭等の資格の特例に関する調書 給食の提供に関する調書 子育て支援業務の実施に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 役員一覧表 誓約書 施設型給付費の請求について 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 履歴書（園長、法人代表者） その他（具体的に）	
39	7		7	様式案が定められている申請書類【認定こども園（幼保園型）】 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） +記述	認定こども園認定申請書 認定こども園設置者変更認可申請書 特定教育・保育施設権認申請書 特定教育・保育施設権認申請書 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 最低基準調書 各室面積表 職員一覧表 園長の資格を有することの証明書 職員の勤務体制表 保育教諭等の資格の特例に関する調書 給食の提供に関する調書 子育て支援業務の実施に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 役員一覧表 誓約書 施設型給付費の請求について 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 履歴書（園長、法人代表者） その他（具体的に）	

通し番号	番号	大問タイトル	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分岐
40	8		様式案が定められている申請書類【認定こども園（保育所型）】 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） + 記述	認定こども園認定申請書 認定こども園設置者変更認可申請書 特定教育・保育施設確認申請書 特定教育・保育施設確認届出書 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 最低基準調書 各室面積表 職員一覧表 園長の資格を有することの証明書 職員の勤務体制表 保育教諭等の資格の特例に関する調書 給食の提供に関する調書 子育て支援業務の実施に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 役員一覧表 誓約書 施設型給付費の請求について 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 履歴書（園長、法人代表者） その他（具体的に）	
41	9		合併・事業譲渡等を行う事業者の認可等を行う場合の留意事項等を事業者向けに自治体独自で整理した手引きや資料等がありますか。	任意	選択（単一回答） + 記述	①ある（具体的な資料名） ②ない	
42	10		合併・事業譲渡等を行う事業者が認可等の申請を行う際に、通常の認可等の手続きと異なる提出書類（書式、添付資料）はありますか。	任意	選択（単一回答） + 記述	①ある（具体的な資料名） ②ない	
43	11		合併・事業譲渡等を行う事業者の認可等を行う場合の申請書の提出期限と、提出後の審査完了までの標準処理期間（申請を受けてから処分を下すまでに通常要すべき標準的な目安となる期間）について定めはありますか。	任意	選択（単一回答） + 記述	①ある（具体的に、認可年月日の定めがある場合には具体的な日付を記載ください） ②ない	
44	12		合併・事業譲渡等の場合と新設の場合で、審査完了までの標準処理期間に違いはありますか。	任意	選択（複数回答） + 記述	・マトリクス縦軸 ・合併 ・事業譲渡等 選択肢（マトリクス横軸） ①違いがある ②違いはない ③定めていない 違いがある場合、具体的内容を記載してください	
45	13		合併・事業譲渡等の場合と新設の場合で、審査完了までの標準処理期間に違いがある場合、違いがある理由をお答えください。	任意	記述		
46	14		事業者が合併・事業譲渡等を行うに際して、認可等を行う場合に書類提出を受けてから審査完了までの手続きの処理にかかる標準的な期間を回答してください。	任意	選択（単一回答）	①1か月未満 ②1か月以上3か月未満 ③3か月以上半年未満 ④半年以上1年未満 ⑤1年以上	
47	15		事業者が合併・事業譲渡等を行うに際して、自治体として関与・支援していることはありますか。	任意	選択（複数回答） + 記述	①自治体として、合併・事業譲渡等の計画を策定している ②合併・事業譲渡等に関する調整の支援を行っている ③合併・事業譲渡等に関する専門家派遣による支援を行っている ④合併・事業譲渡等にかかる費用の支援を行っている（具体的な金額：FA） ⑤自治体内の保育所等の定員数を削減することを企図して合併・事業譲渡等に関する関与・支援を行っている ⑥利用者保護の観点から合併・事業譲渡等に関する関与・支援を行っている ⑦その他（具体的に） ⑧特に関与・支援していない	
48	16		合併・事業譲渡等を行う事業者について、自治体として事業者の経営実態を把握していますか。	任意	選択（単一回答）	①把握できている ②おおむね把握できている ③あまり把握できていない ④全く把握できていない	
49	17		事業者が合併・事業譲渡等を行うに際して、他の自治体と情報共有や連携を行っていますか。	任意	選択（単一回答） + 記述	①毎回行っている。 ②必要に応じて行っている。（具体的に必要な場合：） ③行っていない	
50	18		合併・事業譲渡等の手続に関する園への要望はありますか。	任意	記述		

付録 1 - 2 市区町村向け自治体アンケート調査項目

令和 7 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」
市区町村アンケート設問項目

通し番号	調査票の概要								
	番号	大問タイトル	番号	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分類	
		調査の趣旨・回答に関するお願い	1	【本調査の目的】 本調査は、子ども家庭庁令和 7 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」の一環として実施します。本事業は、保育所等の合併・事業譲渡等に関する状況を把握し、課題を整理、分析することを目的として実施します。	-	-	-	-	-
			2	【本調査の調査対象及び回答対象】 本調査は、都道府県・市区町村・保育所等運営事業者（匿名）を調査対象として実施します。	-	-	-	-	-
			3	本調査は 5 つの大問があります。大問 2・3 は令和 3 年度から令和 7 年度までの間に行われた、貴自治体内の保育所等の事業者が関係する合併・事業譲渡等についてお尋ねするものです。 保育所等：本アンケートでは、保育所、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型）、小規模保育事業所を対象としています。 合併：複数の法人が、吸収合併または新設合併により統合すること。 事業譲渡等：事業を継続しているため、当該事業に関する組織的な財産を他の法人に譲渡・継承すること。 本アンケートでは、事業譲渡と事業譲受を総称して「事業譲渡等」と呼びます。	-	-	-	-	-
			4	【ご回答いただくにあたって】 ・回答の所管課室が複数にまたがる場合、お手数ですが、1 つの調査票にまとめてお送りください。 ・特設の指示がない限り、令和 7 年 4 月 1 日時点の値をお答えください。 ・ご回答いただいた内容は匿名にて集計し、結果を PwC コンサルティング合同会社のホームページ上に開示いたします。個人・部署名等が特定されることはありません。	-	-	-	-	-
			5	【回答期日】 ・2025 年 12 月 5 日（金）までにご回答をお願いいたします。 【ご回答方法】 ・本フォームに回答を入力の上、ご回答ください。 ※回答目安時間：15 分程度	-	-	-	-	-
		お問い合わせ先	1	【お問い合わせ先】 本調査の目的や内容、データの取扱い、ご回答方法等についてご不明な点などがあられましたら、以下までお問い合わせください。 事務局：保育所等の合併・事業譲渡等アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス） メールアドレス：inquiry@researchworks.co.jp	-	-	-	-	
			2	調査実施主体：PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 井上泰輔、藤井 隆 住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー	-	-	-	-	
1	自治体基礎項目		1	都道府県・市区町村名をご回答ください。 (町村の場合、郡名は不要です。)	必須	選択（単一回答） + 記述	(47 都道府県を選択肢にする) 市区町村名は記述式	-	
			2	ご回答者のお名前・所属（部署名・課室名）・役職をご回答ください。	必須	記述	-	-	
			3	連絡先電話番号をご回答ください。	必須	記述	-	-	
			4	連絡先メールアドレスをご回答ください。	必須	記述	-	-	
			5	令和 3 年度から令和 7 年度までの間において、貴自治体が所轄する保育所等施設の運営事業者が関連する、合併・事業譲渡等は行われましたか。	必須	選択（単一回答）	①合併が行われた事例がある ②事業譲渡等が行われた事例がある ③合併・事業譲渡等ともに行われた事例がある ④合併・事業譲渡等ともに行われなかった ※把握していない	①と回答した場合大問 2, 4, 5 を回答 (大問 3 は無回答可) ②と回答した場合大問 3, 4, 5 を回答 ③と回答した場合大問 2 ~ 5 を回答 ④、⑤と回答した場合大問 4・5 を回答	
2	合併に関する事項について		1	【大問 2】ここからは、令和 3 年度から令和 7 年度までの間において、貴自治体が所轄する保育所等施設の運営事業者が関連する合併が行われた市区町村のみをご回答ください。 1 把握されている合併の件数を記載ください。 ※ 1 貴自治体が所轄する事業者同士が合併した場合は 1 件と数えてください。 ※ 2 把握されていない場合は全て 0 件と記載ください。	任意	記述	・令和 3 年度 () 件 ・令和 4 年度 () 件 ・令和 5 年度 () 件 ・令和 6 年度 () 件 ・令和 7 年度 () 件	-	
			2	合併事例ごとに、①事業者の法人格、②合併が行われた年度、③合併の種類、④合併の目的を把握している範囲でご回答ください。 ※ 1 貴自治体が所轄する事業者同士が合併した場合は、合併後に継続した事業者についてご記入ください。 ※ 2 後日、事務局より内容についてお問い合わせがございますので、どの事業者について回答しているかを記録しておいていただけますと幸いです。 ※ 3 複数の事例がある場合は、最大 3 事例についてお答えください。	-	-	-	-	
			3	事業者の法人格	任意	選択（単一回答） + 記述	①社会福祉法人 ②株式会社・有限会社 ③学校法人 ④NPO 法人 ⑤宗教法人 ⑥社団法人・財団法人（公益一般） ⑦個人事業主 ⑧その他（具体的に）	-	
			4	合併が行われた年度	任意	選択（単一回答）	①令和 3 年度 ②令和 4 年度 ③令和 5 年度 ④令和 6 年度 ⑤令和 7 年度	-	
			5	合併の種類	任意	選択（単一回答）	①吸収合併 ②新設合併	-	
3	新設合併を行った目的		1	新設合併を行った目的	任意	選択（複数回答） + 記述	①人材確保・育成のため ②後継者不足のため ③財務体質の安定のため ④将来の投資（再投資）に備えるため ⑤事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため ⑥事業の規模の拡大のため ⑦事業者の救済のため ⑧利用者保護のため ⑨利用者増やすため ⑩地域ニーズに対応するため ⑪経営上の都合により、関係事業者（いわゆるグループ事業者）内で合併した ⑫その他（具体的に） ※把握していない	-	

通し番号	番号	大問タイトル	番号	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分岐
11			6	吸収した目的	任意	選択（複数回答） +記述	①人材確保・育成のため ②後継者不足のため ③財務状態の安定のため ④将来の投資（再投資）に備えるため ⑤事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため ⑥事業の規模の拡大のため ⑦事業者の救済のため ⑧利用者保護のため ⑨利用者を増やすため ⑩地域ニーズに対応するため ⑪経営上の都合により、関係事業者（いわゆるグループ事業者）内で合併した ⑫その他（具体的に） ⑬把握していない	
			7	吸収された理由	任意	選択（複数回答） +記述	①人材確保・育成のため ②後継者不足のため ③財務状態の安定のため ④将来の投資（再投資）に備えるため ⑤事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため ⑥事業の規模の拡大のため ⑦事業者の救済のため ⑧利用者保護のため ⑨利用者を増やすため ⑩地域ニーズに対応するため ⑪経営上の都合により、関係事業者（いわゆるグループ事業者）内で合併した ⑫その他（具体的に） ⑬把握していない	
			8	事例1（又は2）については以上です。事例2（又は3）について回答しますか？	必須	選択（単一回答）	①事例1（又は2）で事例の回答を終了する ②事例2（又は3）を回答する	「②事例2（又は3）を回答すると回答した場合、2-2に戻る
12			3	事業譲渡等に関する事項等について	-	-	-	
			14	1 把握されている事業譲渡等の件数を記載ください。 ※1 1つの契約で複数の施設・事業所が事業譲渡等された場合は1件として回答ください。 ※2 把握されていない場合は全て0件と記載ください。	任意	記述	-令和3年度（ ）件 -令和4年度（ ）件 -令和5年度（ ）件 -令和6年度（ ）件 -令和7年度（ ）件	
			15	- 事業譲渡等の事例ごとに、①事業者の法人格、②事業譲渡等が行われた年度、③譲渡又は譲受の別、④相手先の法人格、⑤事業譲渡等を行った目的（譲渡目的・譲受目的）を把握している範囲で回答ください。 ※1 1つの契約で複数の施設・事業所が事業譲渡等された場合は1件として回答ください。 ※2 後日、事務局より内容についてお伺いする場合がございますので、どの事業者について回答しているのかを記録しておいていただけますと幸いです。 ※3 複数の事例がある場合は、最大3事例についてお答えください。	-	-	-	
16			2	事業者の法人格 ※単一自治体内の事業者同士の事業譲渡の場合、譲渡法人の法人格を回答ください。	任意	選択（単一回答） +記述	①社会福祉法人 ②株式会社・有限会社 ③学校法人 ④NPO法人 ⑤宗教法人 ⑥社団法人・財団法人（公益・一般） ⑦個人事業主 ⑧その他（具体的に）	
			3	事業譲渡等（譲渡又は譲受）が行われた年度	任意	選択（単一回答）	①令和3年度 ②令和4年度 ③令和5年度 ④令和6年度 ⑤令和7年度	
			4	譲渡又は譲受の別	任意	選択（複数回答）	①譲渡 ②譲受	
17			5	相手先の法人格 ※単一自治体内の事業者同士の事業譲渡の場合、譲渡法人の法人格を回答ください。	任意	選択（単一回答） +記述	①自治体（公営） ②社会福祉法人 ③株式会社・有限会社 ④学校法人 ⑤NPO法人 ⑥宗教法人 ⑦社団法人・財団法人（公益・一般） ⑧個人事業主 ⑨その他（具体的に） ⑩把握していない	
			6	事業譲渡等を行った目的（譲渡した目的） ※譲受のみの場合、回答は不要です。	任意	選択（単一回答） +記述	①人材不足のため ②後継者不足のため ③財務状態の改善のため ④事業の集中のため ⑤事業規模の縮小のため ⑥利用者保護のため ⑦その他（具体的に） ⑧把握していない	
			7	事業譲渡等を行った目的（譲受した目的） ※譲渡のみの場合、回答は不要です。	任意	選択（単一回答） +記述	①人材確保・育成のため ②財務状態の安定のため ③調達コストの削減のため ④将来の投資（再投資）に備えるため ⑤事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため ⑥事業の規模の拡大のため ⑦利用者を増やすため ⑧地域ニーズに対応するため ⑨救済のため（事業者経理の安定のため） ⑩救済のため（利用者保護のため） ⑪その他（具体的に） ⑫把握していない	
18			8	事例1（又は2）については以上です。事例2（又は3）について回答しますか？	必須	選択（単一回答）	①事例1（又は2）で事例の回答を終了する ②事例2（又は3）を回答する	「②事例2（又は3）を回答すると回答した場合、3-2に戻る
			4	合併・事業譲渡等に関する事前相談等の実施把握について	-	-	-	
			-	事業者が合併・事業譲渡等を行うに際して、真自治体に認可等の申請を行う際、自治体との事前相談等を必須としています。各事項について回答ください。	-	-	-	

通し番号	番号	大問タイトル	番号	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分岐
22			1	【事前相談】	任意	選択（複数回答） +記述	（マトリクス縦軸） ・保育所の合併 ・保育所の事業譲渡等 ・認定こども園（類型を問わず）の合併 ・認定こども園（類型を問わず）の事業譲渡等 ・小規模保育事業所の合併 ・小規模保育事業所の事業譲渡等 選択肢（マトリクス横軸） ①必須している ②必要に応じて実施している ③不要としている 「必要に応じて実施している」場合、どのような場合に必要となるのかを下記に記入してください	4-1で「事前相談」に「①必須している」又は「②必要に応じて実施している」と回答した場合、4-4に、それ以外の場合、大問5に進む
23			2	自治体が設ける会議体や審査機関等での協議・審査	任意	選択（複数回答） +記述	（マトリクス縦軸） ・保育所の合併 ・保育所の事業譲渡等 ・認定こども園（類型を問わず）の合併 ・認定こども園（類型を問わず）の事業譲渡等 ・小規模保育事業所の合併 ・小規模保育事業所の事業譲渡等 選択肢（マトリクス横軸） ①必須している ②必要に応じて実施している ③不要としている 「必要に応じて実施している」場合、どのような場合に必要となるのかを下記に記入してください	
24			3	その他実施している事項	任意	選択（複数回答） +記述	（マトリクス縦軸） ・保育所の合併 ・保育所の事業譲渡等 ・認定こども園（類型を問わず）の合併 ・認定こども園（類型を問わず）の事業譲渡等 ・小規模保育事業所の合併 ・小規模保育事業所の事業譲渡等 選択肢（マトリクス横軸） ①必須している ②必要に応じて実施している 「必要に応じて実施している」場合、どのような場合に必要となるのかを下記に記入してください	
25			4	上記の問につきまして、【その他実施している事項】の具体的な内容をご記載ください。	任意	記述		
26			5	「事前相談」に「必須している」又は「必要に応じて実施している」と回答した場合、①事前相談の実施時期、②実施方法、③実施理由、④事前提出書類、⑤事前提出書類が必要な理由を回答ください。「事前相談」に「不要としている」と回答した場合、大問5にお進みください。	必須	選択（単一回答）	①事前相談について回答する ※大問5に進む	
27			-	事前相談の実施時期、実施方法、実施理由、事前提出書類、事前提出書類が必要な理由を回答ください。	-	-	-	
28			4	実施時期	任意	記述	・保育所 ・認定こども園（類型を問わず） ・小規模保育事業所	
28			5	実施方法	任意	選択（単一回答） +記述	（マトリクス縦軸） ・保育所 ・認定こども園（類型を問わず） ・小規模保育事業所 選択肢（マトリクス横軸） ①対面のみ可 ②オンラインのみ可 ③両方可 ④その他（詳細を具体的に）	
29			6	事前相談の実施理由	任意	選択（単一回答） +記述	（マトリクス縦軸） ・保育所 ・認定こども園（類型を問わず） ・小規模保育事業所 選択肢（マトリクス横軸） ①保護者に対する周知が必要のため ②会議体や審査機関等での審議に係る準備のため ③予算確保が必要のため ④職員体制の確保が必要のため ⑤保育所等の利用調整の検討が必要のため ⑥その他（詳細を具体的に）	
30			7	事前提出書類	任意	選択（単一回答） +記述	（マトリクス縦軸） ・保育所 ・認定こども園（幼保連携型） ・認定こども園（幼保併置型） ・認定こども園（保育所型） ・小規模保育事業所 選択肢（マトリクス横軸） ①職員資料 ②検討スケジュール ③計画図面等 ④設備基準適合状況 ⑤職員配置計画 ⑥その他（具体的に） ※特段必要なし	
31			8	事前提出書類が必要な理由	任意	記述		
31	5	合併・事業譲渡等に関する認可・確認手続き等の実施把握	-	【大問5】事業者が合併・事業譲渡等を行うに際して、認可等を行う場合の申請書類を回答してください。 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	-	-	-	

通し番号	番号	大問タイトル	番号	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分枝
32			1	申請書類【保育所】 ※ 名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） + 記述	児童福祉施設（保育所）設置認可申請書 児童福祉施設（保育所）廃止・休止承認申請書 特定教育・保育施設確認申請書 特定教育・保育施設確認辞退届出書 特定子ども子育て支援施設等確認申請書 最低基準調書 各室面積表 施設の配置図位置図及び平面図 土地建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 賃貸借契約書 建築基準法の規定による確認済証 建築基準法の規定による検査済証 消防用設備等検査済証 施設内外の写真 避難設備、転落防止用設備の写真 揮発性有機化合物等の室内濃度測定結果 職員一覧表 施設長の履歴書 施設長の資格を有することの証明書 職員の資格証 職員の勤務体制表 嘱託医、嘱託歯科医との嘱託契約書 運営規程 給食の提供に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 収支予算書 預金残高証明書 直近3年度の決算書 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 定款又は寄附行為 法人代表者の履歴書 役員一覧表 誓約書 施設型給付費の請求について 重要事項説明書 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 運営委員会規約 運営委員一覧表 運営委員就任承諾書 運営委員の履歴書 その他（具体的に）	
33			2	申請書類【認定こども園（幼保連携型）】 ※ 名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） + 記述	幼保連携型認定こども園設置認可申請書 幼保連携型認定こども園設置変更認可申請書 特定教育・保育施設確認申請書 特定教育・保育施設確認辞退届出書 特定子ども子育て支援施設等確認申請書 最低基準調書 各室面積表 施設の配置図位置図及び平面図 土地建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 賃貸借契約書 建築基準法の規定による確認済証 建築基準法の規定による検査済証 消防用設備等検査済証 園舎内外の写真 避難設備、転落防止用設備の写真 揮発性有機化合物等の室内濃度測定結果 職員一覧表 園長の履歴書 園長の資格を有することの証明書 職員の免許・資格証 職員の勤務体制表 学校医、学校歯科医、学校薬剤師との嘱託契約書 園則 運営規程 給食の提供に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 収支予算書 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 定款又は寄附行為 法人代表者の履歴書 役員一覧表 誓約書 施設型給付費の請求について 重要事項説明書 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 その他（具体的に）	
34			3	申請書類【認定こども園（幼保園型）】 ※ 名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） + 記述	認定こども園認定申請書 認定こども園設置変更認可申請書 特定教育・保育施設確認申請書 特定教育・保育施設確認辞退届出書 特定子ども子育て支援施設等確認申請書 最低基準調書 各室面積表 施設の配置図位置図及び平面図 土地建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 賃貸借契約書 建築基準法の規定による確認済証 建築基準法の規定による検査済証 消防用設備等検査済証 園舎内外の写真 避難設備、転落防止用設備の写真 揮発性有機化合物等の室内濃度測定結果 職員一覧表 園長等の履歴書 園長等の資格を有することの証明書 職員の免許・資格証 職員の勤務体制表 学校医、学校歯科医、学校薬剤師との嘱託契約書 保育教諭等の資格の特例に関する調書 園則 運営規程 給食の提供に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 収支予算書 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 定款又は寄附行為 法人代表者の履歴書 役員一覧表 誓約書 施設型給付費の請求について 重要事項説明書 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 その他（具体的に）	

通し番号	番号	大問タイトル	番号	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分岐
35			4	申請書類【認定こども園（保育所型）】 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） +記述	認定こども園認定申請書 認定こども園設置者変更認可申請書 特定教育・保育施設確認申請書 特定教育・保育施設確認辞退届出書 特定子ども子育て支援施設等確認申請書 最低基準調書 各室面積表 施設の配置図・位置図及び平面図 土地建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 賃貸借契約書 建築基準法の規定による確認済証 建築基準法の規定による検査済証 消防用設備等検査済証 築造内外の写真 避難設備、軽遮断用設備の写真 探査性有機化合物等の室内濃度測定結果 職員一覧表 園長の履歴書 園長の資格を有することの証明書 職員の免許・資格証 職員の勤務体制表 嘱託医、嘱託歯科医、嘱託薬剤師との嘱託契約書 運営規程 給食の提供に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 収支予算書 預金残高証明書 直近3年間の決算書 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 定款又は寄附行為 法人代表者の履歴書 役員一覧表 誓約書 施設型給付費の請求について 重要事項説明書 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 その他（具体的に）	
36			5	申請書類【小規模保育事業所】	任意	選択（複数回答） +記述	家庭的保育事業等認可申請書 家庭的保育事業等廃止・休止承認申請書 特定地域型保育事業等確認申請書 特定教育・保育施設確認辞退届出書 最低基準調書 各室面積表 事業所の配置図・位置図及び平面図 土地・建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 賃貸借契約書建築基準法適合証明書 建築基準法の規定による確認済証 建築基準法の規定による検査済証 消防用設備等検査済証 事業所内外の写真 避難設備、軽遮断用設備の写真 探査性有機化合物等の室内濃度測定結果 職員一覧表 管理者の履歴書 管理者の資格を有することの証明書 職員の資格証 職員の勤務体制表 嘱託医、嘱託歯科医との嘱託契約書 運営規程 給食の提供に関する調書 施設型給食を確保したことの証明書（通所認定書等の写） 通所施設確保に関する報告書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 収支予算書 預金残高証明書 直近3年度の決算書 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 定款又は寄附行為 役員一覧表 誓約書 地域型保育給付費の請求について 重要事項説明書 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 運営委員会規約 運営委員一覧表 運営委員就任承諾書 運営委員の履歴書 その他（具体的に）	
37			6	様式案が定められている申請書類【保育所】 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） +記述	児童福祉施設（保育所）設置認可申請書 児童福祉施設（保育所）廃止・休止承認申請書 特定教育・保育施設確認申請書 特定教育・保育施設確認辞退届出書 特定子ども子育て支援施設等確認申請書最低基準調書 各室面積表 建築基準法適合証明書 職員一覧表 職員の勤務体制表 給食の提供に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 役員一覧表 誓約書 施設型給付費の請求について 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 運営委員一覧表 運営委員就任承諾書 履歴書（施設長、法人代表者、運営委員） その他（具体的に）	
			-	事業者が合併・事業譲渡等を行うに際して、認可等を行う場合の申請書類のうち、資自治体で様式案が定められている書類を回答してください。 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	-	-	-	

通し番号	番号	大問タイトル	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分岐
38	7		様式案が定められている申請書類【認定こども園（幼保連携型）】 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） +記述	幼保連携型認定こども園設置認可申請書 幼保連携型認定こども園設置変更認可申請書 特定教育・保育施設確認申請書 特定教育・保育施設確認申請退届出書 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書最低基準調書 各室面積表 職員一覧表 園長の資格を有することの証明書 職員の勤務体制表 保育教諭等の資格の特例に関する調書 給食の提供に関する調書 子育て支援業務の実施に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 役員一覧表 誓約書 施設型給付費の請求について 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 履歴書（園長、法人代表者） その他（具体的に）	
39	8		様式案が定められている申請書類【認定こども園（幼保園型）】 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） +記述	認定こども園認定申請書 認定こども園設置変更認可申請書 特定教育・保育施設確認申請書 特定教育・保育施設確認申請退届出書 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 最低基準調書 各室面積表 職員一覧表 園長の資格を有することの証明書 職員の勤務体制表 保育教諭等の資格の特例に関する調書 給食の提供に関する調書 子育て支援業務の実施に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 役員一覧表 誓約書 施設型給付費の請求について 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 履歴書（園長、法人代表者） その他（具体的に）	
40	9		様式案が定められている申請書類【認定こども園（保育所型）】 ※名称が同一でない場合でも、内容が合致する選択肢があれば選択ください。	任意	選択（複数回答） +記述	認定こども園認定申請書 認定こども園設置変更認可申請書 特定教育・保育施設確認申請書 特定教育・保育施設確認申請退届出書 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 最低基準調書 各室面積表 職員一覧表 園長の資格を有することの証明書 職員の勤務体制表 保育教諭等の資格の特例に関する調書 給食の提供に関する調書 子育て支援業務の実施に関する調書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 役員一覧表 誓約書 施設型給付費の請求について 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 履歴書（園長、法人代表者） その他（具体的に）	
41	10		様式案が定められている申請書類【小規模保育事業所】	任意	選択（複数回答） +記述	家庭的保育事業等認可申請書 家庭的保育事業等廃止・休止承認申請書 特定地域型保育事業者確認申請書 特定教育・保育施設確認申請退届出書 最低基準調書 各室面積表 建築基準法適合証明書 職員一覧表 職員の勤務体制表 給食の提供に関する調書 選擇施設確認に関する報告書 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 役員一覧表 誓約書 地域型保育給付費の請求について 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 運営委員一覧表 運営委員承認承諾書 その他（具体的に）	
42	11		合併・事業譲渡等を行う事業者の認可等を行う場合の留意事項等事業者向けに自治体独自で整理した手引きや資料等がありますか。	任意	選択（単一回答） +記述	①ある（具体的な資料名） ②ない	
43	12		合併・事業譲渡等を行う事業者が認可等の申請を行う際に、通常の認可等の手続きと異なる提出書類（書式、添付資料）がありますか。	任意	選択（単一回答） +記述	①ある（具体的な資料名） ②ない	
44	13		合併・事業譲渡等を行う事業者の認可等を行う場合の申請書類の提出期限と、提出後の審査完了までの標準処理期間（申請を受けてから処分を下すまでに通常費すべき標準的な目安となる期間）について定めてありますか。	任意	選択（単一回答） +記述	①ある（具体的に、認可年月日の定めがある場合には具体的な日付を記載ください） ②ない	
45	14		合併・事業譲渡等の場合と新設の場合で、審査完了までの標準処理期間に違いがありますか。	任意	選択（複数回答） +記述	（横軸） ・合併 ・事業譲渡等 （縦軸（選択肢）） ①違いがある ②違いはない ③定めていない 違いがある場合の具体的な内容：	
46	15		合併・事業譲渡等の場合と新設の場合で、審査完了までの標準処理期間に違いがある場合、違いがある理由をお答えください。	任意	記述		
47	16		事業者が合併・事業譲渡等を行う際、認可等を行う場合に書類提出を受けてから審査完了までの手続きの処理にかかる標準的な期間を回答してください。	任意	選択（単一回答）	①1か月未満 ②1か月以上3か月未満 ③3か月以上半年未満 ④半年以上1年未満 ⑤1年以上	

通し番号	番号	大問タイトル	番号	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分類
48			17	事業者が合併・事業譲渡等を行うに際して、自治体として関与・支援していることはありますか。	任意	選択（複数回答） +記述	①自治体として、合併・事業譲渡等の計画を策定している ②合併・事業譲渡等に関する助金の支援を行っている ③合併・事業譲渡等に関する専門家派遣による支援を行っている ④合併・事業譲渡等にかかる費用の支援を行っている（具体的な金額：FA） ⑤自治体内の保育所等の定員数を削減することを企図して合併・事業譲渡等に関する関与・支援を行っている ⑥利用者保護の観点から合併・事業譲渡等に関する関与・支援を行っている ⑦その他（具体的に） ⑧特に関与・支援していない	
49			18	合併・事業譲渡等を行う事業者について、自治体として事業者の経営実態を把握していますか。	任意	選択（単一回答）	①把握できている ②おおむね把握できている ③あまり把握できていない ④全く把握できていない	
50			19	事業者が合併・事業譲渡等を行うに際して、他の自治体と情報共有や連携を行っていますか。	任意	選択（単一回答） +記述	①毎日行っている ②必要に応じて行っている（具体的に必要場合：） ③行っていない	
51			20	合併・事業譲渡等の手続に関する国への要望はありますか。	任意	記述		

付録 1 - 3 事業者アンケート調査項目

令和 7 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「課題番号 3 保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」
事業者アンケート設問項目

通し番号	調査票の概要								
	番号	大問タイトル	番号	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分類	
		調査の趣旨・回答に関するお願い	1	【本調査の目的】 本調査は、子ども家庭庁令和 7 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」の一環として実施します。本事業は、保育所等の合併・事業譲渡等に関する状況を把握し、課題を整理、分析することを目的として実施します。	-	-	-	-	-
			2	【本調査の調査対象及び回答対象】 本調査は、都道府県・市区町村・保育所等運営事業者（総括）を調査対象として実施します。	-	-	-	-	-
			3	【本調査は 5 つの大問があります。大問 2・3 は令和 3 年度から令和 7 年度までの間に行われた、合併・事業譲渡等についてお尋ねするものです。 【保育所等】：本アンケートでは、保育所、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型）、小規模保育事業所を対象としています。 【合併】：複数の法人が、吸収合併または新設合併により統合すること。 【事業譲渡等】：事業を継続していくため、当該事業に関する組織的な財産を他の法人に譲渡・譲受すること。 本アンケートでは、事業譲渡と事業譲受を総称して「事業譲渡等」と呼びます。	-	-	-	-	-
			4	【ご回答いただくにあたって】 ・特段の指示がない限り、令和 7 年 4 月 1 日時点の値をお答えください。 ・ご回答いただいた内容は匿名にて集計し、結果をPwCコンサルティング合同会社のホームページ上に開示いたします。個人・部署名等が特定されることはありません。	-	-	-	-	-
			5	【回答期日】 ・2025年12月5日（金）までにご回答をお願いいたします。 【ご回答方法】 ・本フォームに回答を入力の上、ご回答ください。 ※回答目安時間：5分程度（合併・事業譲渡等のご経験がない場合は1分程度）	-	-	-	-	-
	お問い合わせ先		1	【お問い合わせ先】 本調査の目的や内容、データの取扱い、ご回答方法等についてご不明な点などがありましたら、以下までお問い合わせください。 事務局：保育所等の合併・事業譲渡等アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス） メールアドレス：inquiry@researchworks.co.jp	-	-	-	-	
			2	調査実施主体：PwCコンサルティング合同会社 公共事業部 井上泰輔、藤井 瞭 住 所：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー	-	-	-	-	
1	基礎項目		1	貴事業者が運営する保育事業に関連して令和 3 年度から令和 7 年度までの間において、合併・事業譲渡等が行われましたか。	必須	選択（複数回答）	①保育事業を営む法人を吸収合併 ②保育事業を営む法人を含めて新設合併 ③法人で運営していた保育事業を譲渡した（譲渡側） ④法人で運営していた保育事業を譲受した（譲受側） ⑤いずれもない		
			2	貴事業者が運営する保育事業に関連して、令和 3 年度から令和 7 年度までの間において、合併・事業譲渡等を他事業者に打診した又は他事業者から合併・事業譲渡等の打診を受けたことはありませんか。 ※上記の説明で「保育事業を営む法人を吸収合併」、「保育事業を営む法人を含めて新設合併」、「法人で運営していた保育事業を譲渡した（譲渡側）」、「法人で運営していた保育事業を譲受した（譲受側）」を回答された場合は、下記の中から合併・事業譲渡等の打診をしたことも打診を受けたこともない以外を回答ください。	必須	選択（単一回答）	①合併・事業譲渡等の打診をしたことがある ②合併・事業譲渡等の打診を受けたことがある ③合併・事業譲渡等の打診をしたことがあり打診を受けたことがある ④合併・事業譲渡等の打診をしたことも打診を受けたこともない	④の場合回答終了	
			3	回答した打診状況について、合併、事業譲渡（譲渡側）、事業譲渡（譲受側）のそれぞれに分けて詳細を回答ください。	必須	選択（複数回答）	【マトリクス縦軸】 ・合併 ・事業譲渡等（譲渡側） ・事業譲渡等（譲受側） 【マトリクス横軸】 選択肢（マトリクス横軸） ①打診をしたことがある ②打診を受けたことがある ③ともない		
			4	合併・事業譲渡等に至らなかった要因を回答してください。	任意	選択（複数回答） +記述	①合併・事業譲渡等に関し、経営上の条件調整（主に財務面）が困難 ②合併・事業譲渡等に関し、雇用面の条件調整（継続雇用等）が困難 ③合併・事業譲渡等に関し、保育理念や施設運営方針等の調整が困難 ④将来的な経営状況の悪化 ⑤職員の人間関係に対する不安 ⑥取り組みにあたって規制に抵触する恐れがある、または制度面の課題があった（具体的に：FA） ⑦打診先が承諾しなかった ⑧所定の手続きが完了しなかった ⑨所定の手続きが完了しなかった ⑩合併・事業譲渡等を行う必要性を感じなかった ⑪その他（具体的に）		
			5	都道府県・市区町村名をご回答ください。 （町村の場合、郡名は不要です。）	任意	選択（単一回答） +記述	（47都道府県を選択肢にする） 市区町村名は記述式		
			6	貴事業者の運営法人の法人格について回答してください。	任意	選択（単一回答） +記述	①社会福祉法人 ②株式会社・有限会社 ③学校法人 ④NPO法人 ⑤宗教法人 ⑥社団法人・財団法人（公益・一般） ⑦個人事業主 ⑧その他（具体的に）		
			7	貴事業者の運営法人が運営している保育所等（本調査では、保育所、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型）、小規模保育事業所（A型、B型、C型）を指す。）の施設数を回答してください。	任意	記述	・保育所 ・認定こども園（幼保連携型） ・認定こども園（幼稚園型） ・小規模保育事業所（A型） ・小規模保育事業所（B型） ・小規模保育事業所（C型）		
2	合併に関する事項について		【大問2】ここからは、令和 3 年度から令和 7 年度までの間における合併に関する事項についてお伺いします。	-	-	-	-	-	

通し番号	大問タイトル	番号	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分岐
8		1	令和3年度から令和7年度までの間において、保育事業を行う事業者同士、もしくは保育事業を行う事業者とその他の事業者との間で合併を実施した件数をお答えください。	任意	記述	・令和3年度 () 件 ・令和4年度 () 件 ・令和5年度 () 件 ・令和6年度 () 件 ・令和7年度 () 件	
9		2	合併を実施する場合、希望する時期はいつか回答ください。	任意	選択 (単一回答) + 記述	①各年度4月 ②各年度10月 ③希望するタイミング ④その他 (具体的に)	
10		3	保育事業を行う事業者同士、もしくは保育事業を行う事業者とその他の事業者との間で実施した合併について、①実施年度、②合併の種類、③広域性、④保育所等以外に合併に伴う手続きを行った事業の有無、⑤目的、⑥実施した背景事情、⑦仲介業者の有無、⑧ (仲介業者がある場合) 仲介手数料、⑨仲介業者を用いたメリット、⑩効果、⑪苦労した点についてお答えください。 ※複数のご経験がある場合は、直近3事例についてお答えください。	任意	選択 (単一回答)	①令和3年度 ②令和4年度 ③令和5年度 ④令和6年度 ⑤令和7年度	
11		4	合併の種類	任意	選択 (単一回答)	①吸収合併 ②新設合併	
12		5	広域性	任意	選択 (単一回答)	①1つの市区町村内で事業展開する事業者間で合併が行われた ②同一都道府県内の複数の市区町村で事業展開する事業者間で合併が行われた ③複数の都道府県にまたがり事業展開する事業者間で合併が行われた	
13		6	保育所等以外に合併に伴う手続きを行った事業	任意	選択 (複数回答) + 記述	①高齢者福祉関連事業 ②障害者福祉関連事業 ③障害児福祉関連事業 ④保育所等以外の児童福祉関連事業 (障害児福祉関連事業以外) ⑤上記以外の福祉関連事業 ⑥商業 ⑦その他 (具体的に)	
14		7	合併の目的	任意	選択 (複数回答) + 記述	①人材確保・育成のため ②後継者不足のため ③財務状態の安定のため ④調達コストを削減するため ⑤将来の投資 (再投資) に備えるため ⑥事業の多角化 (新たな分野の事業への展開など) のため ⑦事業の規模の拡大のため ⑧事業の継続のため ⑨事業者の救済のため ⑩利用者保護のため ⑪利用者を増やすため ⑫地域ニーズに対応するため ⑬経営上の都合により、関係事業者 (いわゆるグループ事業者) 内で合併した ⑭その他 (具体的に)	
15		8	実施した背景事情	任意	選択 (複数回答) + 記述	①経営者の高齢化、健康問題、後継者難 ②収入の減少 ③物価高騰による材料費などの費用の増加 ④人件費の高騰による安定的な人材確保が困難なため ⑤保育人材の確保が困難なため ⑥子供の数の減少により、経営が悪化したため ⑦経営破綻した事業者を救済するため ⑧その他 (具体的に)	
16		9	仲介業者の有無	任意	選択 (単一回答)	①仲介業者があった ②仲介業者はなかった	
17		10	仲介手数料の金額	任意	選択 (単一回答) + 記述	①手数料はなかった ②10万円以下 ③10万円以上50万円未満 ④50万円以上100万円未満 ⑤100万円以上200万円未満 ⑥200万円以上500万円未満 ⑦500万円以上1000万円未満 ⑧1000万円以上 ⑨取引金額の () % (具体的に) ⑩把握していない	
18		11	仲介業者を用いたことのメリットを感じたか	任意	選択 (単一回答) + 記述	①メリットを感じた (具体的に) ②メリットを感じなかった ③わからない	
19		12	合併の効果	任意	選択 (複数回答) + 記述	①人材確保・育成に成功した ②後継者不足が解消した ③財務状態が安定した ④将来の投資 (再投資) に備えられた ⑤事業の多角化が行えた ⑥事業の規模が拡大した ⑦事業者の救済が図られた ⑧利用者保護が図られた ⑨利用者が増加した ⑩地域ニーズに対応できた ⑪その他 (具体的に) ⑫把握していない	
20		13	苦労した点	任意	選択 (複数回答) + 記述	①事業者間での事前協議 ②所轄庁への事前相談 ③合併後の役員等の検討 ④合併契約書の作成及び締結 ⑤事前開示に当たっての手続き ⑥評議員会や株主総会等での承認手続 ⑦定款、寄付行為等の作成または変更 ⑧所轄庁への認可等手続き ⑨債権者保護のための手続き ⑩合併の登記手続 ⑪事後開示に当たっての手続き ⑫会計・税務処理 ⑬職員との処遇の検討及び職員に対する説明 ⑭利用者や利用者家族、地域への説明 ⑮規程・システムなどの整備 ⑯その他 (具体的に) ⑰特になし	
21		14	特に苦労した点、手続きのうち改善が必要と考える点について具体的な内容を回答ください。	任意	記述		
22		15	事例1 (又は2) については以上です。事例2 (又は3) について回答しますか?	必須	選択 (単一回答)	①事例1 (又は2) で事例の回答を終了する ②事例2 (又は3) を回答する	①事例2 (又は3) を回答する此回答した場合、2-3に戻る
23	事業譲渡等に関する事項	-	【大問3】ここからは、令和3年度から令和7年度までの間における事業譲渡等に関する事項についてお見します。	-	-	-	
		1	令和3年度から令和7年度までの間において、保育事業を行う事業者同士、もしくは保育事業を行う事業者とその他の事業者との間で事業譲渡等を実施した件数をお答えください。	任意	記述	・令和3年度 () 件 ・令和4年度 () 件 ・令和5年度 () 件 ・令和6年度 () 件 ・令和7年度 () 件	

通し番号	番号	大問タイトル	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分岐
24	2		事業譲渡等を実施する場合、希望する時期はいつか回答ください。	任意	選択（単一回答） +記述	①各年度4月 ②各年度10月 ③希望するタイミング ④その他（具体的に）	
			貴事業者が実施した事業譲渡等について、①実施年度、②譲渡又は譲受の別、③相手先の法人格、④広域性、⑤保育所等以外に事業譲渡等に伴う手続きを行った事業の有無、⑥目的、⑦実施した背景事情、⑧仲介業者の有無、⑨（仲介業者がある場合の）仲介手数料、⑩仲介業者を用いたメリット、⑪事業譲渡等の効果、⑫事業譲渡等の際に苦労した点についてお答えください。 ※複数のご経験がある場合は、直近3事例についてお答えください。	-	-	-	
25	3		実施年度	任意	選択（単一回答）	①令和3年度 ②令和4年度 ③令和5年度 ④令和6年度 ⑤令和7年度	
26	4		譲渡又は譲受の別	任意	選択（単一回答）	①貴事業者が事業を譲渡した ②貴事業者が事業譲渡を受けた	
27	5		相手先の法人格	任意	選択（複数回答） +記述	①自治体（公営） ②社会福祉法人 ③株式会社・有限会社 ④学校法人 ⑤NPO法人 ⑥宗教法人 ⑦社団法人・財団法人（公益・一般） ⑧個人事業主 ⑨その他（具体的に）	
28	6		広域性	任意	選択（単一回答）	①一市区町村内の保育所等について事業譲渡等が行われた ②同一都道府県内の複数の市区町村の保育所等について事業譲渡等が行われた。 ③複数の都道府県にまたがり、保育所等の事業譲渡等が行われた	
29	7		保育所等以外に事業譲渡等に伴う手続きを行った事業	任意	選択（複数回答） +記述	①高齢者福祉関連事業 ②障害者福祉関連事業 ③障害児福祉関連事業 ④保育所等以外の児童福祉関連事業（障害児福祉関連事業以外） ⑤上記以外の福祉関連事業 ⑥医療 ⑦その他（具体的に）	
30	8		事業譲渡等を行った目的（譲渡した目的） ※譲渡のみの場合、回答は不要です。	任意	選択（複数回答） +記述	①人材不足のため ②後継者不足のため ③財務状態の改善のため ④事業の集中のため ⑤事業規模の縮小のため ⑥利用者保護のため ⑦その他（具体的に）	
31	9		事業譲渡等を行った目的（譲受した目的） ※譲受のみの場合、回答は不要です。	任意	選択（複数回答） +記述	①人材確保・育成のため ②財務状態の安定のため ③調達コストの削減のため ④将来の投資（再投資）に備えるため ⑤事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため ⑥事業の規模の拡大のため ⑦利用者を増やすため ⑧地域ニーズに対応するため ⑨救済のため（事業経理の安定のため） ⑩救済のため（利用者保護のため） ⑪その他（具体的に）	
32	10		実施した背景事情（譲渡した背景事情） ※譲渡のみの場合、回答は不要です。	任意	選択（複数回答） +記述	①経営者の高齢化、健康問題、後継者難 ②不況による収入の減少 ③物価高騰による材料費などの費用の増加 ④人件費の高騰等により安定的な人材確保が困難なため ⑤人口減少により保育人材の確保が困難なため ⑥その他（具体的に）	
33	11		実施した背景事情（譲受けた背景事情） ※譲受のみの場合、回答は不要です。	任意	選択（複数回答） +記述	①経営者の高齢化等で後継者不足に陥り事業を救済するため ②不況により経営が困難となった事業者を救済するため ③好況による収入の増加 ④事業規模を拡大し調達コストを削減するため ⑤人件費の高騰等により安定的な人材確保が困難なため ⑥人口減少の中、保育人材の確保が必要となったため ⑦その他（具体的に）	
34	12		仲介業者の有無	任意	選択（単一回答）	①仲介業者があった ②仲介業者はなかった	
35	13		仲介手数料の金額	任意	選択（単一回答） +記述	①手数料はなかった ②10万円以下 ③10万円以上50万円未満 ④50万円以上100万円未満 ⑤100万円以上200万円未満 ⑥200万円以上500万円未満 ⑦500万円以上1000万円未満 ⑧1000万円以上 ⑨取引金額の（ ）%（具体的に） ※把握していない	
36	14		仲介業者を用いたことのメリットを感じたか	任意	選択（単一回答） +記述	①メリットを感じた（具体的に） ②メリットは感じなかった ③わからない	
37	16		事業譲渡等の効果（譲渡した効果） ※譲渡のみの場合、回答は不要です。	任意	選択（複数回答） +記述	①人材不足が解消した ②後継者不足が解消した ③財務状態が改善した ④事業の集中に成功した ⑤事業規模を抑えることに成功した ⑥利用者保護が図られた ⑦その他（具体的に）	
38	17		事業譲渡等の効果（譲受けた効果） ※譲受のみの場合、回答は不要です。	任意	選択（複数回答） +記述	①人材確保・育成に成功した ②財務状態が安定した ③将来の投資（再投資）として価値があった ④事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）が行えた ⑤事業の規模が拡大した ⑥利用者が増加した ⑦地域ニーズに対応することができた ⑧事業者経理が安定した ⑨利用者保護が図られた ⑩その他（具体的に）	

通し番号	番号	大問タイトル	設問文	回答必須/任意	回答形式	選択肢	設問の分岐
39	18	苦勞した点（譲渡法人の場合） ※譲渡のみの場合、回答は不要です。		任意	選択（複数回答） +記述	①譲渡事業者における事業継続の可否についての事前調査 ②事業者間での事前協議 ③所轄庁への事前相談 ④譲渡の可否や譲渡の条件検討等の調査 ⑤事前譲渡等の契約作成・締結 ⑥所轄庁への事業に係る財産処分申請 ⑦所轄庁への施設の廃止申請及び認可等申請 ⑧定款、寄付行為等の変更 ⑨会計・税務処理手続き ⑩資産・負債の移管手続き ⑪職員の出退の検討及び職員に対する説明 ⑫利用者や利用者家族、地域への説明 ⑬その他（具体的に） ⑭特になかった	
40	19	苦勞した点（譲渡法人の場合） ※譲渡のみの場合、回答は不要です。		任意	選択（複数回答） +記述	①事業者間での事前協議 ②所轄庁への事前相談 ③譲渡の可否や譲渡の条件検討等の調査 ④事前譲渡等の契約作成・締結 ⑤所轄庁への施設の廃止申請及び認可等申請 ⑥定款、寄付行為等の変更 ⑦会計・税務処理手続き ⑧資産・負債の移管手続き ⑨職員の雇用条件の検討 ⑩利用者との再契約の締結 ⑪規程・マニュアル類、システムなどの整合性の確保 ⑫その他（具体的に） ⑬特になかった	
41	20	特に苦勞した点、手続のうち改善が必要と考える点について具体的な内容を回答ください。		任意	記述		
42	21	事例1（又は2）については以上です。事例2（又は3）について回答しますか？		必須	選択（単一回答）	①事例1（又は2）で事例の回答を終了する ②事例2（又は3）を回答する	「②事例2（又は3）を回答する」と回答した場合、3-3に戻る
4	-	合併・事業譲渡等に関するローカルルールの把握	【大問4】ここからは合併・事業譲渡等を行った際に自治体間による 違いの有無等についてお伺いします。				
43	1	貴事業者が、合併・事業譲渡等を行った際に、保育所等の所轄庁に対して事前相談等を実施しましたか。		任意	選択（複数回答）	（マトリクス横軸） ・都道府県 ・市区町村 選択肢（マトリクス横軸） ①事前相談を複数の自治体（都道府県/市区町村）で行った ②事前相談を1つの自治体（都道府県/市区町村）のみで行った ③事前相談は行っていない	
44	2	事前相談についての設問で「事前相談を複数の都道府県/市区町村で行った」と回答した事業者にお伺いします。 事前相談の実施時期に違いはありましたか。		任意	選択（複数回答） +記述	（マトリクス横軸） ・都道府県 ・市区町村 選択肢（マトリクス横軸） ①違いがあった ②違いはなかった 「違いがあった」場合の具体的な内容	
45	3	事前相談についての設問で「事前相談を複数の都道府県/市区町村で行った」と回答した事業者にお伺いします。 事前相談の実施方法（対面、オンライン等）に違いはありましたか。		任意	選択（複数回答） +記述	（マトリクス横軸） ・都道府県 ・市区町村 選択肢（マトリクス横軸） ①違いがあった ②違いはなかった 「違いがあった」場合の具体的な内容	
46	4	事前相談の実施時期または方法で「違いがあった」と回答した事業者の方にお伺いします。 事前相談の実施時期、方法が自治体ごとに異なることに対する負担感ほどの程度ありましたか。		任意	選択（複数回答）	（マトリクス横軸） ・都道府県 ・市区町村 選択肢（マトリクス横軸） ①非常に負担だと感じた ②少しだけ負担に感じた ③あまり負担とは思わなかった ④全く負担だと感じなかった	
47	5	複数の自治体にまたがる形で合併・事業譲渡等を行った経験がある事業者の方にお伺いします。 合併・事業譲渡等を行う際に、保育所等の認可等に関する申請関連文書に係る様式や添付書類が自治体ごとに異なることに対する負担感ほどの程度ありましたか。		任意	選択（複数回答）	（マトリクス横軸） ・都道府県 ・市区町村 選択肢（マトリクス横軸） ①非常に負担に感じた ②少しだけ負担に感じた ③あまり負担とは思わなかった ④全く負担だと感じなかった ⑤複数の自治体にまたがる合併・事業譲渡等は行っていない	
48	6	複数の自治体にまたがる形で合併・事業譲渡等を行った経験がある事業者の方にお伺いします。 合併・事業譲渡等を行う際に、事前相談の時期・形式、認可等申請関連文書に係る様式・添付書類以外に、自治体ごとに異なることが原因で合併や事業譲渡等を検討・実施するに当たって負担に感じた事象があればお答えください。		任意	記述		
49	7	合併・事業譲渡等を行った際に、課題、障壁となった事象を回答してください。		任意	選択（複数回答）	①合併・事業譲渡先の選定が困難 ②合併・事業譲渡先へのコンタクトが困難 ③合併・事業譲渡等に際し、経費上の条件調整（主に財務面）が困難 ④合併・事業譲渡等に際し、雇用面の条件調整（継続雇用等）が困難 ⑤合併・事業譲渡等に際し、保育理念や施設の運営方針等の調整が困難 ⑥将来的な経営状況の悪化 ⑦人間関係への影響 ⑧取り囲むにあたって規制に抵触する恐れがある、または制度面の課題があった（具体的に） ⑨所轄庁との調整が困難だった ⑩所轄庁の認可等が下りなかった ⑪その他（具体的に）	
5	-	ヒアリング調査ご協力の可否	本調査では、ご回答いただいた内容の詳細を伺うため、ヒアリング調査を実施したいと考えております。つきましては、業務が多忙のところ誠に恐れますが、ヒアリング調査にもご協力いただけますよう、よろしくお申し上げます。 ヒアリングにご協力いただける場合には、以下をご教示いただけますと幸いです。				
50	1	事業者名		任意	記述		
51	2	回答者名・回答者職名		任意	記述		
52	3	回答者様のE-mailアドレスと電話番号		任意	記述		

付録2 標準様式案

① 児童福祉施設（保育所）設置認可申請書

第〇号様式（第〇条関係）

児童福祉施設（保育所）設置認可申請書

年 月 日

〇〇知事／市町村長

申請者所在地 _____

名 称 _____
 代表者の職名・
 氏名 _____

児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、児童福祉施設（保育所）を設置したいので、認可を申請いたします。

施設の名称		施設の種類	
施設の位置			
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	敷地		
		_____ m ²	
	建物		
	ア 延べ（床）面積	_____ m ²	
	イ 建築面積	_____ m ²	
	建物の規模及び構造（建物を区分して所有あるいは使用している場合は保育所専用面積）	ア 構造 _____ 階建て 別紙1「各室別面積表」のとおり	
設備	_____		
図面	別添のとおり		
経営の責任者の氏名			
福祉の実務に当たる幹部職員の名			
収支予算書	別添のとおり		
設置を要する理由			
事業開始予定年 月 日	年 月 日		

（添付書類）※ 必要に応じて、下記以外の書類の提出を求め場合があります

- 1 施設の配置図・位置図及び平面図
- 2 土地、建物登記事項全部証明、賃貸借契約書
- 3 運営に関する規程
- 4 資金収支予算書、預金残高証明書、決算書
- 5 設置者及び経営の責任者、福祉の実務に当たる幹部職の経歴
- 6 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等

各室別面積表（乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室については内法有効面積を記載）

名 称	面積 (㎡)	保育する乳幼児数	設置階数	備 考
乳児室				
ほふく室				
保育室 1				
保育室 2				
保育室 3				
保育室 4				
保育室等小計	0.00㎡			
遊戯室 1				
遊戯室 2				
遊戯室小計	0.00㎡			
沐浴室				
調乳室				
医務室				
調理室				
事務室				
会議室				
保育士休憩室				
便所				○階（児童用 大○小○）（乳児用○所 大○） （職員用 大○）
その他	#REF!			玄関ホール、廊下、階段室、PS等
合計	#REF!			
園庭又は屋外遊技場				

※各室の名称は平面図（配置図）の各室名称と一致する。

※合計面積は建築延べ面積と一致する。

② 児童福祉施設（保育所）廃止（休止）承認申請書

第〇号様式（第〇条関係）

児童福祉施設（保育所）廃止（休止）承認申請書

年 月 日

〇〇知事／市町村長

申 請 者 所 在 地 _____

名 称 _____

代表者の職名・
氏名 _____

児童福祉法第 35 条第 12 項の規定に基づき、児童福祉施設（保育所）を廃止（休止）したいので、承認を申請いたします。

廃止又は休止 の理由	
入所させてい る者の 措置	
廃止予定年月日 (廃止の場合)	年 月 日
休止予定期間 (休止の場合)	年 月 日～ 年 月 日
財産の処分方法 (廃止の場合)	

③ 幼保連携型認定こども園設置認可申請書

第〇号様式（第〇条関係）

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

〇〇知事／市町村長

申請者所在地 _____

名 称 _____
 代表者の職名・
 氏名 _____

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項の規定により、認可を申請いたします。

目 的	
施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面	園地 _____ m ²
	園舎・園庭
	ア 園舎の面積 _____ m ²
	イ 園庭の面積 _____ m ²
	建物の規模及び構造（建物を区分して所有あるいは使用している場合は保育所専用面積）
	ア 構 造 別紙1「各室別面積表」のとおり 階建て
設備	
図面	別添のとおり
開 設 の 時 期	年 月 日

（添付書類）※ 必要に応じて、下記以外の書類の提出を求める場合があります

- 1 施設の配置図・位置図及び平面図
- 2 土地、建物登記事項全部証明、賃貸借契約書
- 3 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）
- 4 経費の見積り及び維持方法について分かる資料
- 5 都道府県が条例で定める要件に適合していることを証する書類

各室別面積表（乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室については内法有効面積を記載）

名 称	面積 (㎡)	保育する 乳幼児数	設置 階数	備 考
乳児室				
ほふく室				
保育室 1				
保育室 2				
保育室 3				
保育室 4				
保育室等小計	0.00㎡			
遊戯室 1				
遊戯室 2				
遊戯室小計	0.00㎡			
沐浴室				
調乳室				
医務室				
調理室				
事務室				
会議室				
保育士休憩室				
便所				○階（児童用 大○小○）（乳児用○所 大○） （職員用 大○）
その他	#REF!			玄関ホール、廊下、階段室、PS等
合計	#REF!			
園庭又は屋外遊技場				

※各室の名称は平面図（配置図）の各室名称と一致する。

※合計面積は建築延べ面積と一致する。

④ 幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

第〇号様式（第〇条関係）

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

年 月 日

〇〇知事／市町村長

設置者所在地 _____
(変更前)

名 称 _____
代表者の職名・ _____
氏名 _____

設置者所在地 _____
(変更後)

名 称 _____
代表者の職名・ _____
氏名 _____

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第18条の規定により、申請いたします。

施設の名称			
施設の所在地			
変更しようとする事項	変更事項	変更前	変更後
	目的		
	名称		
	所在地		
	園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面		
	経費の見積及び維持方法		
変更理由			
変更時期	年 月 日		

(添付書類) ※ 必要に応じて、下記以外の書類の提出を求める場合があります
変更の内容が分かる書類

⑤ 幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

第〇号様式（第〇条関係）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

年 月 日

〇〇知事／市町村長

申請者所在地 _____

名 称 _____

代表者の職名・
氏名 _____

幼保連携型認定こども園を廃止（休止）したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の廃止（休止）を申請いたします。

廃止又は休止の理由	
園児の措置	
廃止予定 年 月 日 (廃止の場合)	年 月 日
休止予定期間 (休止の場合)	年 月 日～ 年 月 日
財産の処分方法 (廃止の場合)	

⑥ 認定こども園認定申請書

第〇号様式（第〇条関係）

認定こども園認定申請書

年 月 日

〇〇知事／市町村長

申請者住所 _____

名 称 _____

代表者の職名・
氏名 _____

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

認定を受けようとする施設	施設の名称		種別	幼稚園・保育所 ・保育機能施設	
	施設の所在地				
認定を受けようとする施設	施設の名称		種別	幼稚園・保育所 ・保育機能施設	
	施設の所在地				
利用定員	区分	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計	合計
	保育を必要とする子ども	人	人	人	人
	保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人	
認定こども園の名称					
認定こども園の長となるべき者の氏名					
年間開園日数	日				
開所時間	平日	時 分	～	時 分	
	土曜日	時 分	～	時 分	
	日曜日	時 分	～	時 分	

（添付書類）※ 必要に応じて、下記以外の書類の提出を求める場合があります

- 1 教育及び保育の目標及び主な内容
- 2 子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの

⑦ 家庭的保育事業等認可申請書

第〇号様式（第〇条関係）

家庭的保育事業等認可申請書

年 月 日

〇〇市町村長

申請者所在地 _____

名 称 _____
 代表者の職名・
 氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定に基づき家庭的保育事業等を行いたいので、児童福祉法施行規則第36条の36第1項の規定により認可を申請いたします。

事業所の 名 称	
事業所の 種 類	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業（ <input type="checkbox"/> A型 <input type="checkbox"/> B型 <input type="checkbox"/> C型 ） <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業（ <input type="checkbox"/> 保育所型 <input type="checkbox"/> 小規模型 ） <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業
事業所の 位 置	
建物その他設備 の規模及び構造 並びにその図面	敷地 _____㎡
	建物
	ア 延べ（床）面積 _____㎡
	イ 建築面積 _____㎡
	建物の規模及び構造（建物を区分して所有あるいは使用している場合は保育所専用面積）
	ア 構 造 別紙1「各室別面積表」のとおり 階建て
設備	
図面	別添のとおり
経営の責任者 の 氏 名	
福祉の実務に 当たる幹部職 員 の 氏 名	
収 支 予 算 書	別添のとおり
設置を要する 理 由	
事業開始予定 年 月 日	年 月 日

（添付書類）※ 必要に応じて、下記以外の書類の提出を求める場合があります

- 1 施設の配置図・位置図及び平面図
- 2 土地、建物登記事項全部証明、賃貸借契約書
- 3 年間事業計画
- 4 運営に関する規程
- 5 資金収支予算書、預金残高証明書、決算書
- 6 設置者及び経営の責任者、福祉の実務に当たる幹部職の経歴
- 7 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者の履歴及び資産状況がわかる資料
- 8 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等

各室別面積表（乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室については内法有効面積を記載）

名 称	面積 (㎡)	保育する 乳幼児数	設置 階数	備 考
乳児室				
ほふく室				
保育室 1				
保育室 2				
保育室 3				
保育室 4				
保育室等小計	0.00㎡			
遊戯室 1				
遊戯室 2				
遊戯室小計	0.00㎡			
沐浴室				
調乳室				
医務室				
調理室				
事務室				
会議室				
保育士休憩室				
便所				○階（児童用 大○小○）（乳児用○所 大○） （職員用 大○）
その他	#REF!			玄関ホール、廊下、階段室、P S 等
合計	#REF!			
園庭又は屋外遊技場				

※各室の名称は平面図（配置図）の各室名称と一致する。

※合計面積は建築延べ面積と一致する。

⑧ 家庭的保育事業等廃止(休止)承認申請書

第〇号様式(第〇条関係)

家庭的保育事業等廃止(休止)承認申請書

年 月 日

〇〇市町村長

申請者所在地 _____

名 称 _____

代表者の職名・
氏名 _____

児童福祉法第34条の15第7項の規定に基づき下記事業の廃止(休止)をしたいので、児童福祉法施行規則第36条の37第1項各号の規定により申請いたします。

廃止又は休止の理由	
現に保育を受けている者の措置	
廃止予定 年 月 日 (廃止の場合)	年 月 日
休止予定期間 (休止の場合)	年 月 日～ 年 月 日
財産の処分方法 (廃止の場合)	

⑨ 特定教育・保育施設確認申請書

第〇号様式（第〇条関係）

特定教育・保育施設確認申請書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者所在地 _____

氏名 _____ 印
(または名称)

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けるため、同法第31条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

施設の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園（ <input type="checkbox"/> 幼保連携型 <input type="checkbox"/> 幼稚園型 <input type="checkbox"/> 保育所型 <input type="checkbox"/> 地方裁量型） <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所		
施設の所在地			
設置者の名称			
主たる事務所の所在地			
代表者の職名・氏名	職名		フリガナ
			氏名
代表者の生年月日	年 月 日		
代表者の住所			
事業開始（予定）年月日	年 月 日		
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定
	人	人	人
施設の管理者の氏名・生年月日	フリガナ		生年月日
	氏名		年 月 日
施設の管理者の住所			

（添付書類）※ 必要に応じて、下記以外の書類の提出を求める場合があります

- 1 設置者の定款、寄附行為等およびその登記事項証明書
- 2 認定こども園、幼稚園又は保育所の認可証又は認定証等の写し
- 3 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要に関する書類
- 4 運営規程
- 5 利用者又はその家族からの苦情を苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類
- 6 従業者の勤務の体制および勤務形態に関する書類
- 7 事業に係る資産の状況がわかる書類
- 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類
- 9 施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する書類
- 10 子ども・子育て支援法第40条第2項に該当していないことを誓約する書面(誓約書)
- 11 役員の氏名、生年月日および住所がわかる書類

⑩ 特定教育・保育施設確認辞退届出書

第〇号様式（第〇条関係）

特定教育・保育施設確認辞退届出書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者所在地 _____

氏 名
(または名称) _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第27条第1項の規定による確認を辞退したいので、同法第36条に基づき以下のとおり届け出ます。

施設 名 の 称	
施設 所 在 地	〒 _____
教育・保育施設 の 種 類	<input type="checkbox"/> 認定こども園（ <input type="checkbox"/> 幼保連携型 <input type="checkbox"/> 幼稚園型 <input type="checkbox"/> 保育所型 <input type="checkbox"/> 地方裁量型） <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所
確認を受けた 年 月 日	年 月 日
確認を辞退する 年 月 日	年 月 日
確認を辞退する 理 由	
現に利用してい る子どもに対す る 措 置	

⑪ 特定地域型保育事業者確認申請書

第〇号様式（第〇条関係）

特定地域型保育事業者確認申請書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者所在地 _____
 氏名 _____ 印
 (または名称)
 代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第29条第1項の確認を受けるため、同法第43条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

事業所の名称					
事業所の所在地					
申請者の名称					
主たる事務所の所在地					
代表者の職名・氏名	職名		フリガナ		
			氏名		
代表者の生年月日			年 月 日		
代表者の住所					
事業開始(予定)年月日			年 月 日		
利用定員	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
		人	人	人	人
管理者の氏名・生年月日	フリガナ		生年月日		年 月 日
	氏名				
管理者の住所					
連携施設の名称	保育内容の支援	フリガナ			
		名称			
	代替保育	フリガナ			
		名称			
	卒園後の教育・保育の提供	フリガナ			
		名称			

(添付書類) ※ 必要に応じて、下記以外の書類の提出を求める場合があります

- 申請者の定款、寄附行為等およびその登記事項証明書(申請者が法人の場合)
- 地域型保育事業の認可証等の写し
- 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要に関する書類
- 運営規程
- 利用者又はその家族からの苦情を苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類
- 従業者の勤務の体制および勤務形態に関する書類
- 事業に係る資産の状況がわかる書類
- 満三歳未満保育認定子どもの選考基準に関する書類
- 地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する書類
- 子ども・子育て支援法第52条第2項に該当していないことを誓約する書面(誓約書)
- 役員の氏名、生年月日および住所がわかる書類

⑫ 特定地域型保育事業者確認辞退届出書

第〇号様式（第〇条関係）

特定地域型保育事業者確認辞退届出書

年 月 日

〇〇市町村長殿

申請者所在地 _____

氏 名 _____
(または名称)

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第29条第1項の規定による確認を辞退したいので、同法第48条に基づき以下のとおり届け出ます。

施設 名	の 称
施設 所 在	地
確認を辞退する 年 月 日	年 月 日
確認を辞退する 理	由
現に利用してい る子どもに対す る 措 置	

令和7年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業 指定課題 03
「保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」
事業報告書

発行日：令和8年3月
発行：PwCコンサルティング合同会社